

第7期 矢巾町
障がい者プラン・障がい福祉計画
第3期 矢巾町
障がい児福祉計画

「つなぐ」「つながる」「ともに生きる」
～医療・福祉・教育の充実したまちづくりを目指して～



工藤このみさん(矢巾町)

令和6年3月
岩手県 矢巾町

目 次

【第1編】 総論	1
第1章 計画の概要	3
1 障がい者施策をめぐる現状と計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	5
3 計画期間	9
4 計画の策定体制	10
第2章 矢巾町の障がい者を取り巻く現状	13
1 人口と世帯数	13
2 障がい者数の推移	14
3 障がい者の就学、就業状況	20
4 アンケート調査にみる障がい者支援の現状と課題	23
第3章 第7期計画の方向性	43
1 第6期計画の目標達成状況	43
2 第7期計画の基本的考え方	47
3 施策の体系	50
【第2編】 第7期 障がい者プラン	51
第1章 差別解消・虐待防止・権利擁護	53
施策目標1 権利擁護の推進、虐待の防止	53
施策目標2 障がいを理由とする差別の解消	55
第2章 安心・安全な生活環境の整備	56
施策目標1 住宅の確保	56
施策目標2 移動しやすい環境の整備等	57
施策目標3 アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進	58
施策目標4 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	59
第3章 情報アクセシビリティの向上	60
施策目標1 情報提供の充実	60
施策目標2 意思疎通支援の充実	61
第4章 防災、防犯等の推進	62
施策目標1 防災対策の推進	62
施策目標2 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止	63

第5章 行政等における配慮の充実	64
施策目標1 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進	64
第6章 保健・医療の推進	65
施策目標1 精神保健・医療の適切な提供等	65
施策目標2 保健・医療の充実等	67
施策目標3 難病に関する保健・医療施策の推進	69
施策目標4 障がいの原因となる疾病等の予防・治療	70
第7章 自立生活支援・意思決定支援	72
施策目標1 相談支援体制の充実・強化	72
施策目標2 障がいのある子どもに対する支援の充実	74
施策目標3 障がい福祉サービス等の質の向上等	76
施策目標4 障がい福祉を支える人材の育成・確保	78
第8章 教育の振興	80
施策目標1 インクルーシブ教育システムの推進	80
施策目標2 教育環境の整備	81
第9章 雇用・就労、経済的自立の支援	82
施策目標1 総合的な就労支援	82
施策目標2 経済的な自立の支援	84
施策目標3 障がい者雇用の促進	85
施策目標4 福祉的就労の底上げ	87
第10章 文化芸術・スポーツ等の振興	88
施策目標1 文化芸術活動の支援、余暇・レクリエーション活動等の充実	88
第11章 国際社会での連携の推進	90
施策目標1 国際社会に向けた情報発信の推進等	90
施策目標2 国際的枠組みとの連携の推進	91
施策目標3 障がい者の国際交流等の推進	91
★ 障がい者プラン成果目標 ★	92
【第3編】 第7期 障がい福祉計画	95
第1章 障がい福祉計画の策定にあたって	97

1 サービス等の体系	97
2 障がい福祉サービス等の提供の考え方	98
3 計画の数値目標	100
第2章 障がい福祉サービス等	111
1 訪問系サービス	111
2 日中活動系サービス	113
3 居宅系サービス	123
4 相談支援	126
5 自立支援医療と補装具	127
第3章 地域生活支援事業	128
1 必須事業	128
2 任意事業	138
【第4編】 第3期 障がい児福祉計画	141
第1章 障がい児福祉計画の策定にあたって	143
1 計画の数値目標	143
第2章 児童福祉法に基づく障がい児福祉サービス	147
1 障害児通所支援	147
2 障害児入所支援	149
3 障害児相談支援	150
4 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置	151
5 ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制の確保	152
【資料編】	153
1 矢巾町障害者自立支援協議会設置要綱	155
2 矢巾町障害者自立支援協議会委員名簿	159
3 矢巾町障害者自立支援協議会計画策定部会名簿	160
4 矢巾町障がい者プラン・障がい福祉計画及び 障がい児福祉計画の策定経過	162

第 1 編

総 論

第1章 計画の概要

1 障がい者施策をめぐる現状と計画策定の趣旨

(1) 障がい者施策の動向

- 国では障害者権利条約の採択（平成18年12月）と発効（平成20年5月）を受け、その後も条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障がい者に係る制度の集中的な改革に取り組む中で、平成23年には「障害者基本法」の改正、平成24年には障害者自立支援法に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」と称する）」の制定を行いました。
- 障がい者の雇用については、昭和51年に制定された「障害者雇用促進法」により雇用率制度が導入され、身体障がい者が法定雇用率の算定対象となったのをきっかけとして、平成10年には知的障がい者、平成30年には精神障がい者もその算定基準に加えられました。
- 医療的ケア児（者）への支援としては、医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援することを目的として、令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定されました。
- 令和4年度には障害者基本法に基づき国が策定する障がい者施策に関する基本計画が見直され、令和5年度から令和9年度までの概ね5年を計画期間とする「障害者基本計画（第5次計画）」が策定されました。
- 令和4年度に公布された、障害者総合支援法等を一部改正する法律により、新たな福祉サービスの創設など支援が拡充されました。
- 障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進については、全ての障がい者があらゆる分野の活動に参加することを目的とした「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が令和4年5月に公布、施行されました。
- 障がい者の人権に関しては、平成25年に制定された「障害者差別解消法」が改正され、令和6年施行の内容として、事業者における障がい者への合理的配慮の義務化が盛り込まれました。
- 矢巾町は令和元年に岩手医科大学附属病院が移転し、高度かつ専門的な医療が受けられるとして町内における医療的ケア児の数は11人（令和5年12月時点）と近隣他市町と比較しても人口に比して多い現状があります。そのため、令和3年度より矢巾町医療的ケア児等在宅レスパイト事業の開始、医療的ケア児を想定した避難所開設訓練の実施など本人及び家族への支援を充実させてきました。
- また、矢巾町には障害福祉サービス及び障がい児福祉サービスに係る指定事業所が多く存在し、充実した福祉サービスを受ける下地ができています。

【 国の障害者基本計画（第5次）の基本的考え方 】**○基本理念**

「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める」

○基本原則

- ①地域社会における共生等 ②差別の禁止 ③国際的協調

○各分野に共通する視点

- ①障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保
- ②共生社会の実現に資する取組の推進
- ③当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- ④障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- ⑤障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- ⑥PDCA サイクル等を通じた実効性のある取組の推進

（２）矢巾町における計画の策定

○本町では、令和３年３月に策定した「第６期矢巾町障がい者プラン及び障がい福祉計画」及び「第２期矢巾町障がい児福祉計画」の計画期間が令和６年３月で終了します。従来の計画内容を見直し、新たな「第７期矢巾町障がい者プラン及び障がい福祉計画」及び「第３期矢巾町障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

○障害者総合支援法、児童福祉法の改正内容及び障がい福祉に関するあらゆる法令を踏まえた上で、国の「障害者基本計画（第５次）」や「岩手県障がい者プラン」を基本とし、新たな計画を策定します。

○本町におけるこれまでの取り組みの成果や課題を踏まえ、矢巾町における障がい福祉施策の方向性を定めるとともに、矢巾町において障がい福祉に携わるすべての人の行動指針を示すものです。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の性格・位置づけ

本町が障がい者施策について策定する計画は、「①障がい者計画」、「②障がい福祉計画」、「③障がい児福祉計画」の3つがあります。それぞれの計画の根拠法令、性格、内容は以下のとおりです。

○障がい者計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画の内容等

	①障がい者計画	②障がい福祉計画	③障がい児福祉計画
根 拠 法 令	障害者基本法第 11 条第 3 項	障害者総合支援法第 88 条第 1 項	児童福祉法第 33 条の 20
計画の性格	障がい者施策全般の基本的指針を定める中長期的視点からの分野横断的な総合計画	障がい者施策の中のサービス提供等についての具体的な実施計画	障がい児施策の中のサービス提供等についての具体的な実施計画
計画の内容	保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報など障がい者に関するあらゆる分野の施策について定めるもの	障がい福祉サービスや地域生活支援事業の種類ごとの必要量の見込み、見込量の確保の方策、人材の養成等について定めるもの	障がい児福祉サービスや地域生活支援事業の種類ごとの必要量の見込、見込量の確保の方策等について定めるもの

(2) 上位計画・他計画との関連

計画の策定にあたっては、第8次矢巾町総合計画（令和6年度～令和13年度）といった上位計画及び、保健・福祉分野をはじめとした各種分野の計画との整合性を図ってまいります。

第8次矢巾町総合計画では、基本理念、町の将来像、まちづくりの方針を以下のとおり定めています。

○計画の基本理念（目指すべき姿）

「みんなで築く 躍動感あふれ幸せな未来へ進化するまち やはば」

○まちの将来像

- ① 新たな活力と変革を実感できるまち
- ② 「ありがとう」が行き交う幸せなまち
- ③ 豊かな環境を未来へつなぐまち

○まちづくりの方針

施策の柱②「誰一人取り残さない社会を目指すまちづくり」

・ 施策の方向 ②-4 障がいの有無によらない地域共生社会の促進

誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら地域社会で共に暮らすことができるまちを目指し、相談体制の充実や理解促進のための啓発に取り組みます。

②-5 多様性と包摂性のある共生社会の実現

障がいのある人もない人も地域社会で共に暮らす社会の実現に向け、障がいに関する理解促進や多種多様な方々が交流できる機会の拡充に取り組み、心のバリアフリーの理解促進や情報アクセシビリティの向上を図ります。

・ まちづくりの指標 障がいのある人への理解が深まってきていると思う人の割合

現状値（令和5年度）38.4％ → 目標値（令和9年度）40％

・ SDGs（持続可能な開発目標）への対応

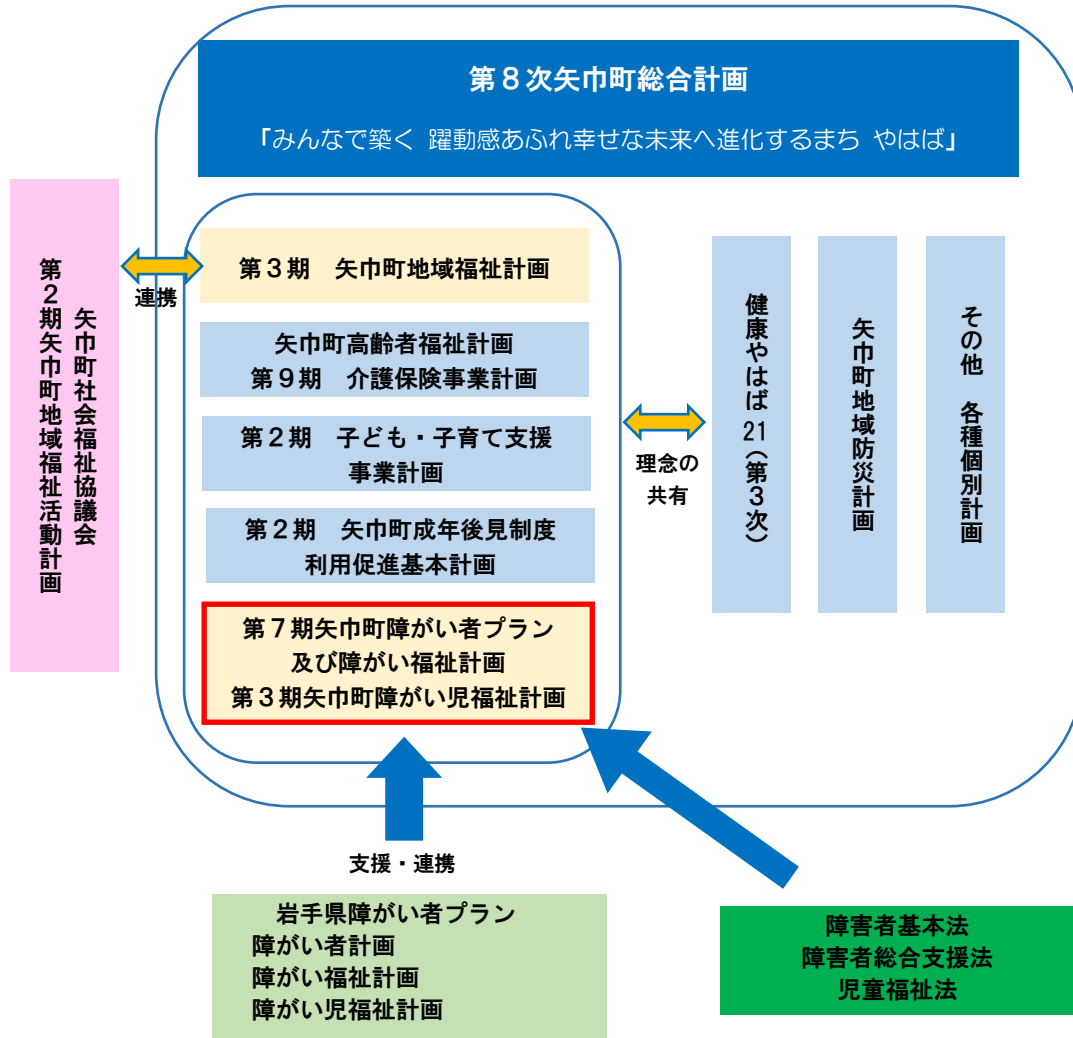


★SDGs（持続可能な開発目標）

Sustainable、Development の頭文字「S」「D」と Goals の略「Gs」を合わせた略称。

SDGs は、2015 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載がある、2030 年までに持続可能でより良い世界を目指す国際指標です。

○矢巾町障がい者プラン等と各種計画との関連



○関連する各種計画

- ・第8次矢巾町総合計画（前期基本計画）
- ・矢巾町地域防災計画
- ・矢巾町住生活基本計画 矢巾町住宅マスタープラン
- ・第3期矢巾町地域福祉計画
- ・矢巾町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
- ・第2期矢巾町子ども・子育て支援事業計画
- ・第2期矢巾町成年後見制度利用促進基本計画
- ・健康やはば21（第3次）
- ・矢巾町スポーツ推進計画
- ・第2期矢巾町地域福祉活動計画（社会福祉協議会）

（３）計画の対象

本計画の対象は、障害者基本法第2条、障害者総合支援法第4条に規定する「障害者」及び「障害児」をはじめとするすべての人としています。

【障害者基本法】

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

【障害者総合支援法】

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条 に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条第一項に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。

「障害者」「障害児」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加えて、難病（国の指定する特定疾患医療給付対象者）、高次脳機能障害、ASD（自閉症スペクトラム障害）※¹、LD（限局性学習障害）※²、ADHD（注意欠如・多動性障害）※³などの疾病や障がいのある方です。

また、障がいのない方についても、障がいや障がい者に対する理解を促進する対象となることから、広義では本計画の対象に含まれると考えます。

最新のDSM-5（精神疾患や発達障がいの世界的な診断基準「精神疾患の診断・統計マニュアル第5版」）では、発達障がいの種類は7つに分けられ、代表的なものとしてASD（自閉症スペクトラム障害）※¹、LD（限局性学習障害）※²、ADHD（注意欠如・多動性障害）※³があります。

※1【ASD（自閉症スペクトラム障害）】

自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がいが統合されてできた診断名です。

自閉症は、「対人関係の障がい」、「コミュニケーションの障がい」、「限定した常同的な興味、行動及び活動」の3つの特徴を持つ障がいで、3歳までに何らかの症状が見られます。

アスペルガー症候群は、言葉の発達の遅れを伴わないもので、知的発達の遅れも有しないタイプの自閉症のことです。特定分野において極めて高い能力や知識を持つことも多いと言われています。

※2【LD（限局性学習障害）】

学習障がいとは、基本的には全般的な知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す障がいです。

※3【ADHD（注意欠如・多動性障害）】

気が散りやすい・忘れっぽい・些細なミスをする・考えずに行動する・落ち着きがないなど、年齢相応に不釣り合いな、不注意・衝動性・多動性の症状がみられる障がいです。

3 計画期間

障がい者プラン、障がい福祉計画、障がい児福祉計画いずれも、令和6年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とします。

なお、今後の社会情勢や障がいのある人を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて内容の見直しを行います。

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
矢巾町 障がい者 プラン	第3期		第4期		第5期		第6期		第7期（本計画）						
矢巾町 障がい福祉 計画	第3期		第4期		第5期		第6期		第7期（本計画）						
矢巾町 障がい児 福祉計画					第1期		第2期		第3期（本計画）						
※国の動向	障害者差別解消法 施行				障害者総合支援法 改正 児童福祉法 改正										
	障害者総合支援法 施行					障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 施行									
国の計画	第3次障害者基本計画 （H25 年度～29 年度）					第4次障害者基本計画 （H30 年度～R4 年度）					第5次障害者基本計画 （R5 年度～R9 年度）				

4 計画の策定体制

(1) 計画策定に係る組織の設置

■矢巾町障害者自立支援協議会

計画の策定にあたり、障がい者団体、保健・福祉・医療関係者、学識経験者、民生児童委員・主任児童委員、障がい者基幹相談支援センター、関係行政機関の職員等により構成する「矢巾町障害者自立支援協議会」を計画策定委員会と位置づけ、事務局（福祉課）が計画検討部会の協議を経て作成した計画案についてご審議いただき、最終的な計画内容を決定しました。

■矢巾町障害者自立支援協議会計画検討部会

計画の策定にあたり、障害者自立支援協議会のもと、サービス事業者等の障がい福祉関係者、教育・保育関係者及び庁内の関係各課の職員等で構成する「障害者自立支援協議会計画検討部会」を設置しました。

計画案は、福祉課と計画検討部会でその文言について検討しました。

(2) アンケート調査の実施

障がい者の日常生活の状況、障がい福祉施策に関する意見等の把握を目的にアンケート調査を実施し、計画案の作成にあたっては調査結果の反映を図りました。

調査対象は、令和5年8月1日現在、町内在住の各種障がい者手帳所持者、自立支援医療（精神通院）受給者、障がい児福祉サービス利用者及び前者を除く一般住民を対象として実施しました。なお、無作為抽出により1,500名に対して配布しました。なお、調査対象の区分は身体障害者手帳＞療育手帳＞精神障害者保健福祉手帳＞自立支援医療（精神通院）受給者証の順に優位性を定め、これら各種障がい者手帳等を複数お持ちの方はより優位な手帳の所持者として計上しています。

■調査対象と調査時期

区分	調査対象	対象者数	
①障がい者調査	身体障害者手帳の所持者	668 人	障がい者調査
	療育手帳の所持者	111 人	
	精神障害者保健福祉手帳の所持者	144 人	
	自立支援医療（精神通院）受給者	187 人	
	計	1,110 人	
②障がい児調査	18歳未満の障がい児福祉サービス利用者	80 人	障がい児調査
③一般調査	①、②以外の16歳以上65歳以下の町民	310 人	一般調査

■配布・回収の結果

配布数	①配布数	②回収数 【回収率】	③無効回答数	④有効回答数 【有効回答率】
①障がい者調査	1,110件	497件 【44.8%】	0 件	497件 【44.8%】
②障がい児調査	80件	35件 【43.8%】	0 件	35件 【43.8%】
③一般調査	310件	116件 【37.4%】	0 件	116件 【37.4%】

(3) ヒアリング調査の実施

より詳細に障がい者のニーズを把握するために、ヒアリング調査を実施しました。

テーマ	ヒアリング対象者	ヒアリング日時	概要
強度行動障がい	強度行動障がいをお持ちの方を支援する方	令和5年9月6日 (水) 10:00～11:00	・強度行動障がいをお持ちの方はこだわり行動、異食、自傷他害、器物破損、多飲水、感覚過敏、環境の変化への不応答などを示すため逐一見守りや介助が必要となってくる。 ・当事者が安心して過ごせるためにも支援者の人員確保は課題である。
視覚障がい	視覚障がいの当事者	令和5年9月7日 (木) 9:00～9:30	・社会には視覚障害の方にとってまだまだ障壁がある。 ・一番期待するのは視覚障害に関する施策を推進する際は当事者を入れてほしいということ。
高次脳機能障がい	高次脳機能障がいの当事者	令和5年9月9日 (土) 13:00～16:00	・高次脳機能障がいは記憶障がいや遂行機能障がい、感覚過敏などが特徴であるが、人によりその度合いも異なる。 ・当事者からすると光や大量の文字情報、雑多な配置、複雑な仕組みは非常にストレスとなるため、シンプルで簡単な仕組みを例えば窓口においても整備する必要がある。
難病	・難病をお持ちの方を支援する方 ・難病をお持ちの方のご家族	令和5年9月12日 (火) 16:00～17:00	・難病は制度の狭間に陥りやすく、支援が充実しているとは言えない。 ・特にも移動に関する支援は充実させてほしい。 ・また、制度の周知も積極的に行ってほしい。

対象	ヒアリング対象者	ヒアリング日時	概要
医療的ケア児・者	医療的ケア者のご家族	令和5年9月19日 (火) 15:00~16:00	・医療的ケアを受ける方が受けられる制度についてわからないことが多いため、いろんな人に聞きながら勉強している。 ・学校、医療、行政がしっかり連携して制度を充実させてほしい。

第2章 矢巾町の障がい者を取り巻く現状

1 人口と世帯数

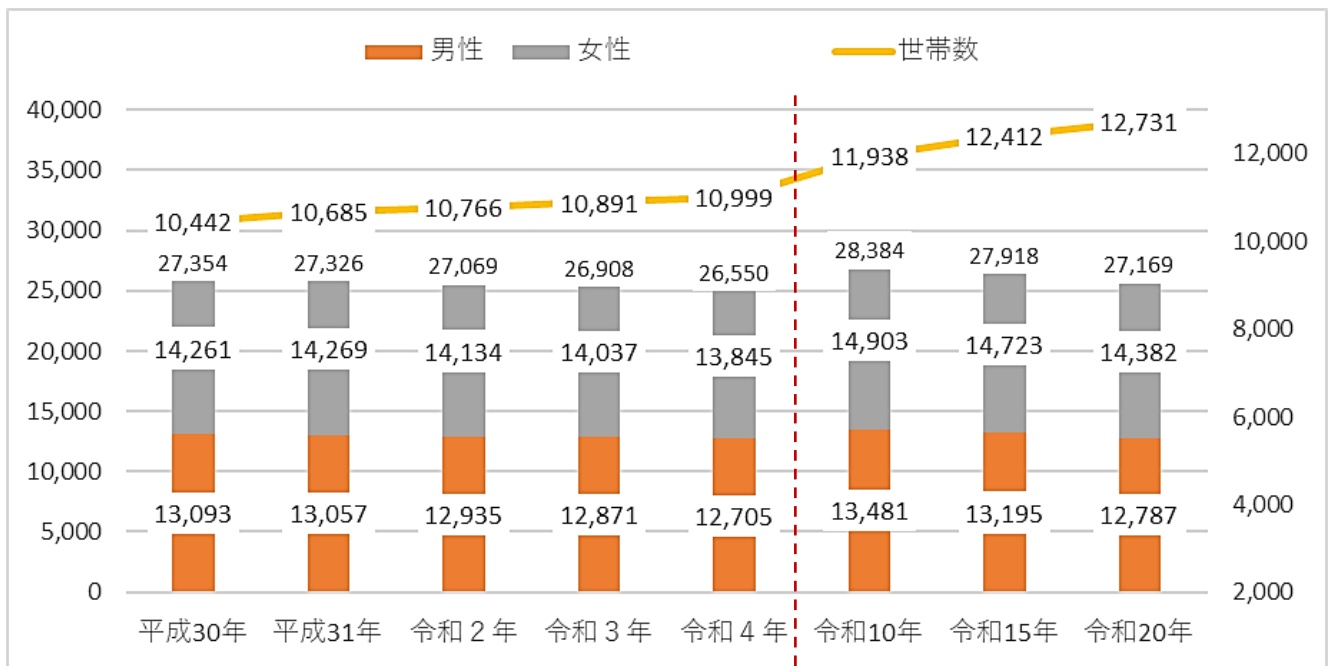
本町の人口はゆるやかに減少の傾向にあります。また、世帯数は増加し続けているため、1世帯当たりの人員数は減少を続けています。

●人口と世帯数の推移

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	実績値←	→推計値	
総人口	27,354人	27,326人	27,069人	26,908人	26,550人		28,384人	令和10年
男性	13,093人	13,057人	12,935人	12,871人	12,705人		13,481人	令和15年
女性	14,261人	14,269人	14,134人	14,037人	13,845人		14,903人	令和20年
世帯数	10,442世帯	10,685世帯	10,766世帯	10,891世帯	10,999世帯		11,938世帯	
1世帯当たりの人員数	2.620人	2.557人	2.514人	2.471人	2.414人		2.378人	

平成30年～令和4年（実績値）… 矢巾町 町民環境課 住民基本台帳（各年度末3月1日現在）

令和10年～令和20年（推計値）… 矢巾町将来人口推計（令和4年3月）



実績値← →推計値

2 障がい者数の推移

(1) 障がい者（身体・知的・精神）数の推移

本町の障がい者手帳所持者は、増加傾向で推移しています。

障がい種別にみると、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者のいずれも増加傾向にありますが、増加率は身体障がい者及び精神障がい者が知的障がい者よりも高く推移しています。

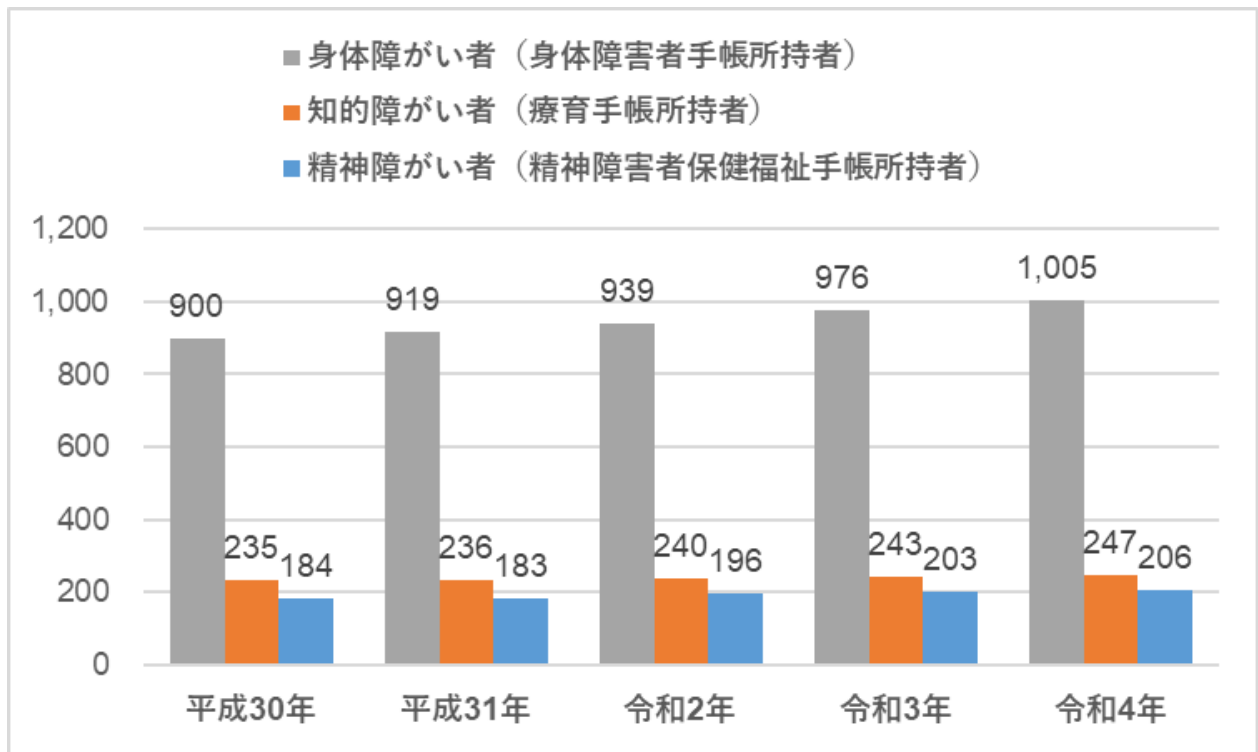
●障がい者数の推移（手帳所持者）

（単位：人）

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
身体障がい者 （身体障害者手帳所持者）	900	919	939	976	1,005
知的障がい者 （療育手帳所持者）	235	236	240	243	247
精神障がい者 （精神障害者保健福祉手帳所持者）	184	183	196	203	206

各年度末3月31日現在

資料：矢巾町 福祉課



(2) 身体障がい者の状況

本町の身体障がい者数は増加傾向で推移しています。

障がい種別にみると、いずれの年においても肢体不自由が最も多いほか、内部障がい・免疫障がいが増加傾向にあります。

●身体障害者手帳所持者の推移（障がい種別）

（単位：人）

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
視覚障がい	44	45	45	47	51
聴覚・平衡機能障がい	55	59	60	58	56
音声・言語・咀嚼機能障がい	5	4	5	5	5
肢体不自由	520	517	523	537	538
内部障がい・免疫障がい	276	294	306	329	355
計	900	919	939	976	1,005

各年度末 3 月 31 日現在

資料：矢巾町 福祉課

また、令和 5 年 3 月 31 日現在、各障がい種別ともに重度に該当する 1 級又は 2 級が多く、障がい種別と等級の関係をみると、内部障がいに至っては 1 級の割合が 6 割以上となっています。

●障がい種別と等級の状況

（単位：人）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障がい	19	17	2	5	2	6	51
聴覚・平衡機能障がい		15	7	11	2	21	56
音声・言語・咀嚼機能障がい			4	1			5
肢体不自由	142	118	86	113	46	33	538
内部障がい・免疫障がい	226		40	89			355
計	387	150	139	219	50	60	1,005

令和 5 年 3 月 31 日現在

資料：矢巾町 福祉課

（３）知的障がい者の状況

本町の療育手帳所持者数は増加傾向で推移しています。

障がい程度別にみると、A（重度）、B（中軽度）ともに緩やかな増加傾向にあります。

●療育手帳所持者数の推移

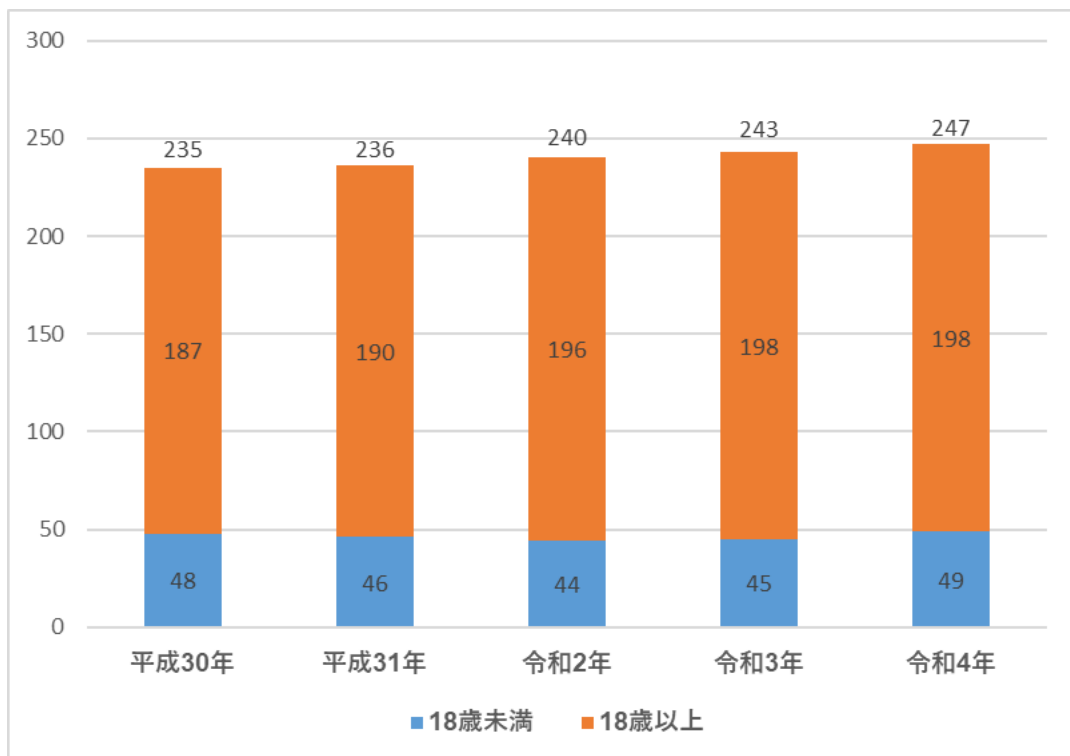
（単位：人）

		平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
A (重度)	18 歳未満	18	19	20	20	20
	18 歳以上	70	69	72	72	73
	計	88	88	92	92	93
B (中軽度)	18 歳未満	30	27	24	25	29
	18 歳以上	117	121	124	126	125
	計	147	148	148	151	154
合 計	18 歳未満	48	46	44	45	49
	18 歳以上	187	190	196	198	198
	計	235	236	240	243	247

各年度末 3 月 31 日現在

資料：矢巾町 福祉課

年齢別にみると、18 歳以上の障がい者の人数が増加傾向で推移しています。令和 4 年の 18 歳以上の知的障がい者は 198 人で療育手帳所持者全体の 8 割を占めています。



（４）精神障がい者の状況

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しています。障がい程度別では、２級（中度）が多くを占めています。

●精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

（単位：人）

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
1 級（重度）	52	49	51	48	48
2 級（中度）	108	107	111	118	118
3 級（軽度）	24	27	34	37	40
合 計	184	183	196	203	206

各年度末 3 月 31 日現在

資料：矢巾町 福祉課

また、本町の精神障がいによる公費負担申請者（精神通院医療受給者）の推移をみると、増加傾向にあることが分かります。

●精神障がいによる入院者数・公費負担申請者数（精神通院医療受給者）の推移

（単位：人）

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
公費負担申請者 （精神通院医療）	408	469	469	454	428

各年度末 3 月 31 日現在

資料：矢巾町 福祉課

(5) その他の障がい者の状況

① 難病患者

本町における特定疾患医療給付受給者数は212人です。

●特定医療（指定難病）受給者数

（単位：人）

疾患名	患者数	疾患名	患者数
免疫疾患・膠原病	29	視覚系疾患	3
神経・筋疾患	76	循環器系疾患	4
スモン	0	内分泌系疾患	3
血液疾患	8	代謝系疾患	0
呼吸器系疾患	14	聴覚平衡機能系	0
消化器系疾患	36	腎泌尿器系	10
皮膚・結合組織系	13	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	2
骨・関節系疾患	14	耳鼻科系疾患	0
合 計			212

令和5年9月30日現在

資料：岩手県 県央保健所

②その他の疾病・障がいについて

発達障がいとは、DSM - 5（精神疾患や発達障がいの世界的な診断基準「精神疾患の診断・統計マニュアル第5版」）によると「神経発達障がい」と総称され、代表的なものにASD（自閉症スペクトラム障がい）、LD（限局性学習障がい）、ADHD（注意欠如・多動性障がい）などがあります。

自閉症の発症率は、千人に1人から2人程度と考えられていましたが、知的障がいを伴わない高機能自閉症※の概念等が普及するにつれ、発症率がさらに高くなることが想定されてきています。

また、LD（限局性学習障がい）、ADHD（注意欠如・多動性障がい）の発症率は、平成23年度に文部科学省が実施した実態調査によれば、6.5%といった結果が出されています。

しかし、発達障がい児・者数は、成人期までを含めた調査資料がないことから、現状で正確な人数の把握はできていません。

高次脳機能障がいは、頭部外傷や脳血管疾患等による脳の損傷の後遺症として、新しい出来事が覚えられないといった「記憶障がい」や人に指示してもらわないと何もできない「遂行機能障がい」などが生じ、これに起因して日常生活、社会生活への適応が困難になる障がいです。障がいの特性として、本人や家族など周囲の人も気づきにくく、実態把握が困難な状況にあります。

国や県と同様、本町でもASD、LD、ADHD、高次脳機能障がいなどの障がいのある方の人数は正確には把握できておりませんが、障がいをお持ちの方が一定程度存在することが想定されます。

※【高機能自閉症】

対人関係を作ることが困難・言葉の発達の遅れ・興味や関心が狭く特定のものにこだわるといった特徴を有する障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないタイプの自閉症のことです。

3 障がい者の就学、就業状況

(1) 障がい児の就学状況

①小中学校

本町の小中学校における特別支援学級在籍児童生徒は、小学校では12学級50人、中学校では7学級22人となっています。

●本町小中学校におけるの障がい児の在学状況

	小学校	中学校	計
在籍児童生徒数	50人	22人	72人
学級数	12学級	7学級	19学級

令和5年5月1日現在

資料：矢巾町教育委員会

②特別支援学校

本町の特別支援学校在籍児童生徒は、小学部が19人、中学部が8人、高等部が11人の計38人となっています。

●本町の障がい児の特別支援学校在学状況

小学部	中学部	高等部	計
19人	8人	12人	39人

資料：矢巾町教育委員会

また、各特別支援学校への就学状況は次のとおりです。

●特別支援学校の就学状況

県立盛岡となん支援学校	小学部 4人、中学部 2人、高等部 2人	8人
岩手大学教育学部附属特別支援学校	小学部 2人、中学部 1人、高等部 2人	5人
県立盛岡みたけ支援学校	中学部 1人	1人
県立盛岡聴覚支援学校	小学部 1人	1人
県立盛岡ひがし支援学校	小学部 12人、中学部 4人、高等部 6人	22人
県立盛岡峰南高等支援学校	高等部 2人	2人
計		39人

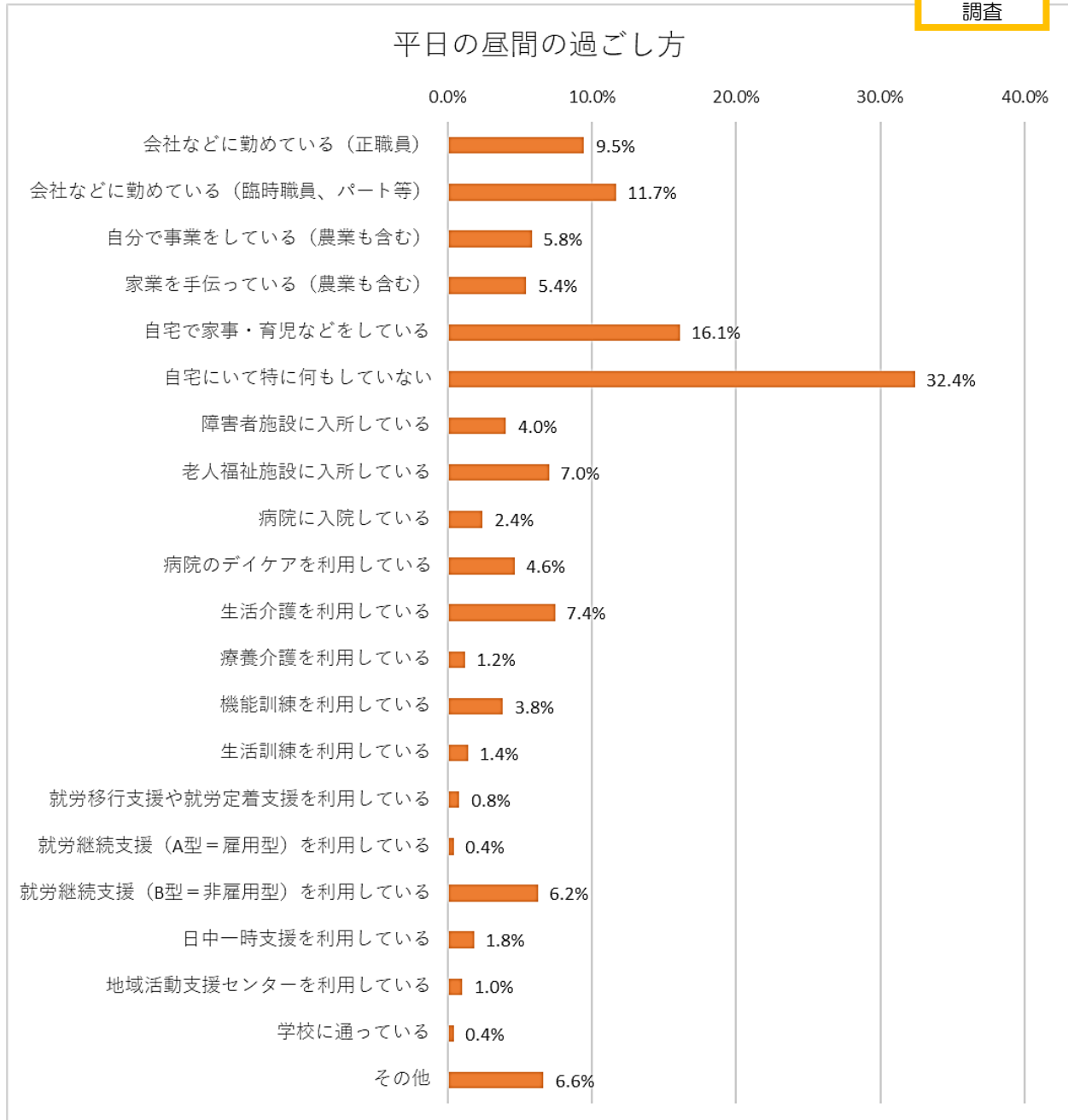
令和5年5月1日現在

資料：矢巾町教育委員会

(2) 障がい者の就業及び日中活動について

アンケート調査で就労及び日中活動の状況について尋ねたところ、現在仕事を「している」割合は、就労継続支援B型事業所も含め、全体では39.0%となっています。

障がい者
調査



(3) 管内の障がい者の雇用状況

盛岡公共職業安定所管内に本社を置く企業のうち、障がい者の実雇用率 2.3%の法定雇用率が適用される一般の民間企業（常用労働者数 50 人以上規模の企業）は令和5年で 442 社あり、そのうちの 48.9%の企業が法定雇用率を達成しています。また、障がい者の実雇用率については 2.35%で、国の水準を上回っています。

管内の障がい者雇用状況の推移をみると、法定雇用率達成企業の割合、障がい者雇用数はともに横ばいの状況にあります。

また、令和6年4月1日から、障がい者の法定雇用率の引き上げが決まっており、民間企業においては 2.3%から 2.5%へ、その後令和8年4月1日からは 2.7%と段階的に引き上げられ、さらに多くの障がい者の雇用が求められています。

○企業における障がい者雇用状況（盛岡公共職業安定所管内）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
企業数	426 社	428 社	454 社	446 社	442 社
法定雇用算定基礎労働者数	72,513 人	73,085 人	73,664 人	72,344.5 人	71,691.5 人
障がい者雇用数	1,582.5 人	1,587.5 人	1,641 人	1,637 人	1,684 人
実雇用率	2.18%	2.17%	2.23%	2.26%	2.35%
※参考：全国平均	2.11%	2.15%	2.20%	2.25%	2.33%
法定雇用率達成企業の割合	46.7%	45.3%	44.5%	47.1%	48.9%
※参考：全国平均	48.0%	48.6%	47.0%	48.3%	50.1%

各年6月1日現在

資料：盛岡公共職業安定所

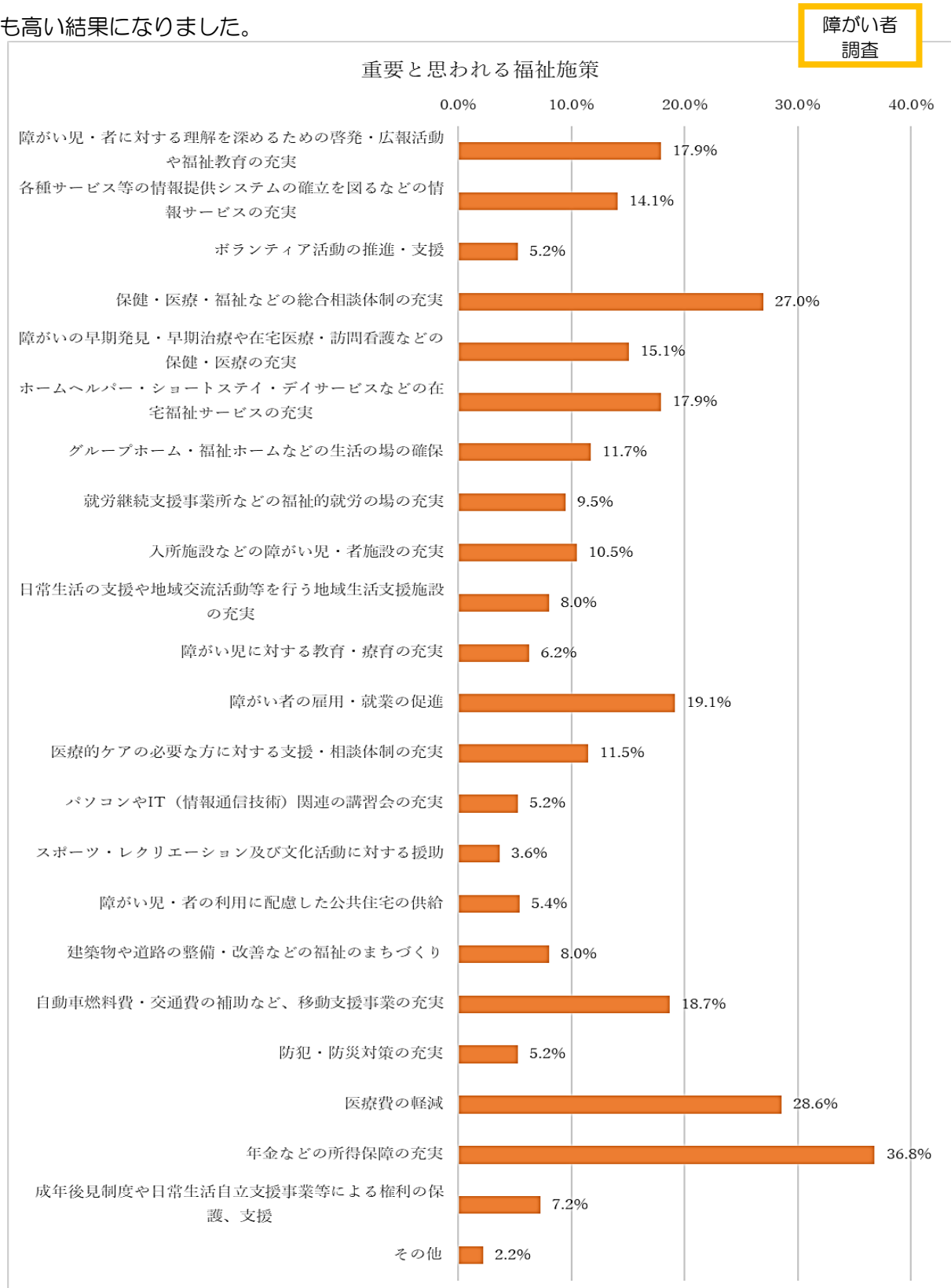
- ※1 法定雇用算定基礎労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障がい者数の算定の基礎となる労働者数である。
- ※2 重度身体障がい者又は重度知的障がい者（短時間労働者以外）については、その1人の雇用をもって、2人の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※3 重度身体障がい者又は重度知的障がい者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）である場合は1人分としてカウント、常用労働者及び障がい者が短時間労働者の場合は0.5人分としてカウントされる。

4 アンケート調査にみる障がい者支援の現状と課題

(1) 重要と思う障がい者施策について

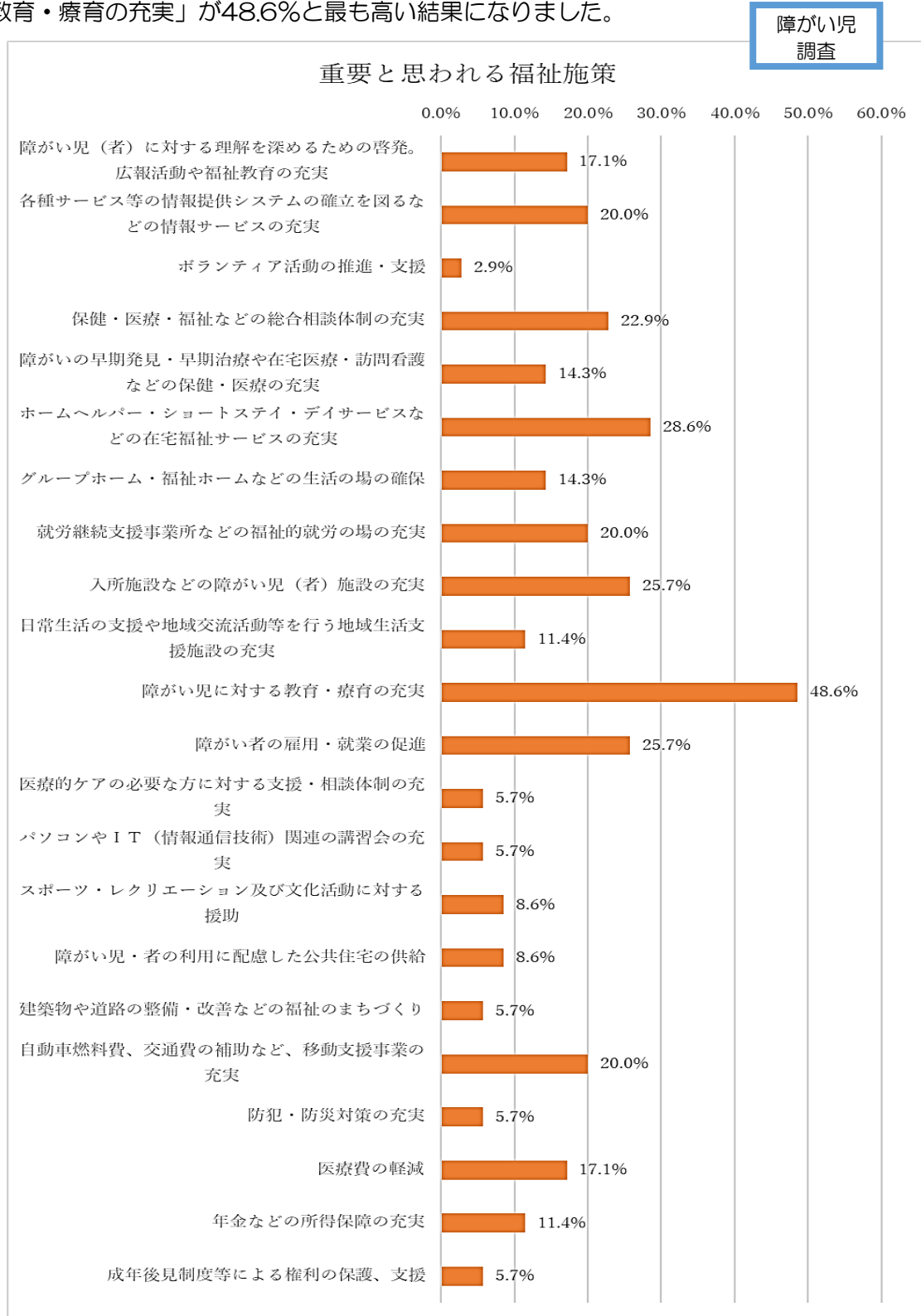
① 障がい者自身が重要と思う障がい者施策

現時点で重要と思われる障がい者施策については「年金などの所得保障の充実」が36.8%と最も高い結果になりました。



② 障がいのある子どもの保護者が重要と思う障がい者施策

障がいのある子どもの保護者に、重要と思う障がい者施策を尋ねたところ、「障がい児に対する教育・療育の充実」が48.6%と最も高い結果になりました。

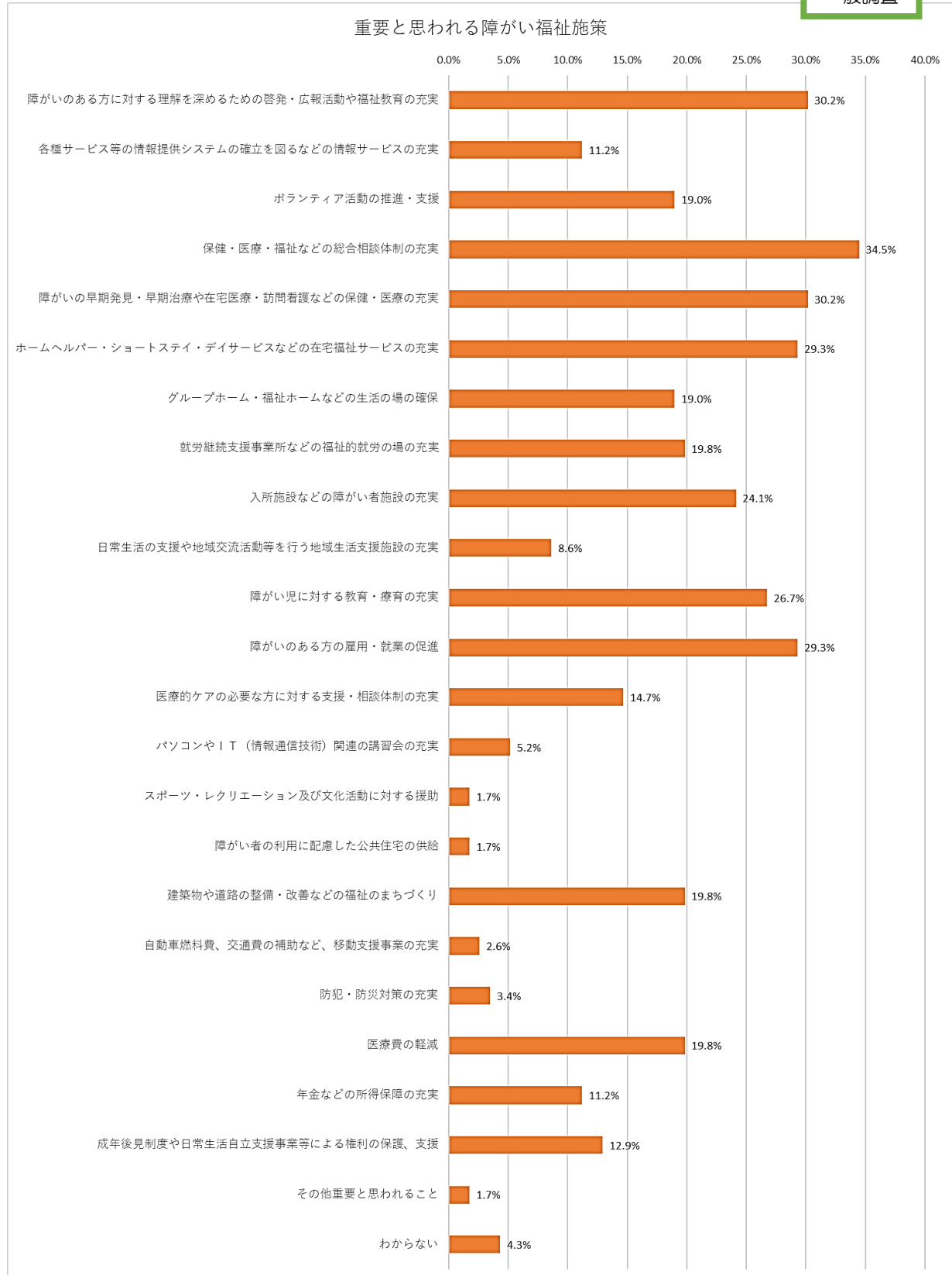


障がいがある人それぞれが重要と考える施策、必要とする施策の序列には、障がいの種類や年代によっても違いがみられます。そのため、展開する施策の分野ごとに主要な対象施策及び障がい者ごとの重要な事業やサービスなどを考慮しながら、施策の展開、事業やサービスの実施につなげていく必要があります。

③ 広く町民の方が重要と思う障がい者施策

無作為に抽出した、障がい者手帳等を所持していない町民の方に、重要と思われる障がい者施策を尋ねたところ、「保健・医療・福祉などの総合相談体制の充実」が最も多く、次いで「障がいのある方に対する理解を深めるための啓発・広報活動や福祉教育の充実」、「障がいの早期発見・早期治療や在宅医療・訪問看護などの保健・医療の充実」、などが多く挙げられました。

一般調査

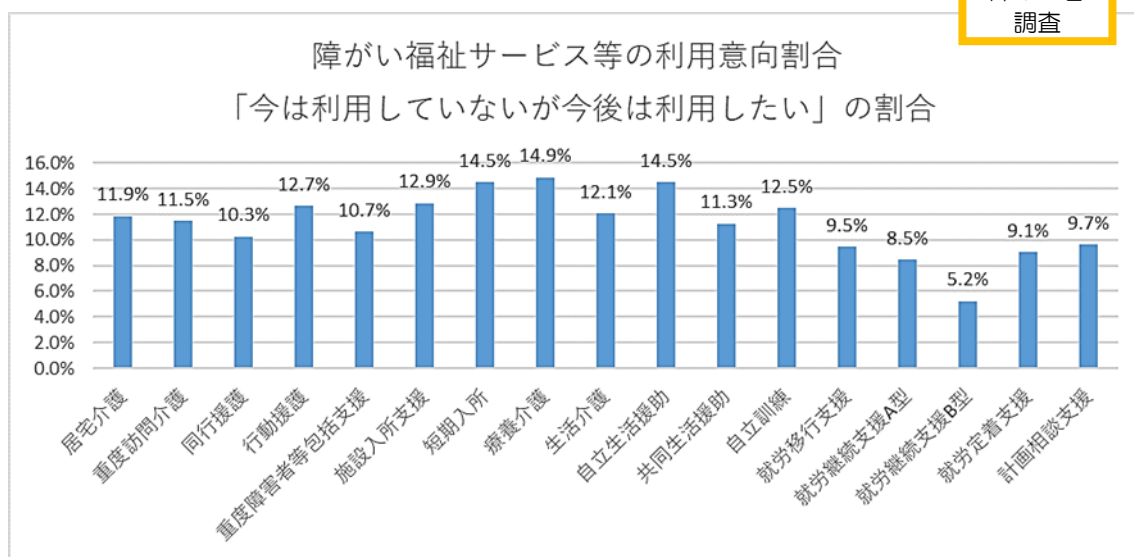


町民が重要と考える施策の傾向として、相談体制の充実、理解啓発の充実、保健・医療体制の充実などが挙げられています。このことから、広く町民が感じているこれらの重要施策についても考慮しながら、施策の展開、事業やサービスの充実につなげていく必要があります。

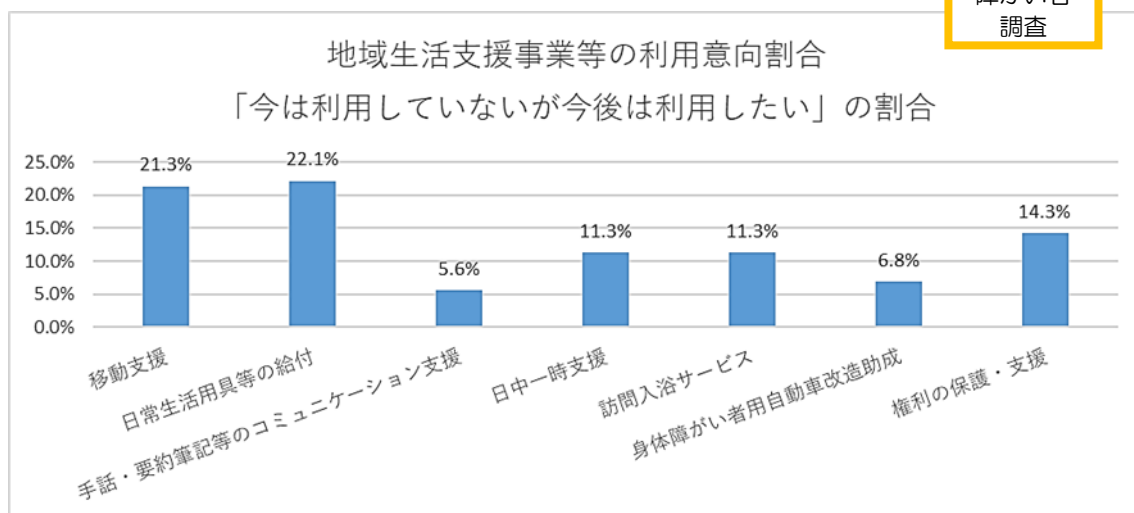
(2) 障がい者の生活支援・福祉サービス

① 障がい者のサービスの利用意向

障がい福祉サービス等の利用意向（「今は利用していないが今後は利用したい」の割合）は、「療養介護」が最も多いほか、「短期入所」、「自立生活援助」、「施設入所支援」などのニーズが比較的多くみられます。

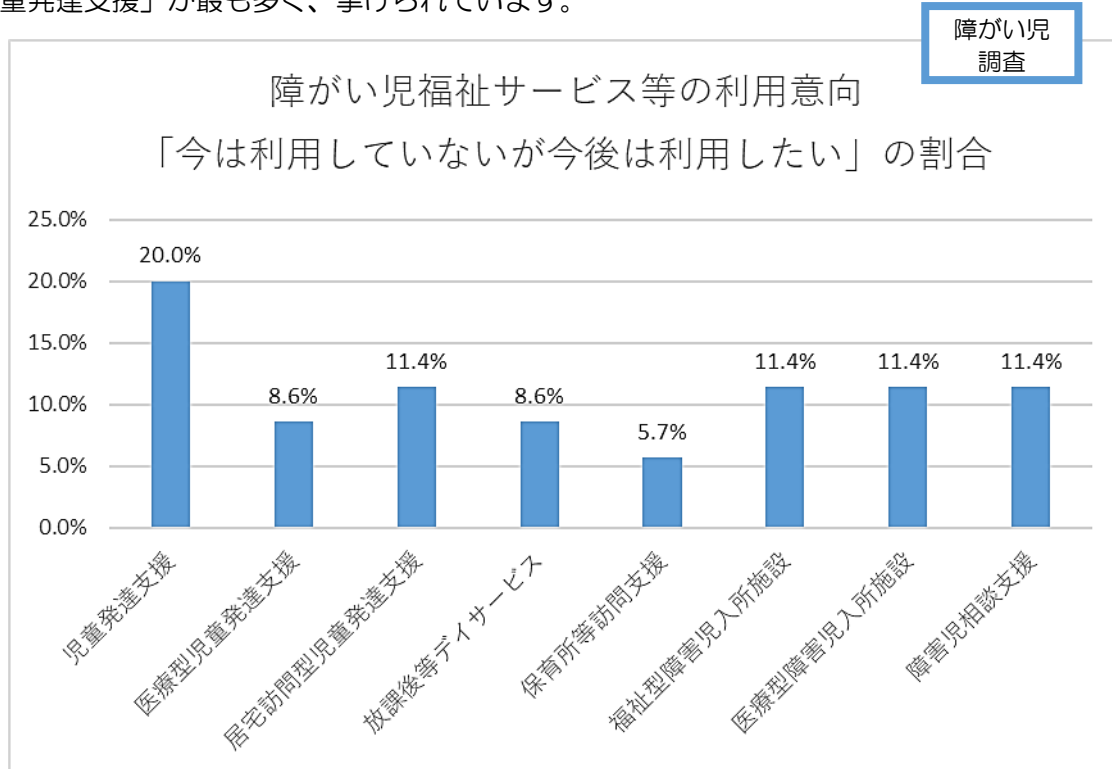


また、地域生活支援事業等の利用意向（「今は利用していないが今後は利用したい」の割合）は、「移動支援」及び「日常生活用具等の給付」が2割以上から挙げられて最も多いほか、「権利の保護・支援」などのニーズが比較的多くみられます。

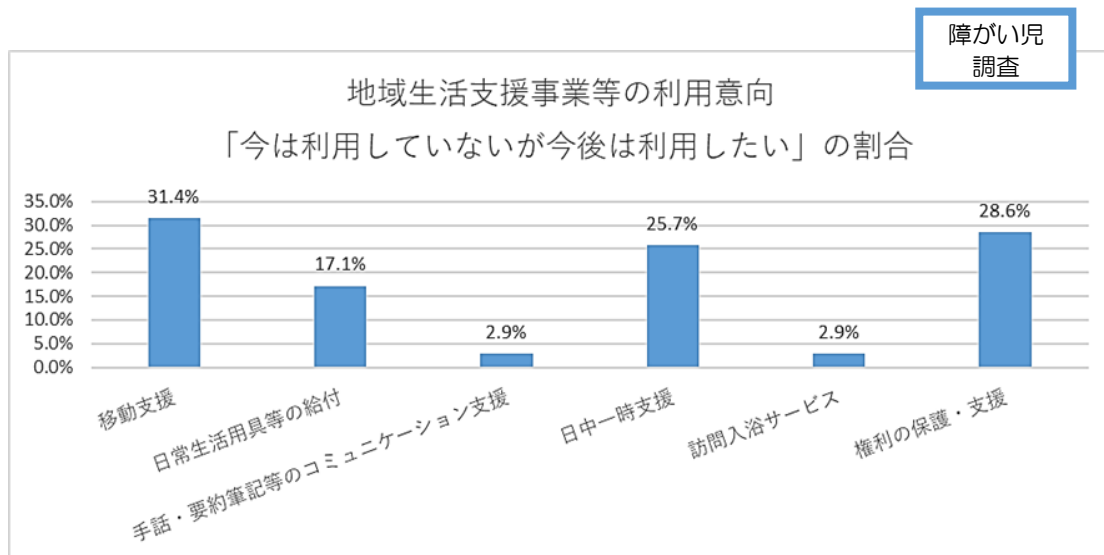


② 障がい児のサービスの利用意向

障がい福祉サービス等の利用意向（「今は利用していないが今後は利用したい」の割合）は、「児童発達支援」が最も多く、挙げられています。

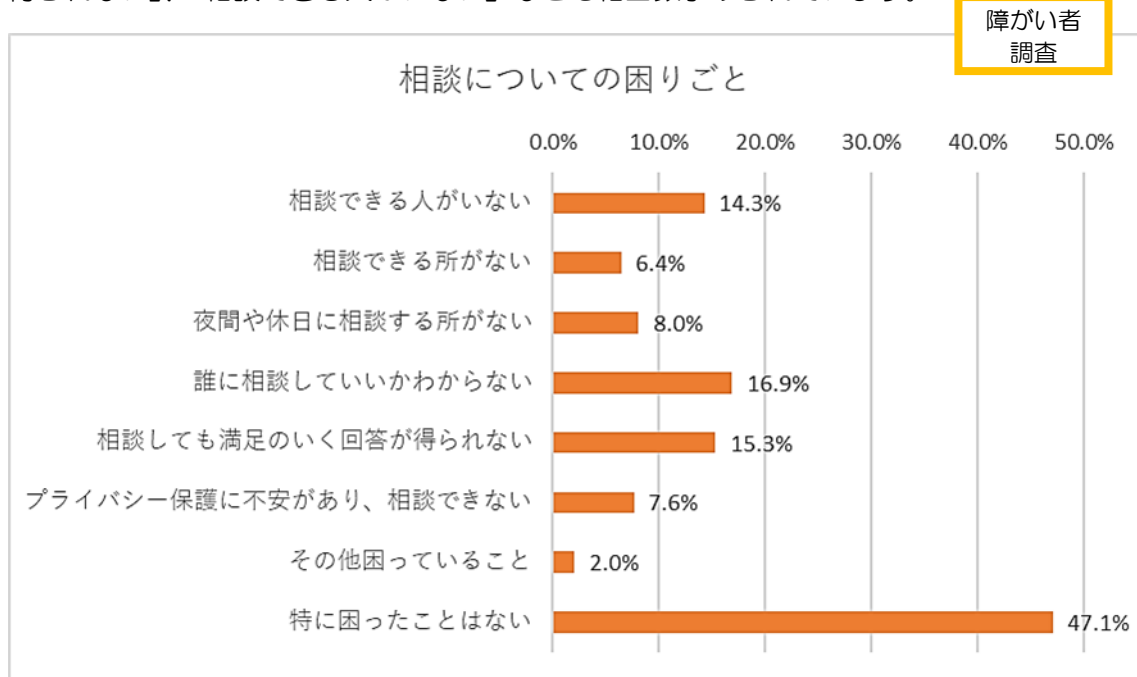


また、地域生活支援事業等の利用意向（「今は利用していないが今後は利用したい」の割合）は、「移動支援」が3割と最も多く、次いで「権利の保護・支援」のニーズが多く見られます。



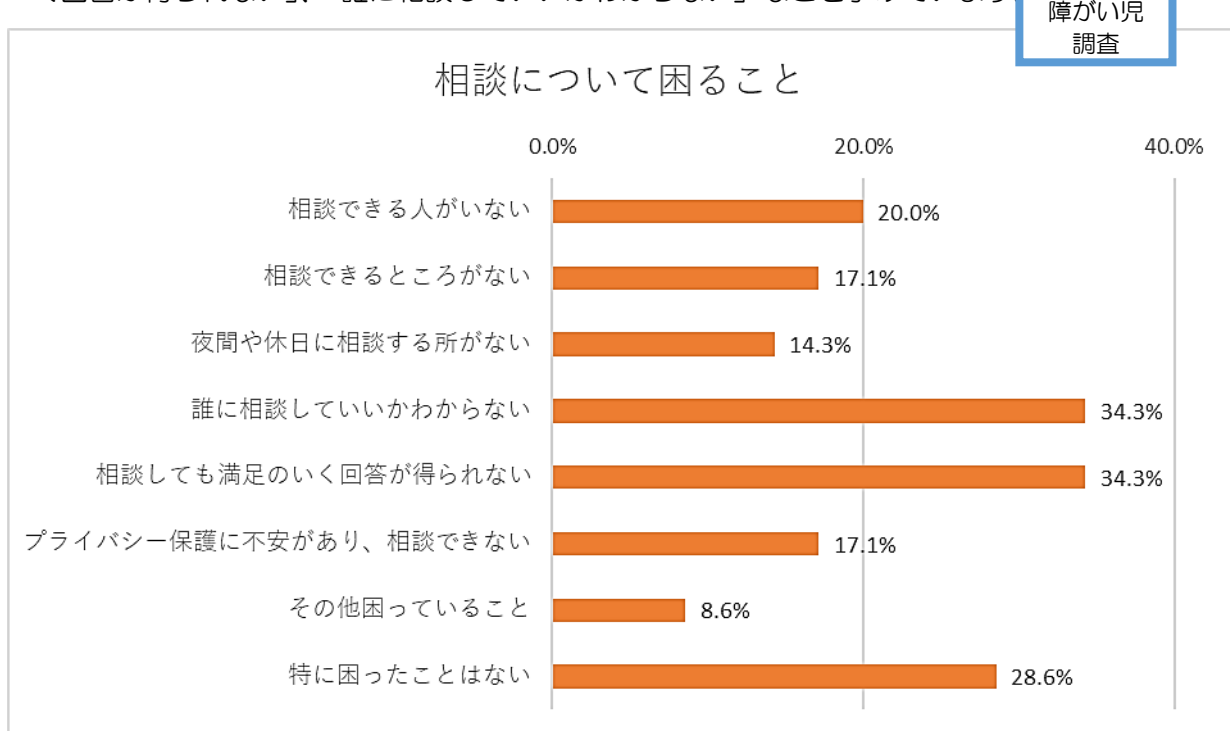
③ 相談に関する困りごと

障がいをお持ちの方の相談に関する困りごとについては、全体の4割以上が「特に困ったことはない」と回答しましたが、「誰に相談していいかわからない」、「相談しても満足のいく回答が得られない」、「相談できる人がいない」なども相当数挙げられています。



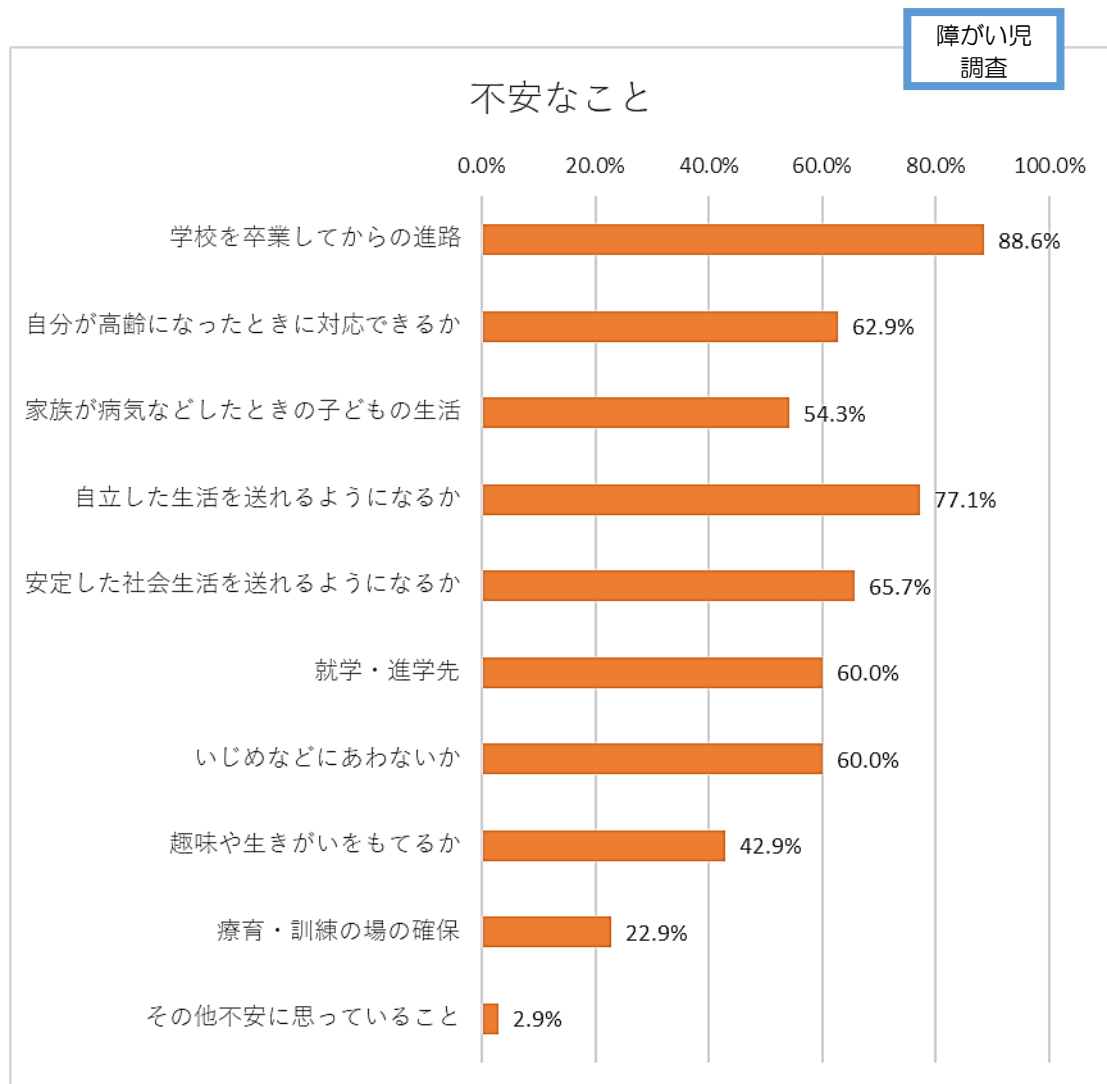
④ 障がい児の保護者の相談に関する困りごと

障がいのある子どもの保護者の相談に関する困りごととして、3割以上が「相談しても満足いく回答が得られない」、「誰に相談していいかわからない」などを挙げています。



⑤ 障がい児の保護者の不安

障がいのある子どもの保護者の不安として、「学校を卒業してからの進路」が88.6%で最も多く、以下、「自立した生活を送れるようになるか」、「安定した社会生活を送れるようになるか」などが特に多く挙げられています。



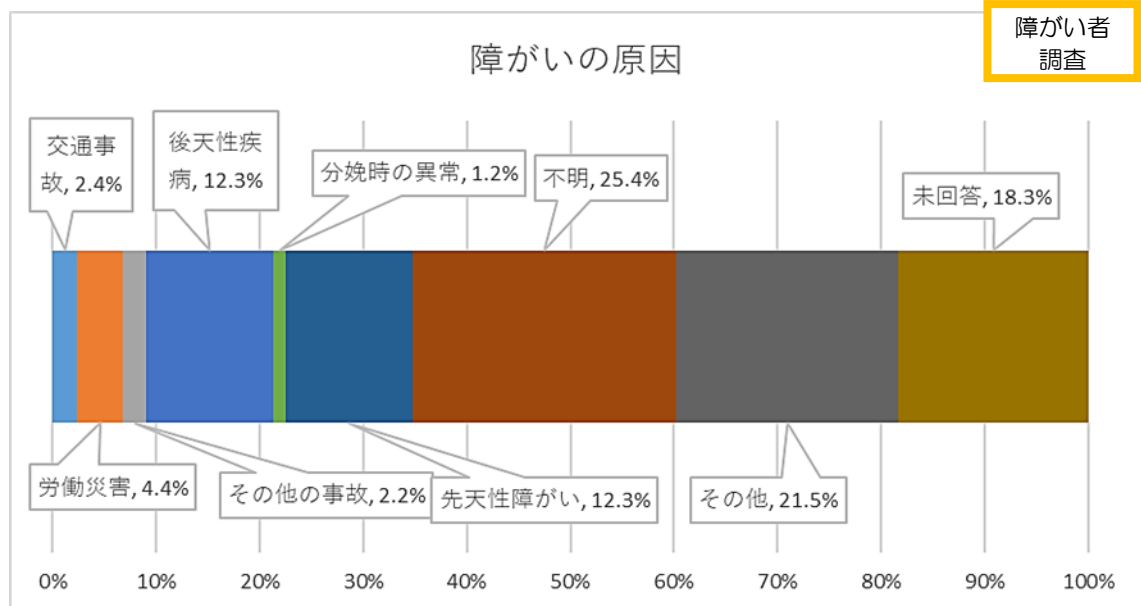
障がい児も含め、障がいのある人が望む支援として、通所での支援の他、入所支援のニーズも高いことがうかがえます。障がいのある人のみならず、ご家族においても地域の中で安心して暮らしていけるよう、必要と思われる支援への適切なつなぎや、更なる充実を図る必要があります。

年齢や障がいの状態によって希望するサービスは様々であることから、障がいのある人すべてが、それぞれが必要とするサービスを利用できるよう、自立支援と日常生活支援のための体系的なサービス提供基盤整備をさらに進めるとともに、サービスの質の向上を図っていくことが必要です。

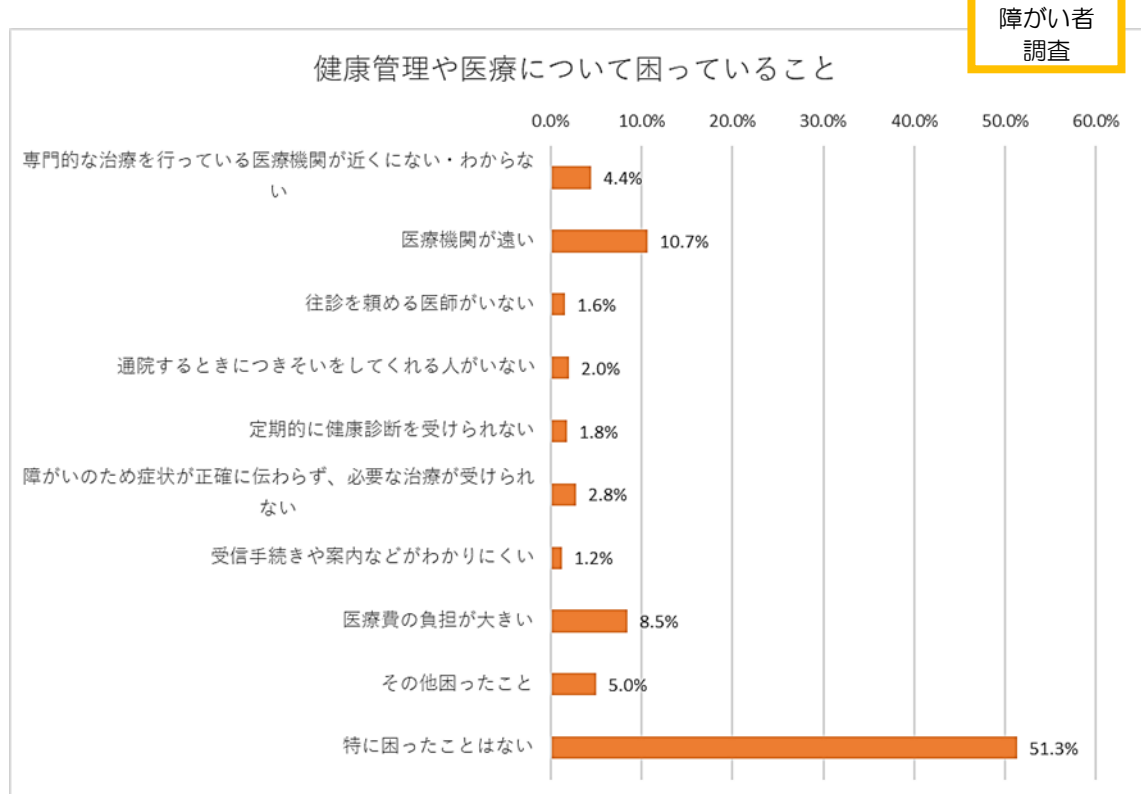
また、障がいのある子どもの将来を案じる保護者の不安をできる限り軽減していけるよう、子どもの将来に向けて自立を支援するための取り組みが重要です。

(3) 障がいの原因と障がい者の健康

障がいの原因については「後天性疾病」及び「先天性障がい」のどちらも多くなっています。

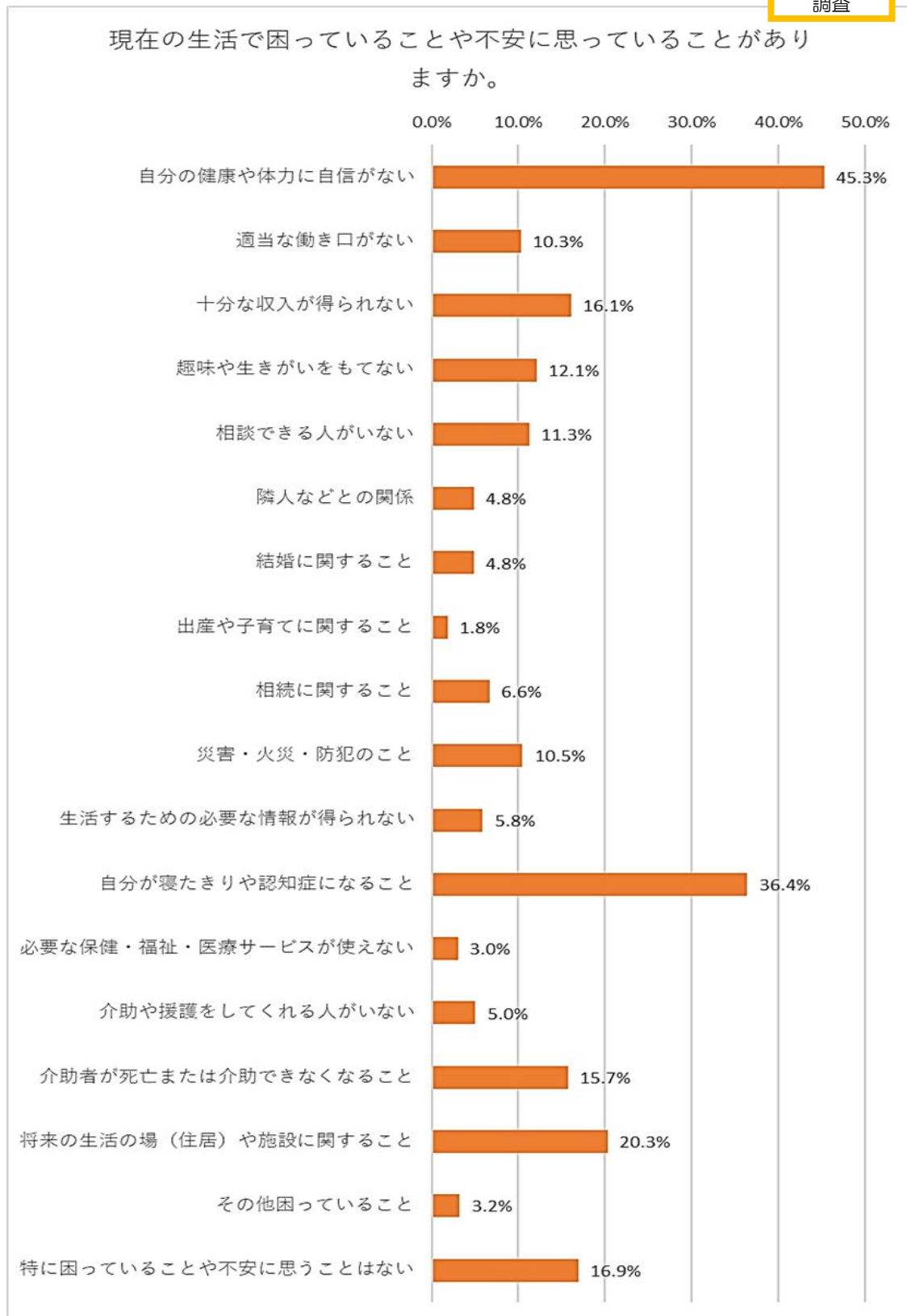


健康管理や医療について困っていることについては、全体では「医療機関が遠い」や「医療費の負担が大きい」が比較的多く挙げられています。



現在の生活で困っていることや不安に思っていることについては、全体では「自分の健康や体力に自信がない」が最も多く挙げられています。

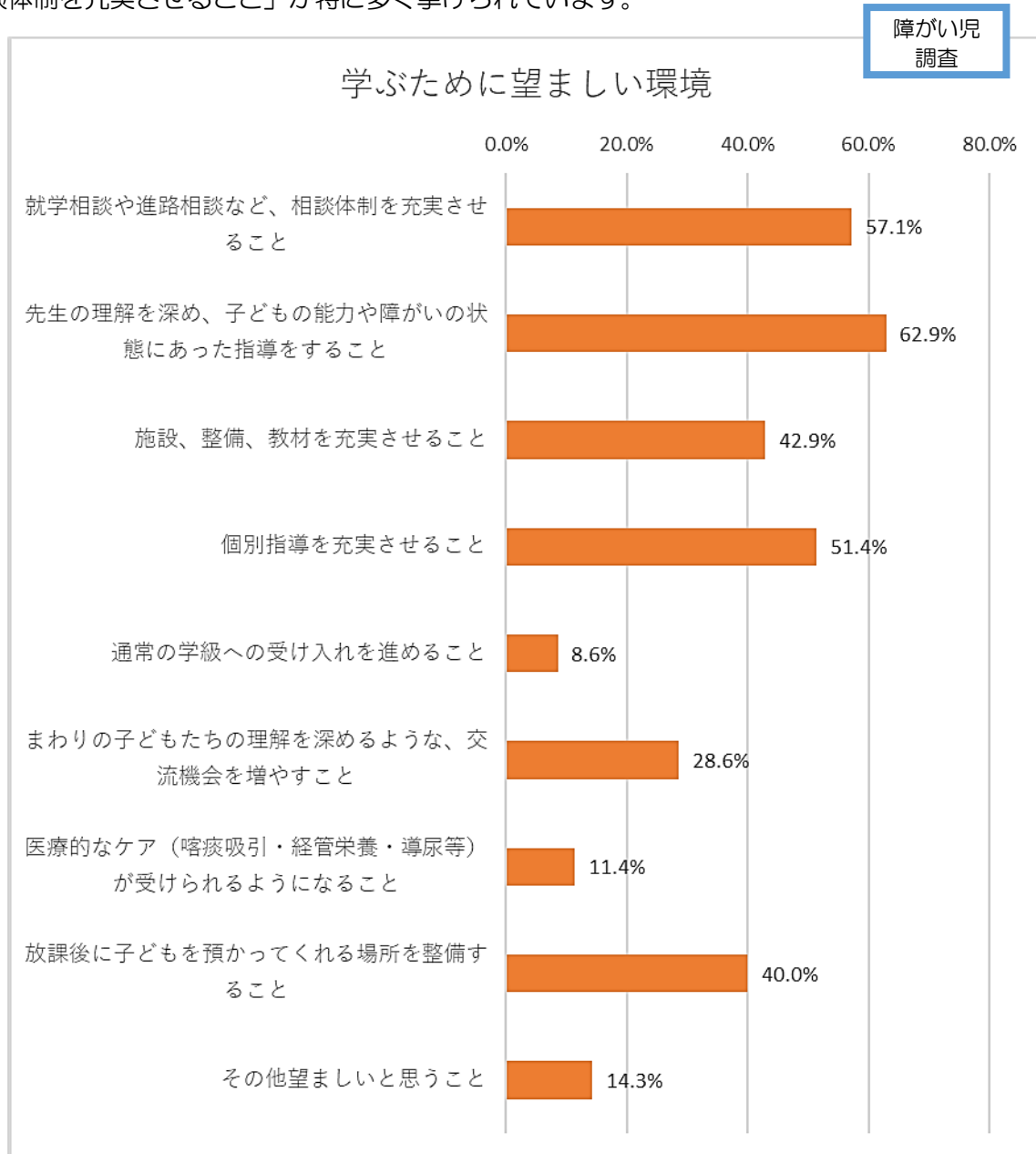
障がい者
調査



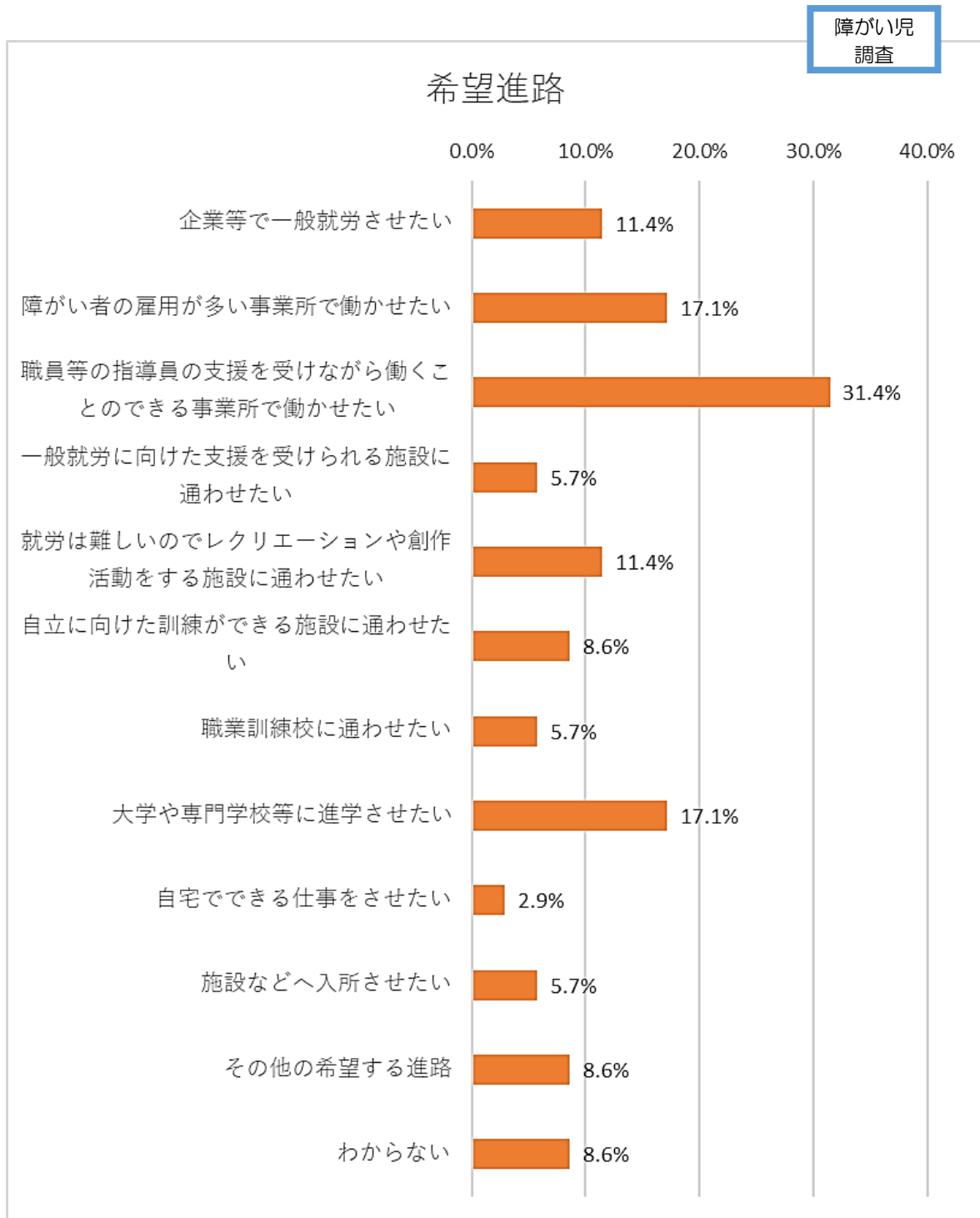
障がいの原因となる病気を予防することをはじめ、通院への支援や経済的な支援の充実により、障がい者自身が安心して健康づくり進められることなどが求められます。

（４）障がいのある子どもの保育・教育

障がいのある子どもが学ぶための環境について望ましいと思うことを尋ねたところ、「先生の理解を深め、子どもの能力や障がいの状態にあった指導をすること」、「就学相談や進路相談など、相談体制を充実させること」が特に多く挙げられています。



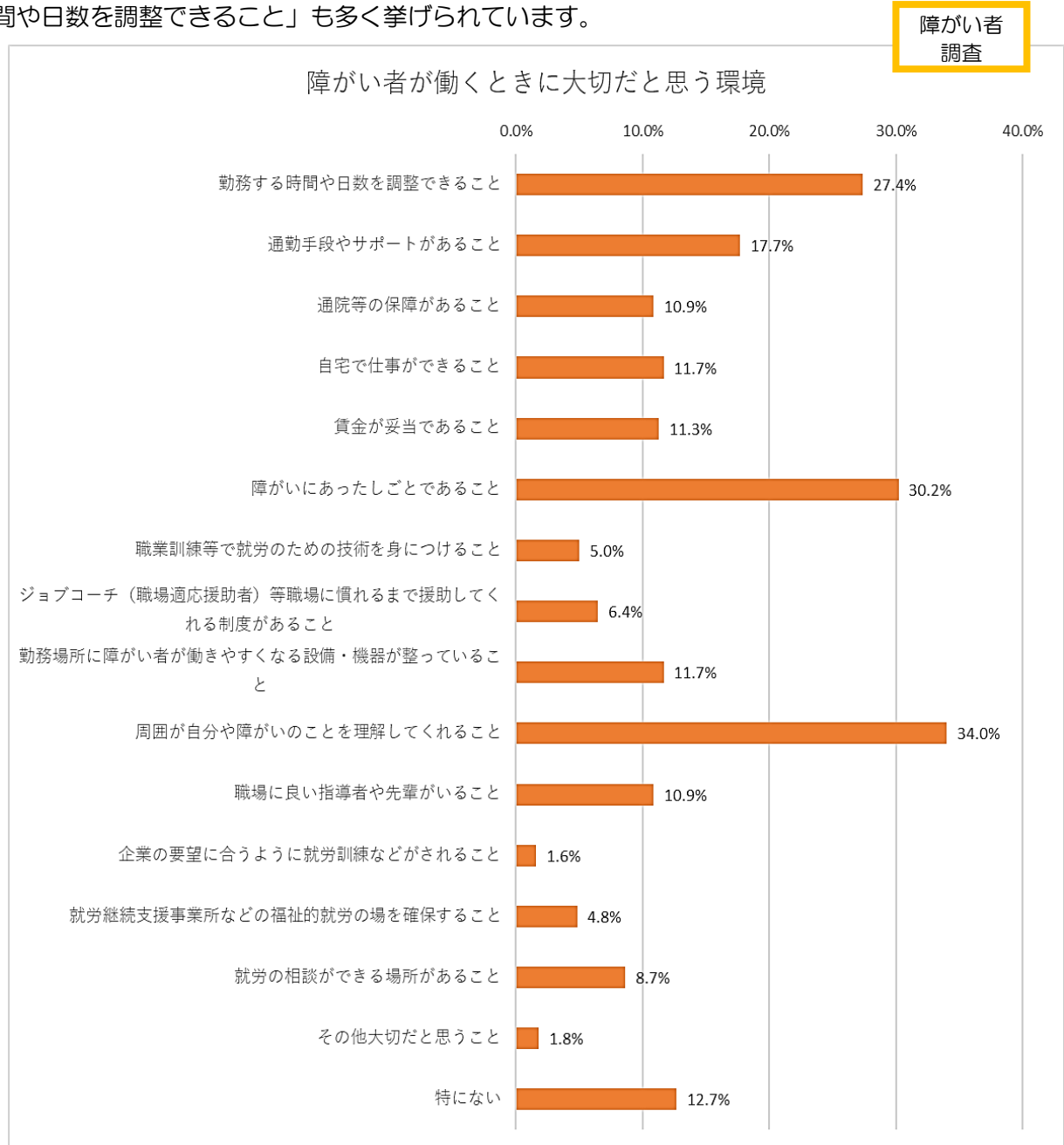
希望する進路については、「職員等の指導員の支援を受けながら働くことのできる事業所で働かせたい」が31.4%で最も多く、以下、「障がい者の雇用が多い事業所で働かせたい」、「大学や専門学校等に進学させたい」などが多く挙げられています。



障がいのある子ども一人ひとりが社会的に自立した生活を送ることができるよう、近隣の特別支援学校と地域の保育園・幼稚園・学校が連携しながら保育・教育の充実を図り、障がいの状況や特性等に応じた一人ひとりの能力や可能性を伸ばす教育の推進を図る必要があります。

（５）障がい者の就労と雇用

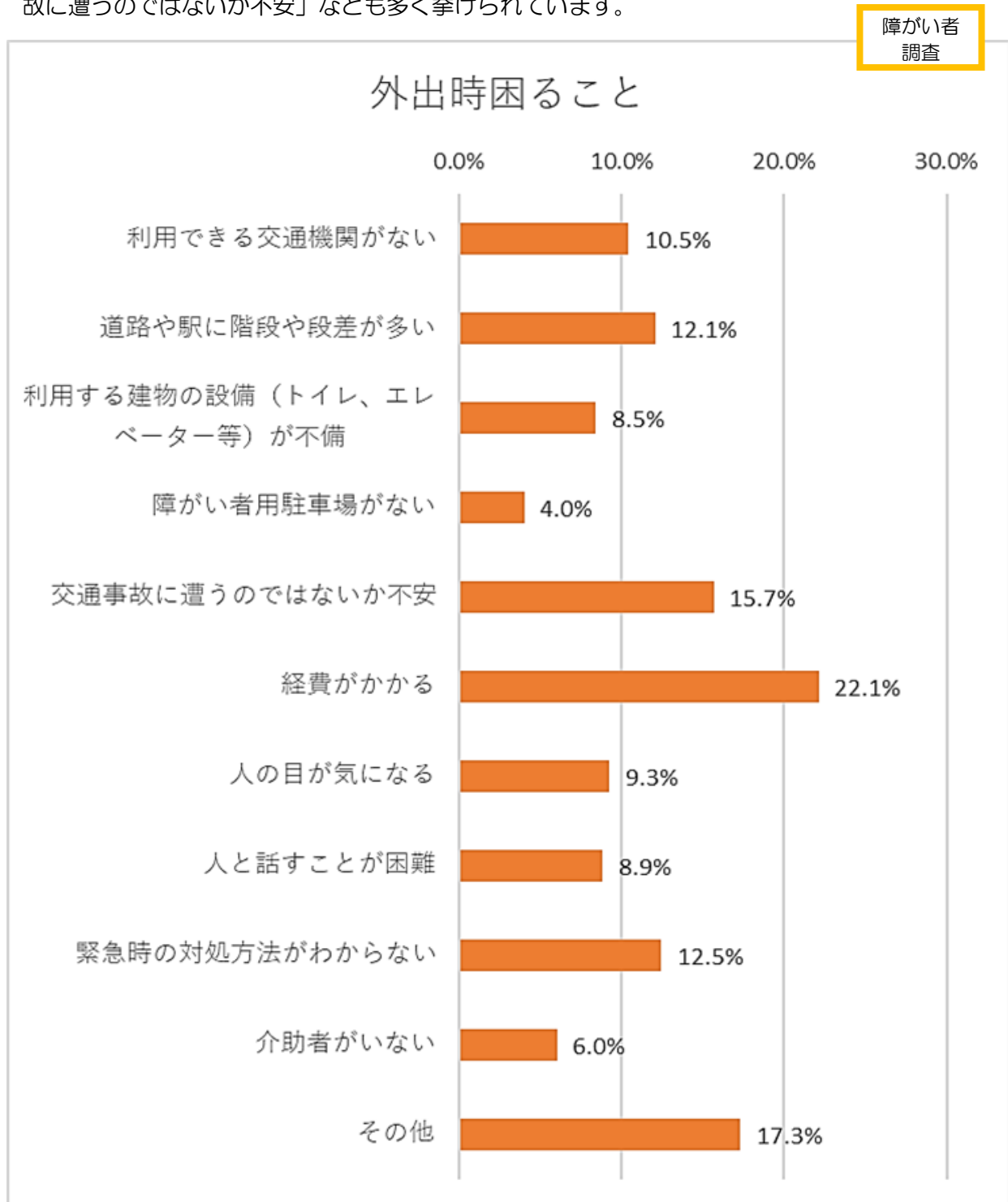
障がいのある人が働くために必要な環境について、「周囲が自分や障がいのことを理解してくれること」が最も多くなっています。そのほか、「障がいにあつたしごとであること」、「勤務する時間や日数を調整できること」も多く挙げられています。



障がいの特性や状況に応じた多様な支援が必要であることから、就労支援サービスの充実はもとより、事業所に対する雇用促進の働きかけのほか、福祉・雇用・就業にかかわる関係機関等による総合的な就労支援ネットワークの構築を目指す必要があります。

（6）障がい者の外出状況と生活環境

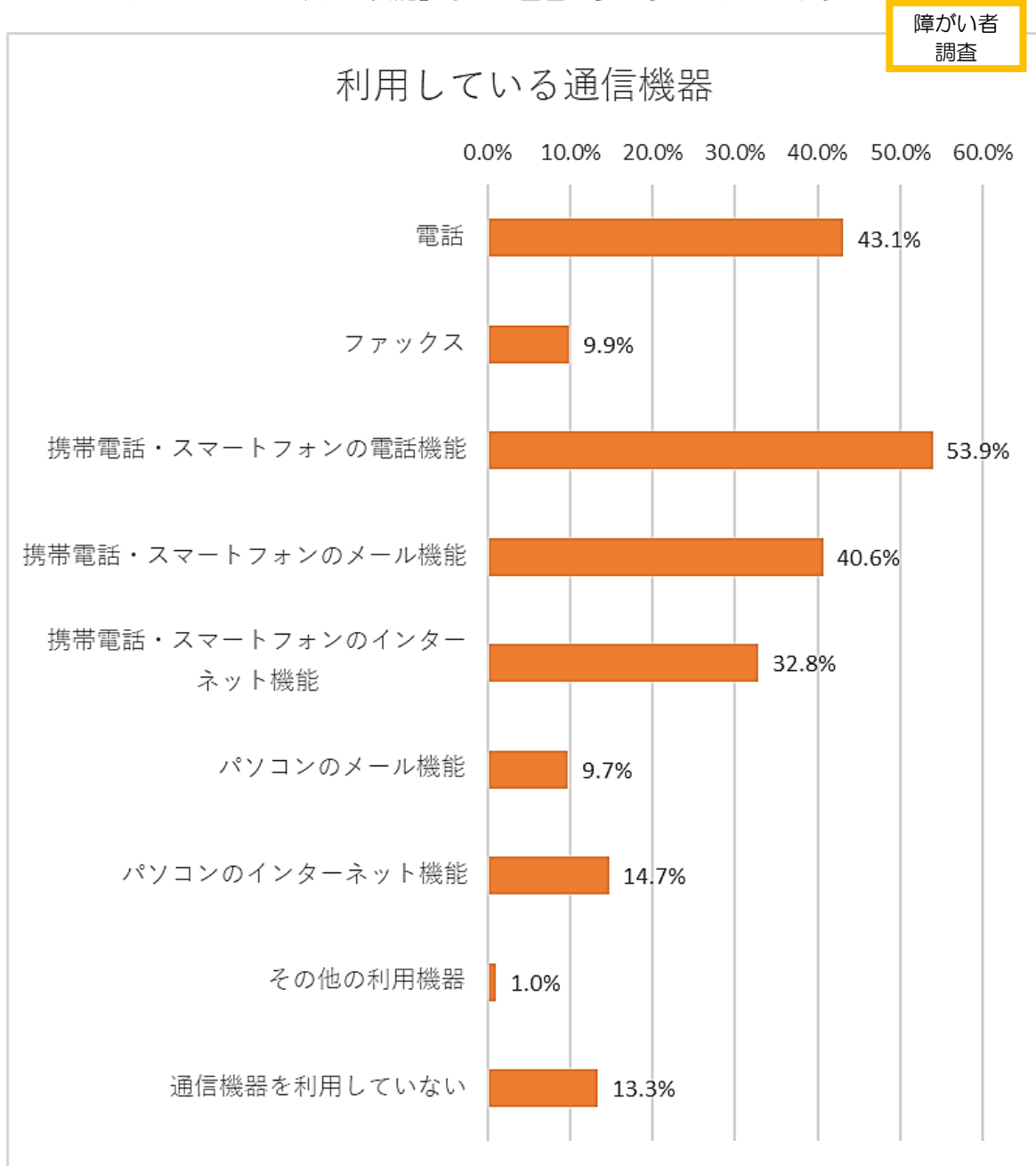
外出するうえで困ることについて、「経費がかかる」が最も多くなっています。その他「交通事故に遭うのではないかな不安」なども多く挙げられています。



障がいがある人が一般の人と同様に快適な生活を送るためには、移動手段の改善などを図ることが必要であり、公共施設などのハード面でのバリアフリー化に加えて地域社会の障がいに対する理解などソフト面でのバリアフリー化の推進も必要です。

(7) 障がい者の情報取得・通信手段

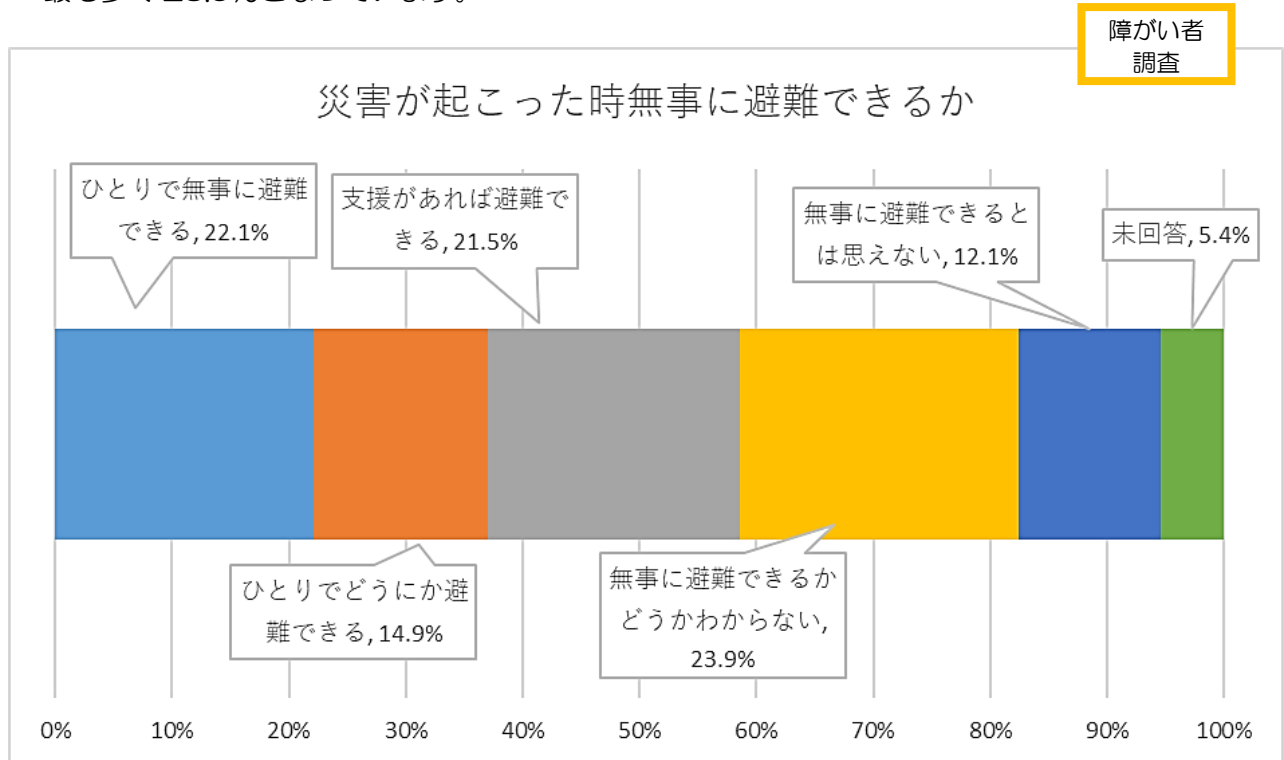
障がいのある人の利用している通信機器については「携帯電話・スマートフォンの電話機能」が最も多くなっています。次いで、「電話」「携帯電話・スマートフォンのメール機能」、「携帯電話・スマートフォンのインターネット機能」などの回答が多く挙げられています



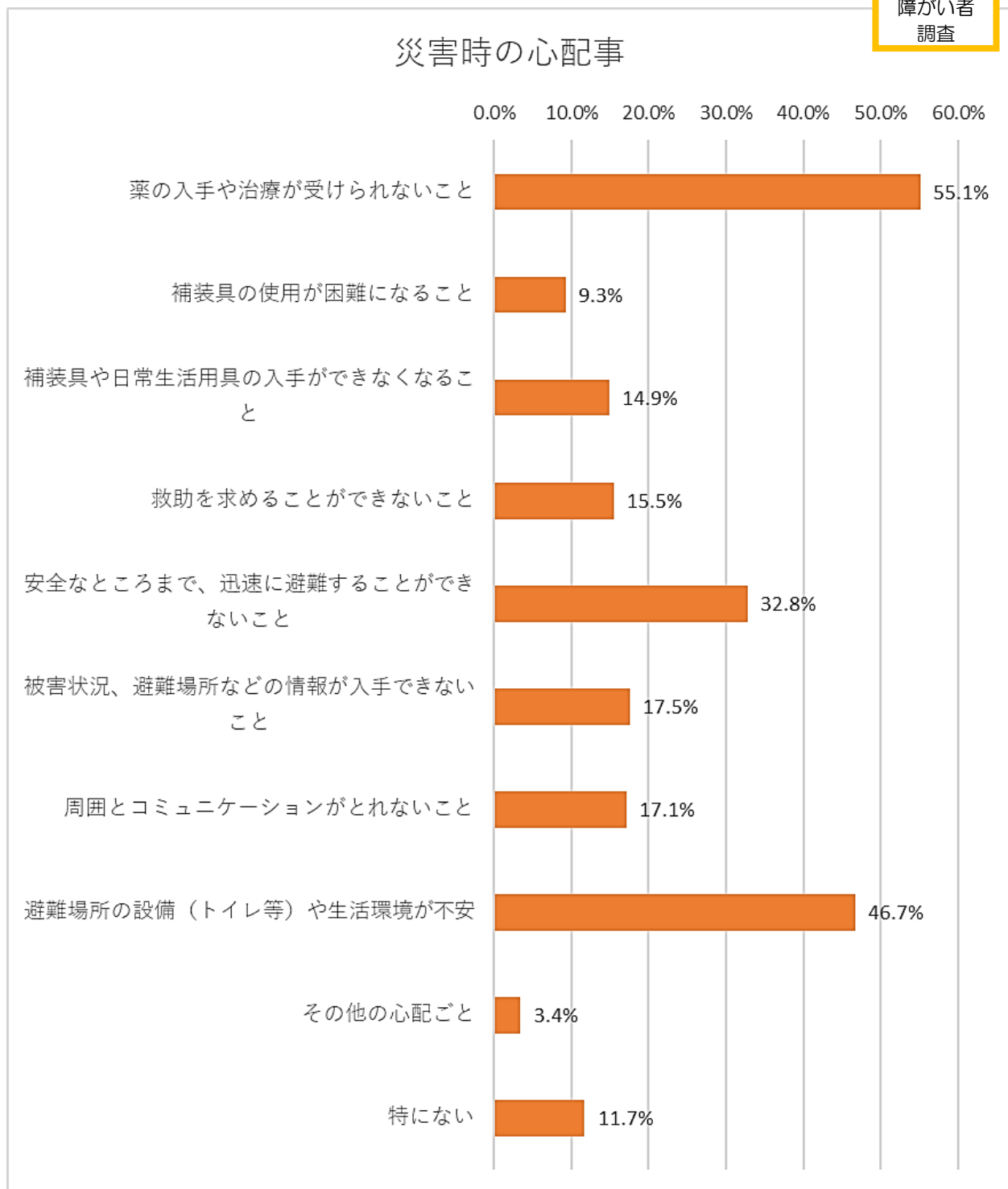
全体的に「電話」の利用が多い傾向にあります。また、携帯電話・スマートフォンのメールやインターネット機能の利用が増えていることから、災害発生時や緊急時などの情報伝達の手段として活用する必要があります。また、視覚障がいや聴覚障がいなどの障がい特性に配慮した通信手段や情報提供媒体の活用を図る必要があります。

(8) 災害時の心配

災害時に『ひとりで避難できる割合』（「ひとりで無事に避難できる」と「ひとりでどうにか避難できる」の合計）は37.0%となっています。一方で「無事に避難できるかどうか分からない」が最も多く23.9%となっています。



また、災害が起きたときの心配ごとについて、「薬の入手や治療が受けられないこと」が最も多く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が多い結果となりました。

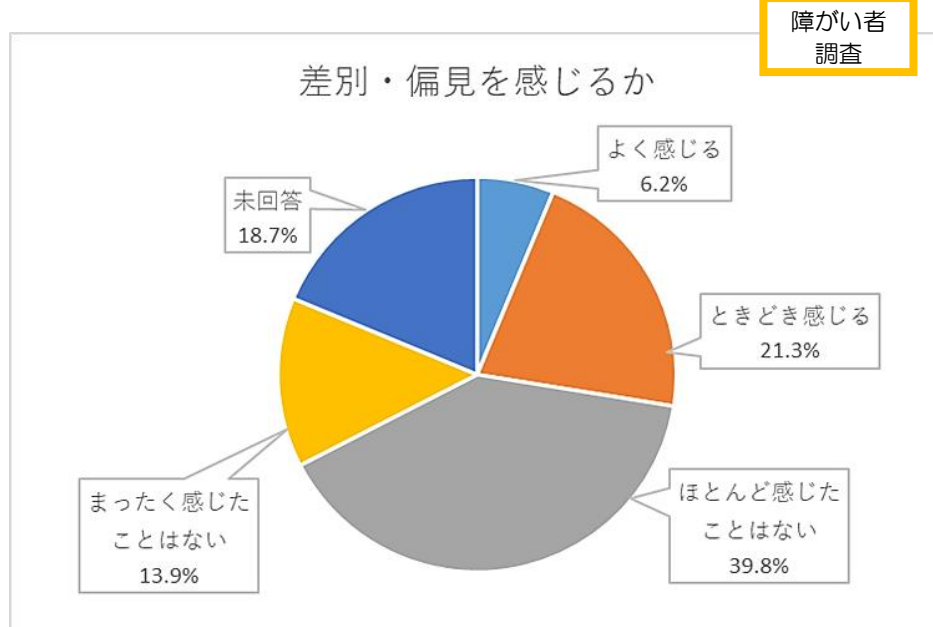


昨今の大雨被害などを経て、障がい者など災害時要支援者対策の充実を図ることは大きな課題となっています。災害等に対する障がい者の不安を可能な限り取り除けるよう、災害時対応の充実に努めるほか、日々の防災対策や防犯対策の充実に取り組む必要があります。

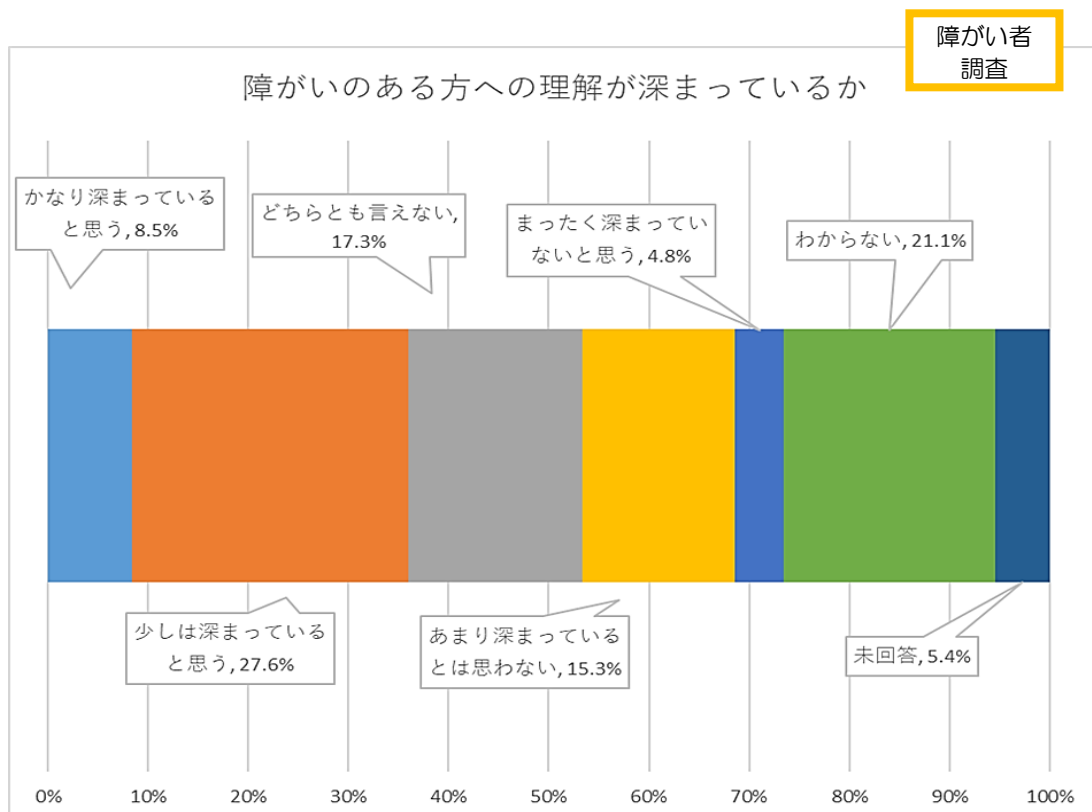
(9) 障がい者への差別や偏見・障がい者への理解

① 障がい者への差別や偏見・障がい者への理解

『日常で差別や偏見、疎外感を感じる割合』（「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計）は全体では27.5%となっており、3割に迫る割合になっております。

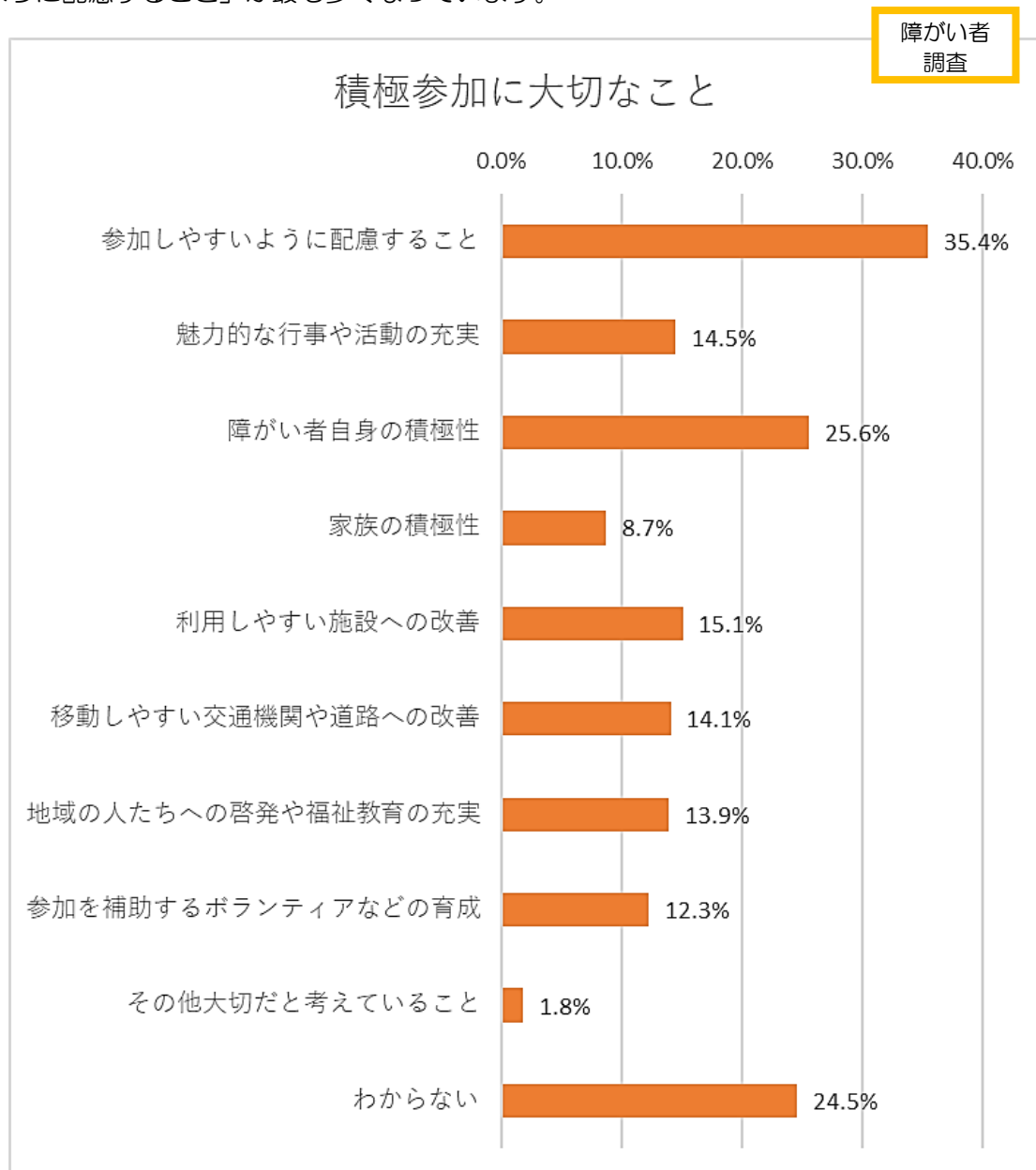


ここ数年で障がいのある人への理解が深まったと思うか尋ねたところ、『深まったと思う割合』（「かなり深まってきていると思う」と「少しは深まってきていると思う」の合計）は36.1%となっています。



② 障がい者の社会参加の課題

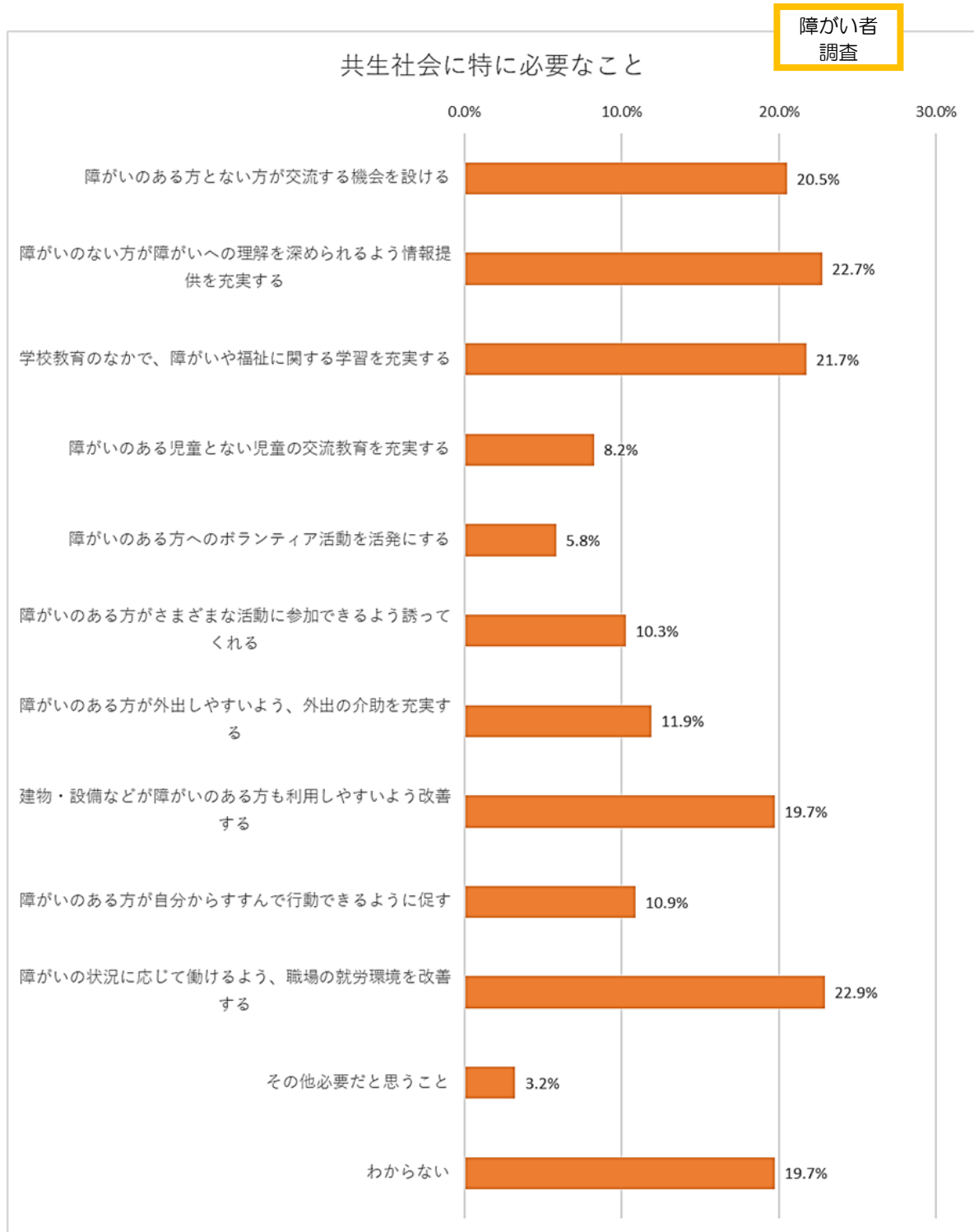
障がいのある人が地域や社会に積極的に参加するために大切なことについて、「参加しやすいように配慮すること」が最も多くなっています。



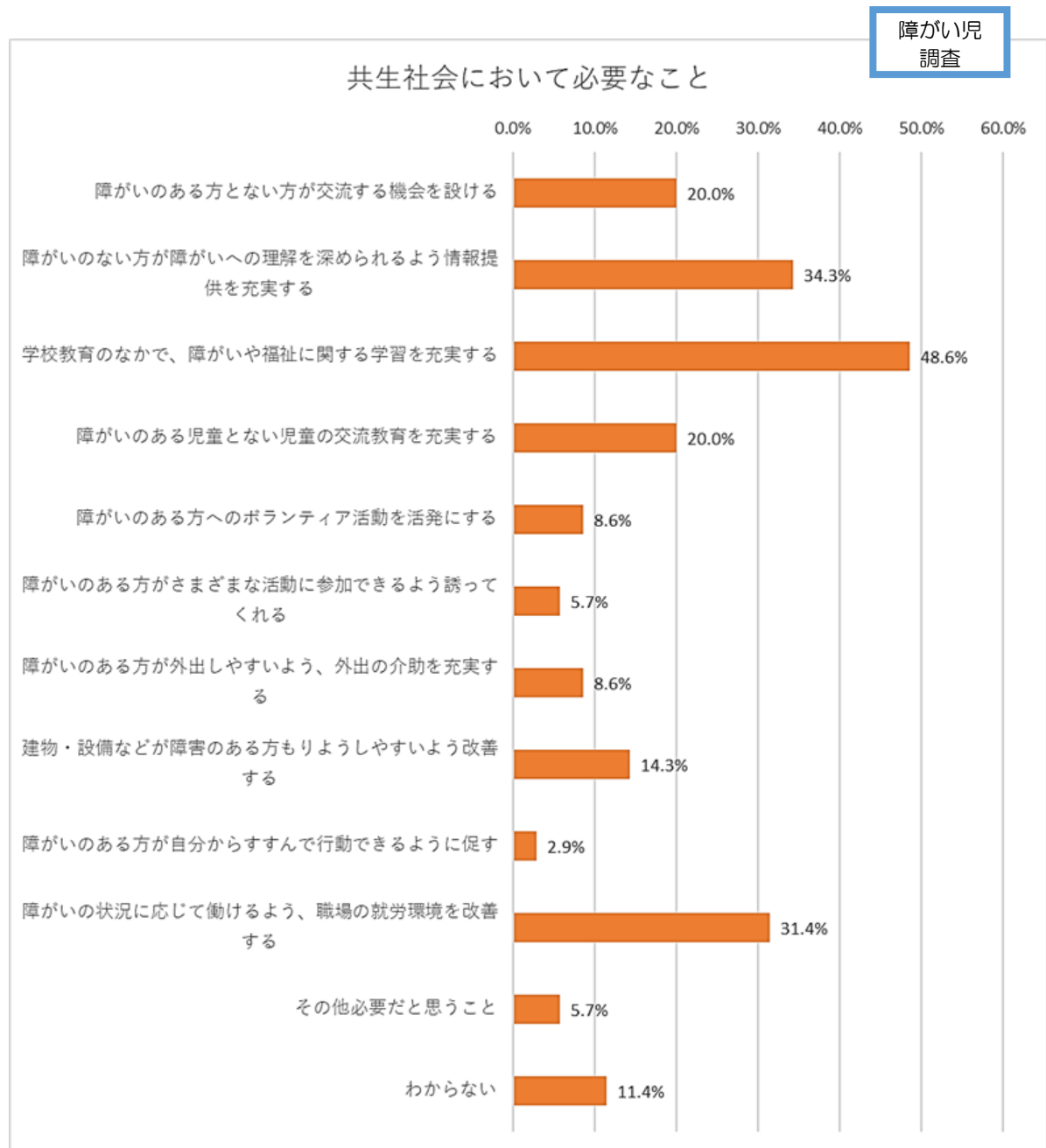
障がいのある人が自分らしく社会参加できるよう周囲の理解や配慮や多様性を認める社会の醸成に努めていく必要があります。また、障がい者自身の積極性を引き出していくための環境調整や工夫も求められます。

(10) 共に暮らす地域づくりに向けて

障がいのある人となない人が相互に理解し、共に生きる社会をつくっていくために必要なことについて、「障がいの状況に応じて働けるよう、職場の就労環境を改善する」が最も多くなっています。次いで「障がいのない方が障がいへの理解を深められるよう情報提供を充実する」も多くなっており、相互理解の重要性についてみられる結果となりました。



また、障がいのある子どもの保護者からは、「学校教育のなかで、障がいや福祉に関する学習を充実する」が48.6%で最も多く、以下、「障がいのない方が障がいへの理解を深められるよう情報提供を充実する」、「障がいの状況に応じて働けるよう、職場の就労環境を改善する」などが多く挙げられています。



障がいのある人もない人も、互いに尊重しながら共に暮らせる温かな地域を築いていくため、地域社会はもちろん、学校や職場も含め、すべての年代における市民の理解や配慮を促進していくことが必要です。

第3章 第7期計画の方向性

1 第6期計画の目標達成状況

(1)「障がい者の保健・医療」分野

事業名等 【所管】	第6期計画目標値 (令和3年度～ 令和5年度)	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和5年度 見込値
①乳幼児健康診査（受診率）	のびのび baby 教室 80% 1歳6か月健診 100% 2歳児キッズ教室 95% 3歳児健診 100%	のびのび baby 教室 79.1% 1歳6か月健診 95.0% 2歳児キッズ教室 93.3% 3歳児健診 99.1%	のびのび baby 教室 74.6% 1歳6か月健診 97.0% 2歳児キッズ教室 96.8% 3歳児健診 99.0%	のびのび baby 教室 75.0% 1歳6か月健診 97.0% 2歳児キッズ教室 90.0% 3歳児健診 97.0%
【健康長寿課】				
②乳児委託健康診査	受診率 100%	受診率 100%	受診率 100%	受診率 100%
【健康長寿課】				
③育児不安を持つ 母親への支援事業	開設数 3か所	開設数 3か所	開設数 3か所	開設数 3か所
【子ども課】				
④新生児・乳児訪問	実施率 100%	実施率 100%	実施率 100%	実施率 100%
【健康長寿課】				
⑤健康診査（受診率） と保健師等による訪問指導	特定健診 60% 成人訪問 300 回/年	特定健診 47.2% 成人訪問 172 回/年	特定健診 47.8% 成人訪問 133 回/年	特定健診 50.0% 成人訪問 200 回/年
【健康長寿課】				
⑥必要な医療についての支援及び心の悩み相談の充実	定例 5 回 10 人/年間	定例 5 回 14 人/年間	定例 4 回 8 人/年間	定例 5 回 8 人/年間
【福祉課】				
⑦精神障害者家族会への支援（あすなろ会）	会員 7 人 活動 30 回	会員 6 人 活動 15 回	会員 5 人 活動 22 回	活動休止中
【福祉課】				
⑧精神障害者当事者会への支援（どんぐりの会）	会員 15 人 活動 15 回	会員 13 人 活動 3 回	会員 14 人 活動 6 回	会員 12 人 活動 9 回
【福祉課】				
⑨精神保健ボランティア育成（やまゆりの会）	会員 25 人 活動 30 回	会員 18 人 活動 17 回	会員 17 人 活動 29 回	会員 13 人 活動 25 回
【福祉課】				

事業名等 【所管】	第6期計画目標値 (令和3年度～ 令和5年度)	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和5年度 見込値
⑩難病対策相談 【福祉課】	保健所と連携し、 随時相談を実施	保健所と連携し、 随時相談を実施	保健所と連携し、 随時相談を実施	保健所と連携し、 随時相談を実施
⑪重度障がい者等 交流事業 【社会福祉協議会】	1回	0回	0回	0回

「障がい者の保健・医療」分野において、成果目標の達成状況からは、多くの事業で成果目標はおおむね達成されていますが、今後も取り組みを継続していくことが重要です。

(2)「障がい児の教育・保育」分野

事業名等 【所管】	第6期計画目標値 (令和3年度～ 令和5年度)	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和5年度 見込値
①町内保育施設における 障がい児保育 【子ども課】	町内全保育園・認定 こども園で対応 随時受付	町内保育園・認定こ ども園での受付数 6名	町内保育園・認定こ ども園での受付数 10名	町内保育園・認定こ ども園での受付数 7名
②養育支援訪問事業 【子ども課】	150件	163件	125件	167件
③教育支援委員会 (就学指導及び教育相 談) 【学校教育課】	年3回	年3回 ※うち1回は感染 症拡大に伴い書面 開催	年3回 ※うち1回は感染 症拡大に伴い書面 開催	年3回
④ことばの教室(言語訓 練) 【学校教育課】	就学児童 1か所 幼児 1か所	就学児童 1か所 幼児 1か所	就学児童 1か所 幼児 1か所	就学児童 1か所 幼児 1か所

「障がい者の教育・保育」分野の成果目標は達成されていますが、今後も取り組みを継続していくことが重要です。

(3)「障がい者の生活支援」分野

「障がい者の生活支援」分野では、サービス等の実施計画である障がい福祉計画において、目標となる数値を多数定めていたことから、障がい者プランでは成果目標を設定しませんでした。

(4)「障がい者の雇用・就労」分野

事業名等 【所管】	第6期計画目標値 (令和3年度～ 令和5年度)	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和5年度 見込値
①福祉施設からの 一般就労への移行 【福祉課】	6人	0人	2人	1人
②就労移行支援事業の 利用者数 【福祉課】	12人	4人	6人	4人

「障がい者の雇用・就労」分野においては、成果目標は達成しておらず、今後も一般就労への移行と就労移行支援事業の利用の推進に取り組んでいく必要があります。

(5)「障がい者のためのスポーツ・レクリエーション及び文化活動」分野

事業名等 【所管】	第6期計画目標値 (令和3年度～ 令和5年度)	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和5年度 見込値
①関係団体地域交流会 (身体障害者協議会、 手をつなぐ親の会等の交流会) 【社会福祉協議会】	年3回	年1回	年1回	年5回

「障がい者のためのスポーツ・レクリエーション及び文化活動」分野の成果目標は達成されていますが、今後も取り組みを継続していくことが重要です。

(6)「障がい者のための移動支援」分野

事業名等 【所管】	第6期計画目標値 (令和3年度～ 令和5年度)	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和5年度 見込値
①福祉タクシー事業の実施 (地域生活支援事業※町 単独事業) 【福祉課】	230人	185人	184人	190人
②移動支援事業の実施 (地域生活支援事業) 【福祉課】	10人 210時間	7人 157時間	7人 210時間	3人 60時間

「障がい者のための移動支援」分野においては、実績が目標を下回った移動支援事業の充実にも今後取り組んでいく必要があります。

(7)「啓発・広報活動」分野

事業名等 【所管】	第6期計画目標値 (令和3年度～ 令和5年度)	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和5年度 見込値
①「やはばのふくし」の発行 【社会福祉協議会】	年4回	年4回	年4回	年4回
②視覚障がい者等への 「声の広報」 【社会福祉協議会】	年12回 対象者3人	年12回 対象者3人	年12回 対象者3人	年12回 対象者3人
③「矢巾町障がい者福祉ガイドブック」の発行・配布 【福祉課】	新規障害者手帳取得者及び障がい福祉サービス受給者へ配布	新規障害者手帳取得者及び障がい福祉サービス受給者へ配布	新規障害者手帳取得者及び障がい福祉サービス受給者へ配布	新規障害者手帳取得者及び障がい福祉サービス受給者へ配布
④「ふれあい広場」等における障がい者団体・施設等の活動紹介 【社会福祉協議会】	年2回	年1回	年1回	年1回

「啓発・広報活動」分野の成果目標は概ね達成されていますが、今後も取り組みを継続していくことが重要です。

(8)「ひとづくり」分野

事業名等 【所管】	第6期計画目標値 (令和3年度～ 令和5年度)	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和5年度 見込値
①福祉ボランティア団体の育成 【社会福祉協議会】	18団体	7団体	5団体	12団体

「ひとづくり」分野においては、実績が目標を下回った福祉ボランティア団体の育成について、今後も取り組みを強化していくことが重要です。

2 第7期計画の基本的考え方

(1) 基本理念

第7期矢巾町障がい者プラン・障がい福祉計画及び第3期矢巾町障がい児福祉計画では、計画の基本理念を次のとおり掲げます。

【計画の基本理念】

「つなぐ」「つながる」「ともに生きる」
～医療・福祉・教育の充実したまちづくりを目指して～

障害者基本法第1条では、すべての国民が、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を、総合的かつ計画的に推進することが、同法の目的である旨を規定しています。

一方、本町は県内においても比較的面積が小さいにも関わらず、教育、医療、福祉などの社会資源が豊富に存在する土地柄です。このことは、障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」の下地となる本町の強みと言えます。

そこで本町では、障害者基本法の理念にのっとり「地域共生社会」を実現させるため「つなぐ」「つながる」「ともに生きる」をキーワードとして取り組んでいきます。

必要な方に必要な社会資源を「つなぐ」ことはもちろんのこと、医療、福祉、教育、行政が「つながる」機会を作り連携を深めることで、障がいのある人もない人も地域で「ともに生きる」すなわち共生社会が実現できると考えています。

本計画においても、これまでの障がい者プラン・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の理念を引き継ぎ、すべての町民が、障がいの有無にかかわらず、それぞれがかけがえない個人として尊重され、互いの個性を認め合いながら思いやり、共に暮らし、共に支え合う地域づくりを、本町の障がい福祉に関わる全ての方とともに目指していきます。

(2) 基本目標

基本理念に基づき、本計画の基本目標を以下のように掲げます。

◆基本目標1 障がい者が自己選択・決定ができる環境づくり

「インクルージョン」の推進の観点から、障がい者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会に参加する存在として主体的に捉え、支援施策は障がい者本人やその家族等の意見を聴き、その意見をできる限り尊重します。

障がい者の適切な意思決定とその意思の表明の支援のため、当事者やその家族が生活全般にわたって様々な相談ができ、必要なサービス利用につながるよう相談支援体制等の充実を図ります。

※インクルージョン：全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという考え方

◆基本目標2 アクセシビリティの向上と心のバリアフリー化の推進

今後、周囲の更なる理解が求められる発達障がい、難病、高次脳機能障がい、視覚・聴覚障がい、強度行動障がいに対する啓発を図るとともに、障がい者の活動を制限し、社会参加の妨げとなる物理的障壁、地域の慣行・観念・差別等の社会的障壁の除去を推進します。

障がいの有無にかかわらず、日々の暮らしの中で町民が互いを尊重し、思いやりながら自然に交流が図られるよう、広報・啓発活動等により社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上と町民の心のバリアフリー化を推進します。

※アクセシビリティ：年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

◆基本目標3 障がい者主体の総合的かつ分野横断的な支援の充実

性別、年齢、障がいの状態、生活の実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえた上で、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、保健、雇用等の各分野の連携のもと、障がい者のライフステージに応じた適切な支援を行います。

「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がいの種別や程度に関わらず、自立と社会参加の実現を図っていける環境づくりを推進します。

障がい者が生活で直面する困難の解消はもちろん、障がい者の自立と社会参加の観点も含めた総合的な支援を推進します。

※ノーマライゼーション：障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すこと

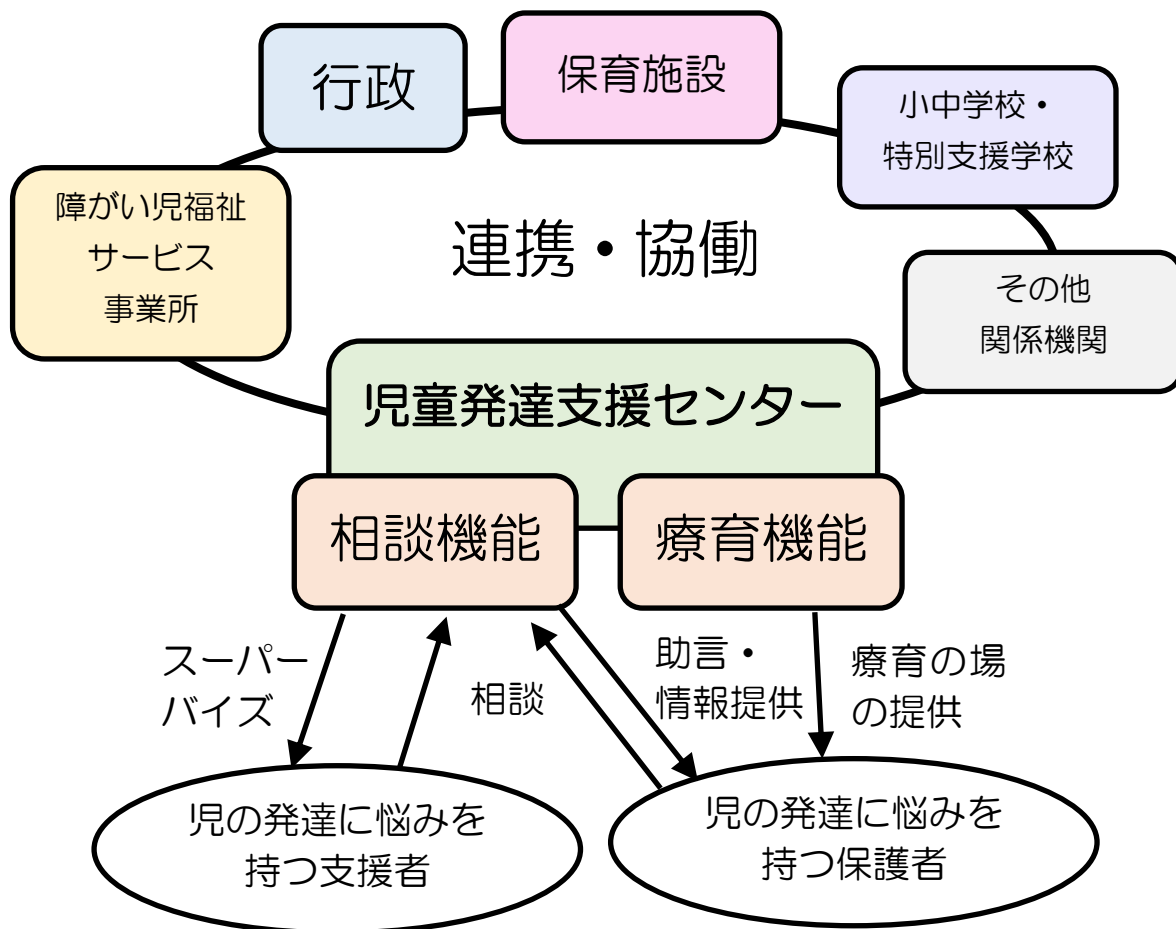
（３）第7期計画の目標

障がい児福祉サービス利用者の増加や障がいの多様化への対応の必要性などを踏まえ、第7期計画では、「児童の発達に係る相談窓口の設置」を目標とします。

▶ 目標

児童の発達に係る相談窓口の設置

保護者や支援者が子どもの成長過程における発達の遅れなどの悩みを相談できる窓口として、本町では令和8年度までに「児童発達支援センター」の設置を目指します。



3 施策の体系

計画の基本理念、基本目標のもと、本計画の施策の体系を次のように定めます。

＜基本理念＞

「つなぐ」「つながる」「ともに生きる」
～医療・福祉・教育の充実したまちづくりを目指して～

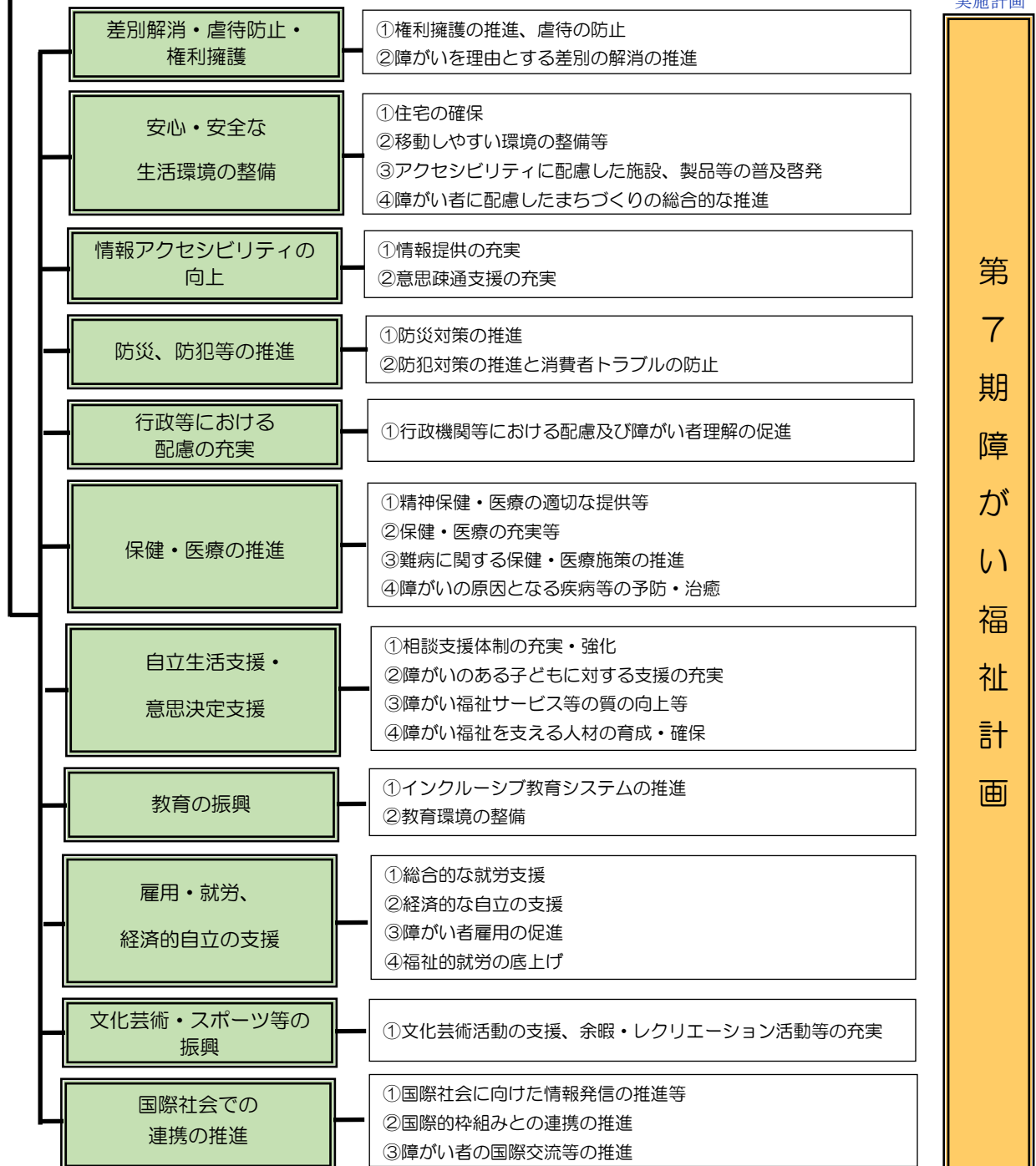
基本目標① 障がい者が自己選択・決定ができる環境づくり
基本目標② アクセシビリティの向上と心のバリアフリー化の推進
基本目標③ 障がい者主体の総合的かつ分野横断的な支援の充実

◆第7期目標◆
児童の発達に係る
相談窓口の設置

＜施策分野＞

＜施策目標＞

サービス等
実施計画



第7期障がい福祉計画

第 2 編

第7期 障がい者プラン

第1章 差別解消・虐待防止・権利擁護



施策目標1 権利擁護の推進、虐待の防止

【施策の方針】

国・県と連携して虐待防止の啓発を充実し虐待の予防を図るとともに、虐待が発生した場合は、早期発見から適切な対応をする支援体制の充実に努めます。

また、知的障がいや精神障がいにより判断能力が不十分な人が地域の中で自立した生活を送ることができるよう、県や社会福祉協議会などと連携し権利擁護を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当部署等
	内 容	
1	虐待防止の取り組みの強化	福祉課 子ども課 岩手県 地域包括支援センター 紫波地域障がい者基幹相談支援センター 紫波警察署 盛岡南消防署矢巾分署
	○障がい者や児童に対する虐待が発生しないよう、町の要保護児童対策地域協議会や町障害者自立支援協議会、岩手県福祉総合相談センター、地域包括支援センター、紫波地域障がい者基幹相談支援センター、紫波警察署、盛岡南消防署矢巾分署などと連携し、虐待の未然防止を図ります。 ○虐待のケース把握が難しいことを踏まえ、関係者による積極的な関わりを促し、個々の本人や保護者の変化を捉え、虐待等の未然防止に努めます。	
2	障害者虐待防止法の周知と適切な対応	福祉課
	○障害者虐待防止法により、虐待の発見者に対する通報が義務づけられていることを、住民及び関係者への周知を図ります。 ○障害者虐待防止法に基づき、虐待に関する通報を受けた場合には家庭や施設・職場などに調査、指導等を行うなど適切な対応に努めます。	
3	虐待防止と権利擁護のための地域の取り組みの促進	福祉課
	○障がい者に対する虐待防止と権利擁護に向け、関係者に対する必要な知識の普及と情報提供を行うほか、地域での取り組みの促進を行います。	
4	矢巾町要保護児童対策地域協議会の運営	子ども課
	○児童虐待などで保護を要する児童、養育支援が必要な児童や保護者に対し、関係する複数の機関（子どもを守る地域ネットワーク）で援助を行います。	

番号	施 策・事 業 名	担 当 部 署 等
内 容		
5	日常生活自立支援事業	社会福祉協議会
○知的障がい者等が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、専門員や生活支援員などが、事業者との福祉サービスの契約や利用援助、情報提供、助言、利用料の支払い等の日常的金銭管理を代行します。 ○利用者が増加することが予想されることから、支援員の確保や資質向上に努めます。		
6	成年後見制度の周知・利用支援	福祉課
○判断能力等が十分ではない方々が日常生活における損害を受けないよう、本人の権利を守るための制度の周知及び利用支援を図ります。		健康長寿課 社会福祉協議会

施策目標 2 障がいを理由とする差別の解消の推進

【施策の方針】

障がいや障がいのある人に対する偏見をなくし、理解を深めていくため、広く町民への啓発活動に取り組みます。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当部署等
内 容		
1	町の広報紙などの活用と充実	企画財政課 福祉課
	○広報紙に障がいに関連する記事を掲載し、地域住民の障がいへの関心と理解の促進を図ります。 ○障がい者の家族が生活の参考となる情報も含め、福祉全般の情報を幅広く掲載します。	
2	障がいに関する正しい知識の普及・啓発	福祉課
	○知的障がい、発達障がい、高次脳機能障がいなど、十分に理解が深まっていないと考えられる障がいについて、正しい知識の普及と啓発を行います。	
3	障害者差別解消法への対応	福祉課
	○国の策定する基本方針に基づき、社会的障壁の除去が図られるよう、必要かつ合理的な配慮を行い、障がいを理由とする差別の解消を推進します。	
4	発達障がいに関する研修会の開催	福祉課 子ども課 学校教育課
	○発達障がいに関して、現場の経験が豊富な障がい者施設の職員の方などを講師に招き、保育士や教員等を対象とした研修会を開催します。	
5	「障害者週間」における啓発	福祉課
	○「障害者週間」（12月3日～9日）には、障がい者の福祉についての関心や理解を深めるよう啓発活動を行います。	
6	民間の啓発・広報活動への協力	福祉課
	○社会福祉協議会、障がい者団体、福祉団体の啓発・広報活動を支援します。	
7	障がい者関係団体による啓発活動の推進	福祉課
	○障がい者関係団体による主体的な住民への啓発活動を支援します。	

第2章 安心・安全な生活環境の整備



施策目標 1 住宅の確保

【施策の方針】

障がい者が住み慣れた地域の中で自立した生活を営むためには、生活の拠点となる住まいが必要です。その住まいがそれぞれの障がいに対応され、暮らしやすいものとなるよう住環境の充実に努めます。

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	担 当 部 署 等
内 容		
1	グループホームの利用促進	福祉課
○障がい者が日常生活上の支援や相談援助等を受けながら共同生活を行うグループホームの利用の促進を図るとともに、利用者のニーズを踏まえて、サービス提供事業者の充実に努めます。		
2	住宅改修の支援	福祉課
○地域生活支援事業として、障がい者が暮らしやすいよう住宅を改修する際の相談対応と改修費用の一部助成を行います。		
3	一般住宅の入居支援	福祉課 紫波地域障がい者基幹相談支援センター
○民間借家などの一般住宅への入居希望に応じた、居住サポート事業に努めます。 ○住宅入居等支援事業について、委託事業所との連携により、事業の適正な実施を目指します。		
4	町営住宅の整備	福祉課 道路住宅課
○町営住宅の整備に際し、障がい者に配慮した設計を取り入れ、障がい者が暮らしやすいよう努めます。		

施策目標2 移動しやすい環境の整備等

【施策の方針】

障がい者が地域において自立した生活を営み、社会に参加しやすい環境を実現するため、移動支援サービスの充実のほか、公共交通機関及び関連施設の充実とバリアフリー化の促進を図ります。

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	担 当 部 署 等
内 容		
1	移動支援の充実	福祉課
○移動に支援が必要な障がい者が不自由なく移動できるよう、障害者総合支援法に基づく行動援護のほか、地域生活支援事業の移動支援事業を通じて、マンツーマンによる障がい者の外出の支援を行います。 ○利用の対象となる方へタクシー利用券の配布を行います。		
2	車いす対応車両利用サービスの周知	社会福祉協議会
○社会福祉協議会が実施している車いす対応車両利用サービスを、より多くの人 が利用できるよう周知を図ります。		
3	公共交通機関のバリアフリー化等の促進	企画財政課 福祉課
○障がい者の移動の円滑化を促進するため、誰もが安全に安心して利用できる交 通環境の形成に努めます。 ○バスなどの公共交通機関における、ノンステップバスや超低床車両など、車い すでも利用しやすい交通機関の充実を求めています。		
4	交通安全対策の充実	総務課 防災安全室
○交通事故の少ないまちづくりを目指し、交通安全に対する事業や啓発・広報を 充実させます。		

施策目標3 アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進

【施策の方針】

障がいの有無を問わず、子どもから高齢者に至るまで誰もが安心して利用しやすい施設、製品等の普及を目指し、計画的なバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入等を推進します。

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	担 当 部 署 等
内 容		
1	公共施設・設備のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進	関係課
	○誰もが利用できる公共施設にするため、ゆとりのあるエレベーター・多機能トイレ・スロープなどを逐次設置し、バリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進します。	
2	公園の整備	企画財政課 福祉課 道路住宅課
	○新たに整備を行う公園は、障がい者の要望を踏まえながら、出入口や園路の段差解消、高齢者や障がい者等が利用可能なトイレの設置等を検討していきます。 ○既存の公園については、誰もが安全に利用していただくため地域住民の意向を踏まえつつ、バリアフリー化及びユニバーサルデザインを導入しながらトイレ等の公園施設の更新をしていきます。	
3	民間施設のバリアフリー化の促進	福祉課 道路住宅課
	○民間施設整備の際、「岩手県ひとにやさしいまちづくり条例」の設置基準を遵守するよう、適切な助言と指導を行います。	

施策目標 4 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

【施策の方針】

誰もが安心して暮らすことができる安心・安全なバリアフリーのまちづくりを目指し、地域連携の強化及びハード面・ソフト面を一体的に取り組み、障がい者や高齢者等の社会参画の拡大を推進します。

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	担 当 部 署 等
内 容		
1	主要道路・歩道等の整備	福祉課 道路住宅課
○主要な生活関連経路を構成する道路において、障がい者の要望を踏まえながら、道路の利用形態を考慮し、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善や整備を検討していきます。		
2	信号機・道路標識等の整備	総務課 防災安全室 福祉課 道路住宅課
○「矢巾町交通安全対策協議会」において、交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、その実施を推進することとしています。信号機や道路標識についても、音響装置付信号機などのバリアフリー対応型信号機の設置、見やすく分かりやすい道路標識等の整備も含めて、公安委員会に要望していきます。		

第3章 情報アクセシビリティの向上



※情報アクセシビリティ：年齢や障がいの有無に関係なく、誰もが必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること

施策目標 1 情報提供の充実

【施策の方針】

障がいのあるすべての人が必要な情報にストレスを感じることなく、たどり着ける環境づくりを行います。

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	担 当 部 署 等
内 容		
1	情報格差を是正するシステム・環境づくり	
	○障がいの情報格差を是正し、介護や生活情報の入手、コミュニケーション手段の確保にIT技術を活用していきます。 ○災害発生や緊急時の場合に、避難準備情報や危険地域などの情報を伝達し速やかに避難を開始できる環境づくりのため、「防災ラジオ」による広報活動を行います。 ○障がい特性に配慮した情報伝達の体制構築のため、ボランティア等の協力も得ながら、分かりやすい文章の作成に努めるとともに、使用する色やフォント、行間等にも配慮したホームページ運用を検討します。	総務課 防災安全室 企画財政課 福祉課
2	「声の広報」の推進	
	○重要な文書や案内文書などの音声化など、障がいの特性に配慮した広報伝達に努めます。 ○カセットテープ、CDによる「声の広報」は、町社会福祉協議会のボランティア活動として実施していますが、今後も社会福祉協議会と連携を図り、引き続き事業を実施します。	福祉課 社会福祉協議会
3	情報発信機会の充実	
	○障がい者及び障がい者団体の相互交流や自立に向けて行う「社会参加事業」や「各種行事等」への参加を促進のため、町ホームページを積極的に活用します。	企画財政課 福祉課

施策目標 2 意思疎通支援の充実

【施策の方針】

情報収集・利用などに大きな支障のある聴覚障がいや視覚障がいのある人に対して、コミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化を進めます。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当部署等
内 容		
1	意思疎通支援事業の充実	福祉課 社会福祉協議会
	○手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業を行うほか、音訳による広報の提供、手話奉仕員等のボランティアの養成・派遣を行うなど、障がい者の特性に応じたコミュニケーションを支援します。	
2	情報機器の給付	福祉課
	○日常生活用具の給付事業を通じて、障がい者用パソコン周辺機器（視覚障がい者及び上肢不自由者がパソコンを使用する上で必要となる、障がいに対応したソフトウェアや特殊マウス、キーボードなど）、点字ディスプレイ、点字プリンター等を給付し、各種情報機器の利用を促進します。	

第4章 防災、防犯等の推進



施策目標 1 防災対策の推進

【施策の方針】

自力避難の困難な障がいのある人をはじめ、障がい者に対する防災知識の普及や災害時の適切な情報提供・避難誘導などの体制の充実を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当部署等
	内 容	
1	防災対策の推進	
	○上位計画である「矢巾町地域防災計画」に基づき、障がい者に配慮した防災対策を進め、福祉施設と地域の連携・災害ボランティアの協力体制づくり、障がい者や介護者への指導などを実施します。 ○避難所や避難経路、災害の知識及び対処法についての啓発・広報として、広報紙のほか、ハザードマップの全戸配付などにより避難所情報を提供していきます。 ○障がい者が、災害時等に正確な情報を得られるよう、地域住民等の協力も得ながら、障がい別に当事者とともに情報伝達のシステムの研究・検討をし、順次取り入れていきます。	総務課 防災安全室 福祉課 社会福祉協議会
2	要配慮者（避難行動要支援者）名簿の整備と活用	
	○災害発生時に支援を必要とする方を把握するため、障がい者の個人情報の保護を図りながら避難行動要支援者名簿を作成し、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、自主防災組織、消防団等と情報を共有し、災害時の円滑な安否確認や避難支援対策に活用していきます。	総務課 防災安全室 福祉課 社会福祉協議会
3	障がい者の避難支援の体制づくり	
	○障がい者やその家族が、緊急時に警察や消防署等関係機関に即時に通報できるよう、民生児童委員協議会と連携し、緊急連絡先等の周知に努めます。 ○民生児童委員協議会と連携し、個人情報の保護に十分配慮しながら、災害時に協力者となる地域住民との間で障がい者の情報を共有する仕組みを検討します。 ○障がい者の利用する施設等において、防災訓練を実施するとともに、消防機関とのネットワークづくりを進めていきます。	総務課 防災安全室 福祉課
4	福祉避難所の整備	
	○障がい者が安全に避難所へ移動し、障がい者が必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援を得ることができるよう、体制の整備に努めます。	総務課 防災安全室 福祉課

施策目標2 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止

【施策の方針】

障がい者が犯罪や消費者トラブル等の被害に遭わないように、情報提供や支援を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当部署等
内 容		
1	防犯対策の充実 ○民生児童委員等の見守り活動を支援し、安心・安全なまちづくりに努めます。 ○自主防犯組織の育成と地域安全運動を広め、防犯意識の高揚を図り、安全なまちづくりを推進します。 ○最寄りの警察署（紫波警察署TEL・FAX 019-671-0110）にFAX送信することで、聴覚障がい者等からの緊急通報に対応します。 また、犯罪被害に関する各種相談は、県警察本部の代表アドレスで随時受付します。 ※代表アドレス <police@pref.iwate.jp>	総務課 防災安全室 福祉課 岩手県警察本部
2	消費者トラブルの防止 ○障がい者や高齢者等に対する消費者被害防止のため、広報紙やパンフレット等を用いて、悪質商法等の情報提供を行うほか、障がい者の権利を守るための成年後見制度の案内を併せて行います。 ※成年後見制度とは、判断能力が不十分な知的障がい者や精神障がい者等の日常生活を法律的に保護する制度です。	福祉課 健康長寿課

第5章 行政等における配慮の充実



施策目標 1 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進

【施策の方針】

障害者差別解消法に基づき、行政機関の窓口等における障がい者への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等にあたっては、アクセシビリティへの配慮に努めます。

障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境整備や障がいの特性に応じた合理的配慮の提供を行います。

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	担 当 部 署 等
内 容		
1	選挙の投票における障がい者への配慮	選挙管理委員会 事務局
○誰もが安全かつ安心して投票できるよう、ソフト・ハードの両面から投票環境の向上に努めます。 ○自己による判断が難しい場合、自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、適切な支援に努めます。 ○指定病院や郵便等における不在者投票の適切な実施を図り、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます。		
2	職員等に対する障がい者に関する理解促進	総務課 福祉課 関係課
○理解の促進が必要な障がいや、外見からは分かりにくい障がいの特性、複合的に困難な状況に置かれた障がい者に求められる配慮等を含めて必要な研修を実施し、窓口等における障がい者への配慮の徹底を一体的に取り組みます。		

第6章 保健・医療の推進



施策目標 1 精神保健・医療の適切な提供等

【施策の方針】

心の健康や精神障がいに対する理解が十分とはいえず、本人も打ち明けることに抵抗感があるなど、早期対応、早期治療に結びつかない現状があるため、精神的健康の保持・増進から相談・対応に至るまでの精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

また、国が推進している自殺対策を踏まえ、うつ予防支援をはじめ、職域保健や多重債務問題への対応等を総合的に推進します。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当部署等
	内 容	
1	精神保健医療に関する情報や制度等の周知	
	○本人及び家族が望ましい医療機関を選択できるよう、精神医療に関する情報提供を行います。 ○自立支援医療（精神通院医療）制度や精神障害者保健福祉手帳制度等について、啓発・広報により利用の促進を図ります。	福祉課
2	精神疾患等の予防と早期発見・早期治療の促進	
	○心の健康増進やストレス対策として、地域における精神保健相談、訪問指導、心の健康づくり講座や健康教育を行い、精神疾患等の予防に努めます。 ○医療機関や保健所等と連携し、精神保健相談や訪問相談を行い、精神疾患等の早期発見・早期治療及び日常生活の支援に努めます。 ○地域や職域と連携し、心の健康に関する情報提供や個別相談の周知を図り、心の健康づくりを推進します。 ○学校、教育委員会、岩手県精神保健福祉センター及び県央保健所等の関係機関との連携のもと、相談やカウンセリング機会の充実を図り、子どもの心の健康づくりを支援します。	福祉課 健康長寿課 学校教育課
3	精神疾患等に対する総合的な支援体制の充実	
	○関係機関と連携し、精神障がい者に対する相談・訪問指導などの充実を図ります。 ○相談からサービス提供までの総合的な支援体制の充実を図るために、障がい者地域生活支援センター等との連携を強化し個別支援の充実に努めます。 また、町地域包括支援センターとの連携を図るほか、圏域の市町村の理解と協力を得ながら、必要な施策の整備に努めます。	福祉課

番号	施策・事業名	担当部署等
	内 容	
4	障がい福祉サービスの提供と地域生活支援事業等の推進	
	○精神障がい者の自立や社会参加、地域への円滑な移行・定着が進むよう、本人や家族の生活を支援する障害者自立支援制度の充実に努めます。	福祉課
5	地域包括ケアシステムの構築	
	○精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」の整備に努めます。	健康長寿課
	○保健、医療、福祉関係者による協議の場において関係機関と連携を図るなど、多職種からの専門的な意見を基に、精神障がい者への地域移行に向けた支援や地域で安心した暮らしができるための在り方を検討していきます。	福祉課

施策目標 2 保健・医療の充実等

【施策の方針】

障がいのある人が、障がいの程度を軽減して自立生活を促進するため、障がいの特性に合った適切な医療やリハビリテーションが提供できる地域医療体制の充実に努めます。

また、近年の医療技術の進歩等を背景に NICU 等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器、胃ろうを使用、痰の吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な障がい児が全国的に増加しています。

本町においては、平成 30 年 1 月に岩手県立療育センターが、令和元年 9 月には岩手医科大学附属病院が移転したことから、医療、福祉にかかわる障がい児・者の相談も増加傾向にあり、保健、医療、福祉、教育など関係機関との連携をより一層強化します。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当部署等
内 容		
1	生活習慣病予防対策の推進	
	○健康の保持・増進や疾病の予防のため、若年期からの生活習慣病予防対策を充実するなど、ライフステージに応じた生活習慣病予防対策を推進します。	健康長寿課
2	医療体制の充実	
	○障がい者やその家族に対し「かかりつけ医」を持つよう啓発を進めます。 ○医師会などの協力を得ながら、保健・医療・福祉の各分野が連携し、相談・治療の一貫した医療体制の充実に図ります。 ○在宅医療体制の構築に向け、訪問診療や訪問看護など円滑な利用のために、関係機関との連絡・調整を図ります。 ○事故や急病などに対応するため、盛岡南消防署矢巾分署と連携し、救急医療体制の強化を図ります。 ○県、二次保健医療圏内市町、医師会と連携をし、必要な救急医療体制の確保に努めます。	福祉課 健康長寿課 盛岡消防署 矢巾分署
3	自立支援医療費の支給	
	○障害者総合支援法に基づく自立支援医療費の支給を行います。 ○医療機関と連携しながら、自立支援医療制度の周知を図ります。	福祉課
4	医療費給付制度の充実	
	○障がい者に対する医療費助成制度の充実に図り、障がい者や家族の負担を軽減します。	健康長寿課

番号	施 策・事 業 名	担 当 部 署 等
内 容		
5	リハビリテーション体制の充実	健康長寿課 福祉課
○各リハビリテーションセンターと連携し、介護予防が必要な高齢者の生活の自立と社会参加、仲間づくりを促進する総合的なリハビリテーションの体制をつくります。 ○医療機関や介護保険事業所との調整を図り、精神通院医療該当者や在宅の重度障がい者に対して、通所による入浴・給食・日常動作訓練などのサービスの支給決定や事業委託等を検討します。		
6	在宅療養生活の支援	福祉課 健康長寿課
○障がい及びその原因となる疾患の発見から、早期治療、リハビリテーション、福祉サービス、介護サービスへと適切に支援するための関係機関や福祉の連携強化に努めます。 ○在宅での療養生活を支援するための保健、医療、福祉にわたる総合的なサービス調整や医療機関との連携を強化します。		
7	医療的ケア児等に対する支援体制の構築	福祉課
○医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、協議の場を設置し、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を促進し、支援体制の充実を図ります。		

施策目標3 難病に関する保健・医療施策の推進

【施策の方針】

難病の方への対応は保健所が中心ですが、町の福祉課窓口でも、保健師・社会福祉士などがその専門性を生かし、相談・支援に努めます。今後は、疾病や症状の特性ごとに対応できる医療機関等の情報の収集・整理や情報提供の充実を図るなど、支援の充実に努めます。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当部署等
内 容		
1	難病相談体制の充実	福祉課
	○保健所等と連携し、難病患者に対する相談・訪問指導などを実施します。	
2	難病患者保健福祉事業の推進	福祉課
	○難病患者の自立と社会参加を推進するため、本人や家族の生活を支援する保健福祉制度の拡大に努めます。	
3	在宅の難病患者等に対する支援	福祉課
	○保健・医療・福祉の連携強化による訪問指導などのきめ細やかな支援体制を整備します。在宅での療養生活が続ける難病患者などの生活支援のための居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス）や短期入所事業、日常生活用具の給付を継続します。	

施策目標 4 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

【施策の方針】

妊娠中から産後、就学前までの継続した健康診査や歯科健診、保健指導により健康の保持・増進を図るとともに、様々な機会を通して子どもの心身の成長・発達の確認に努めます。

保健・医療・福祉・保育・教育の連携を密にし、疾病や障がいの早期発見に努め、適切な治療・早期療養が行えるライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当部署等
内 容		
1	母子保健事業の展開	
	○「矢巾町子ども・子育て支援事業計画」に基づき子育て環境を整え、母子保健の推進に努めます。 ○医療機関・保健所・岩手県福祉総合相談センターなどとの連携のもと、相談・支援の充実を図ります。 ○関係機関と連携し、子どもの事故防止のため情報提供や普及啓発に取り組みます。	福祉課 健康長寿課 子ども課
2	障がいの早期発見	
	○妊産婦健診、乳幼児健診や育児相談、家庭訪問などの機会を通して、子どもの成長、発達のフォローをします。 ○健診未受診児への個別訪問を行い、発達確認と相談を行います。 ○乳児や幼児、児童等が利用している教育・保育施設の連携により、早期の障がい発見に努めます。	福祉課 健康長寿課 学校教育課 子ども課
3	早期療育・支援体制の充実	
	○早期療育のための保健、医療、福祉、学校等の連携を強化します。 ○県や事業所等専門機関との連携により、乳幼児期における成長発達等、育児不安に対する相談体制の充実を図ります。 ○発達状態に応じた個別相談や関係機関への紹介、就学に向けた相談等、ライフステージに応じた切れ目のないきめ細やかな対応を図ります。	福祉課 健康長寿課 学校教育課 子ども課

番号	施 策・事 業 名	担 当 部 署 等
内 容		
4	心身障がい児地域療育システムづくり	福祉課 健康長寿課 学校教育課 子ども課
○地域社会のみんなで心身障がい児を理解して支えていくため、医療機関、保健所、岩手県福祉総合相談センター、保育施設、学校、各地区自治会組織との連携を図り、地域療育システムの構築に努めます。 ○本町の療育支援ネットワークとして、保育所等との連携による障がい児保育を強化し、療育支援体制の充実に努めます。		
5	健康診断と保健指導の推進	健康長寿課
○自治会や医師会と連携のもと、特定健診・がん検診の受診を推進し、必要な方に生活習慣病予防のための保健指導を推進します。なお、疾病の早期発見、早期治療により、障がいの予防と軽減に努めます。 ○保健推進員・食生活改善推進員などの地域の団体、保健所、医師会など関係機関と連携を図り、各種健康診査後の相談・指導体制の充実に努めます。		

第7章 自立生活支援・意思決定支援



施策目標 1 相談支援体制の充実・強化

【施策の方針】

障がいのある人やその家族が抱える様々な問題についての相談体制を整えることは、地域生活を支援する上でも重要です。障がいのある人の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の関係機関等との連携強化により、重層的相談窓口の整備やライフステージに対応した相談支援、障がいのある人が自らの決定に基づき、身近な地域で安心して気軽に利用できる相談体制の充実を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当部署等
	内 容	
1	窓口サービスの充実	関係課
	○障がい者の特性に配慮したきめ細やかな窓口サービスの充実に努めます。 ○民間の相談支援事業所への委託により、専門的な相談窓口の確保を図ります。 ○高齢者や複合的な課題に対応するため、重層的支援体制整備事業を通じた分野を超えた相談支援機関の連携構築を進めていきます。	
2	相談・訪問指導の充実	福祉課 健康長寿課
	○福祉課が窓口となり、障がい者及びその家族等の相談支援を通じて、必要なサービスの利用や関係機関等へのつなぎ機能を果たすなど、ワンストップサービスの提供を行います。 ○障がい者の身近な地域において、相談からサービス提供支援などを積極的に行うため、町関係機関の保健・医療・福祉サービスの職員をはじめ、生活全般についての相談に応じることのできる保健師・社会福祉士などが随時、施設や家庭への訪問指導を行います。	
3	県条例を踏まえた相談支援体制の充実	福祉課 社会福祉協議会
	○「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の施行に伴い、障がいのある人に対する不利益な取り扱いに係る相談を社会福祉協議会が窓口となって受け付け、県との連携のもと適切な対応・支援を図ります。 ○地域の実情を踏まえ、障がいへの理解促進、障がいのある人に対する不利益な取り扱いの解消に関する施策の推進を通じて、障がいのある人への支援に努めます。	

番号	施 策・事 業 名	担 当 部 署 等
内 容		
4	専門的な相談支援体制の充実	福祉課
○町が指定する相談支援事業所を通じて専門員による相談を随時行い、障がい者自身やその家族に対する相談支援体制の充実を図ります。 ○個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に努めます。 ○盛岡広域圏で実施する相談支援事業も継続し、盛岡広域圏障害者自立支援協議会や矢巾町障害者自立支援協議会での地域課題の解決に向けた取り組みを協議検討していきます。		
5	基幹相談支援センターの充実	福祉課
○地域により密着した総合的な相談支援を図るため地域の中核的役割を担うものとして、平成 29 年度に設置した「紫波地域障がい者基幹相談支援センター」が、管内の相談支援事業者へ専門的指導や人材育成、障がい者等の相談等を総合的に行うことにより、地域における相談支援体制の強化を図ります。		
6	ケアマネジメント体制の整備	福祉課
○利用者のニーズに合わせたサービスを総合的に提供するため、町内及び広域の相談支援事業所や地域活動支援センターと連携を図り、障害支援区分の認定調査、サービス利用計画書の作成、相談支援事業などの総合的なケアマネジメント体制の整備に努めるとともに、相談支援専門員の確保を図ります。		
7	身体障害者相談員・知的障害者相談員活動の充実	福祉課
○障がい者やその家族からの相談に応じ、関係機関と協力してその解決にあたる身体障害者相談員や知的障害者相談員による相談活動の充実を図ります。		
8	民生児童委員・主任児童委員の相談活動の充実	福祉課
○障がい者など援助を必要とする人の相談・助言など個別援助活動を行う民生児童委員・主任児童委員の相談活動を充実します。		
9	盛岡広域成年後見センターとの連携	福祉課 健康長寿課
○近隣含む6市町の共同による中核機関として「盛岡広域成年後見センター」を設置していることから、盛岡広域成年後見センターと連携しながら、より専門的な相談・助言についても対応できる体制整備を強化していきます。		

施策目標 2 障がいのある子どもに対する支援の充実

【施策の方針】

配慮が必要な子どもを必要な支援につなげるため、早期発見から療育・幼児期の教育・保育から学校教育までが一貫したシステムとして機能するよう、医療機関、療育機関、保育所等、教育機関、行政等が連携を図り、障がい児個々の状況に応じた適切な相談支援体制の充実を図ります。

また、身体障がいや知的障がいに加え、近年、高機能自閉症やADHD（注意欠如・多動性障がい）など、発達障がいあるいはその疑いのある子どもが増えています。発達障がいは幼児期の確実なフォロー体制が重要であり、家庭における子どもとの接し方によって二次的な障がいを防止できるとの指摘もあるため、保護者・家族に対する支援にも取り組みます。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当部署等
内 容		
1	発達障がい児への総合的な生活支援策の検討	福祉課
	○「発達障害者支援法」を踏まえ、国・県との連携による発達障がいのある人への支援策を検討します。 ○発達障がいは、就学後に発見されるケースも多くあるため、乳幼児健診等における早期発見を図るとともに、保育所等、学校、教育委員会や、発達障がい者支援センター等の専門機関と連携を図り、早期の療育相談につなげます。	健康長寿課 学校教育課 子ども課
2	障がい児の保護者等に対する支援	福祉課
	○障がいのある子どもを抱える保護者の不安を和らげることができるよう、障がい児に関わる療育をはじめ、教育相談や支援等の情報提供と相談窓口の周知を図ります。 ○庁内関係部署、教育機関、地域の福祉サービス事業所等の連携により、障がい児本人のみならず障がい児を持つ家族に対し、必要な療育から就学までの切れ目のない相談支援に努めます。また、問題解決に向けた共同的な取り組みと支援の統一化を図ります。	福祉課 学校教育課 子ども課
3	重症心身障がい児（者）の支援	福祉課
	○岩手県立療育センター、みちのく療育園との連携により、障がい児（者）本人のみならず家族に対し、継続した障がい福祉サービス及び情報提供に努めます。 ○利用者から要望の多い「短期入所」「生活介護」「グループホーム」等の施設、18歳以上の日中の活動場所の確保について、重症心身障がい児（者）が求めるサービスを提供できるよう、その確保に向けた取り組みについて県及び県内市町村と連携を図ります。	福祉課

番号	施策・事業名	担当部署等
内 容		
4	児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの提供	
	○児童発達支援等の障がい児通所支援、障がい児入所支援の各サービスの提供を行います。	福祉課
5	幼児期の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の利用支援	
	○子ども・子育て支援法を踏まえた、「矢巾町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、多様化する保育ニーズに対応できるよう、関係機関との調整を図ります。	福祉課 子ども課
6	障がい児保育等の充実	
	○障がいのある子どもが生まれ育った地域で教育・保育が受けられるよう、保育施設等における障がい児の受入体制の充実を図ります。 ○子どもの心身の状況を正確に把握し、発達が促進されるような保育内容の充実を支援します。	福祉課 子ども課
7	教育相談・支援の充実	
	○障がいのある子どもや保護者の希望、その障がいの程度などを十分に考慮した支援を実施するため、相談支援体制の充実を図ります。	学校教育課
8	進路相談、就労支援	
	○卒業後の進路について、障がいのある子どもが社会的に自立して生活していけるよう、学校や障がい者就業・生活支援センター、一般企業等との連携を促し、就労先の確保に取り組むとともに進学に向けた相談体制の充実を図ります。	福祉課 学校教育課
9	児童発達支援センターの設置	
	○障がいの重度化、重複化や多様化を踏まえ、その専門的機能の強化を図るとともに、保護者や支援者が子どもの発達の遅れなどの悩みを相談できる窓口を設置し、障がい児の多様なニーズに対応する機関としての役割を担うため、令和8年度を目標に「児童発達支援センター」の設置を目指します。	福祉課
10	未成年後見制度の周知	
	○親権者の心身に著しい障がいがある場合等、「親権を行う者」が管理権を有しない場合において、未成年者の監護、教育等が適切に行われるよう未成年後見制度の周知を図ります。	福祉課

施策目標 3 障がい福祉サービス等の質の向上等

【施策の方針】

障がい者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるよう、訪問サービスや日中活動の場の充実を図るとともに、居住の場の確保に努め、障がい福祉サービスや相談支援を円滑に実施します。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当部署等
内 容		
1	障害者総合支援法に基づく「障がい福祉サービス」の提供 ○「居宅介護（ホームヘルプサービス）」をはじめとした障害支援区分に応じた訪問系サービスの提供を行います。 ○「自立訓練（生活訓練）」や「就労移行支援」、「共同生活援助」（グループホーム）などの日中活動系サービスの提供を行います。 ○施設入所支援やグループホームなど、障がい者の地域生活を支援するための居住支援サービスの確保に努めます。 ○「自立生活援助」や「就労定着支援」などの福祉サービスについて、個々の状況に応じたサービス提供を行います。	福祉課
2	障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」の推進 ○障がい者の利用ニーズなどを踏まえ、「相談支援事業」や「日常生活用具給付事業」、「移動支援」などの地域生活支援事業を実施します。	福祉課
3	補装具の購入・修理・借受けの充実 ○障がい者からの要望が多い補装具について、その種目や適応範囲の拡大を県や国に要望していきます。	福祉課
4	児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの提供 ○児童発達支援等の障がい児通所支援、障がい児入所支援の各サービスの提供を行います。	福祉課
5	発達障がい者への総合的な生活支援策の検討 ○「発達障害者支援法」を踏まえ、国・県との連携による発達障がいのある人への支援策を検討します。	福祉課
6	在宅の難病患者等に対する支援 ○保健・医療・福祉の連携により訪問指導などのきめ細やかな支援体制を整備します。 ○在宅での療養生活が続ける難病患者などの生活支援のための居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス）や短期入所事業、日常生活用具の給付を継続します。	福祉課

番号	施 策・事 業 名	担 当 部 署 等
内 容		
7	新たな日中活動の場づくりの検討	福祉課
○障害支援区分の認定外となる軽度の障がい者や障がい児を対象とした日中活動の場の確保に努めます。 ○町内における日中活動の場として、就労継続支援等のサービス、地域活動支援センター事業を実施する障がい者支援拠点について検討していきます。 ○障がい者の生きがいづくりや外出機会の提供を第一に考え、障がい福祉サービスの枠に捉われず、地域の実情に即した日中活動の場や工賃が支給される就労の場の創出に向けて検討していきます。		
8	サービス提供に係る人材確保及び養成	福祉課
○利用者のニーズや障がい福祉サービス提供事業所の動向等を把握し、必要とされる情報の十分な提供に努めます。 ○町内や圏域の障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所、紫波地域障がい者基幹相談支援センター等と連携を図り、適正なサービス量の確保と資質の向上に向けた支援を行います。		

施策目標 4 障がい福祉を支える人材の育成・確保

【施策の方針】

福祉サービス等の充実と安定的提供を図るため、専門的知識と技術を身に付けた人材の育成・確保をはじめ、家族や関係者が障がい者の気持ちや要望を十分にくみ取れるよう、障がいの特性や介助の方法に関する研修等を行います。

障がい者が地域の中で自立して暮らすには様々な生活課題があります。障がい者やその家族介護者の生活支援に対するニーズは、公的なサービスでカバーする部分よりも広い領域に及ぶため、きめ細やかな支援を行うためには地域住民による協力が不可欠です。

支援を必要とする障がい者にサービスや支援者を結びつけたり、地域の様々な支援活動が相互に連携・協力できるよう、総合的な支援マネジメントの仕組みづくりを推進します。

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	担 当 部 署 等
内 容		
1	専門的人材の確保	福祉課 健康長寿課
○高齢者のサービスとの連携を図りながら、精神保健福祉士・社会福祉士・理学療法士（PT）・作業療法士（OT）・言語聴覚士（ST）・心理士・介護福祉士などの専門的な人材の確保に努めます。 ○本町在住の有資格者や知識・経験を有する町民の活用など、福祉人材の確保に努めます。		
2	福祉関係者の研修の充実	福祉課 健康長寿課
○行政や福祉施設などの職場における研修体制の充実を図ります。また、公的機関が実施する研修に専門職員を派遣するよう、参加を促進します。		
3	家族介護者などの介護研修	福祉課 健康長寿課 社会福祉協議会
○家庭での介護知識と技術の普及を図るため、介護者に県、紫波地域障がい者基幹相談支援センターなどが開催する研修会などへの参加を促進します。		
4	矢巾町障害者自立支援協議会の機能強化	福祉課
○障害者自立支援協議会は、障がい者支援の総合的なネットワーク構築のために中核的な役割を担うことから、関係機関の連携強化と有機的な機能強化に努めます。		
※障害者自立支援協議会：町が実施主体となり、行政機関、福祉サービス事業者、保健、医療、企業、警察署、消防署、障がい者団体等の代表者で構成する組織		

番号	施策・事業名	担当部署等
内 容		
5	ボランティア活動の促進	福祉課
	○社会福祉協議会と連携して、ボランティアの育成や資質の向上のために、ボランティア講座・講演会などを開催します。 ○町民に対し、ボランティア講座を開催して、各自ができる活動の契機と糸口を見つけれられるようにします。 ○地元企業や進出企業などを中心に、ボランティア休暇制度の定着を促進し、勤労者が参加しやすい環境づくりを支援し、企業ボランティアの養成を図ります。	健康長寿課 社会福祉協議会 産業観光課
6	ボランティア・NPO活動に関する情報提供の充実	福祉課
	○町や社会福祉協議会の広報など多様な媒体を活用したボランティア活動・NPO活動に関する町民への情報を提供します。 ○ボランティアやNPO相互の交流・情報交換の機会の充実とネットワーク化を促進します。	社会福祉協議会
7	ボランティアリーダーの養成	福祉課
	○社会福祉協議会、民生児童委員・主任児童委員、老人クラブなどと連携し、本町のボランティアリーダーの発掘と養成に努めます。また、ボランティアリーダーを中心としたボランティアグループづくりを支援します。	社会福祉協議会
8	ボランティア団体の育成と活動支援	福祉課
	○障がい者やボランティア・NPOに活動の場を提供するなど、町内の公共施設等の社会資源の有効活用を図ります。 ○今後、特に支援が求められる知的障がいや精神障がいのある人の支援のためのボランティアやNPOの育成を支援します。	社会福祉協議会
9	町民、事業者、ボランティア・NPO等の連携強化	福祉課
	○社会福祉協議会の「矢巾町ボランティアセンター」を核とし、町民、事業者、ボランティア、NPOなどの連携体制を強化し、障がい者の生活支援につながる多様な地域福祉活動を推進します。 ○ボランティアに関する相談や研修機会の充実などボランティアセンターとして社会福祉協議会の育成機能やコーディネート機能の充実を促進します。	社会福祉協議会
10	住民団体の養成	福祉課
	○拡大する福祉サービスの需要に対応するため、相互扶助を行っている住民団体の先進事例を参考にし、住民団体の養成に努めていきます。	健康長寿課 社会福祉協議会
11	障がいのある人のボランティア活動（ピア・サポート活動）の参加促進	福祉課
	○障がいのある人自らが、同じ立場から障がいのある人を支援するボランティア活動（ピア・サポート活動）を支援します。	社会福祉協議会

第8章 教育の振興



施策目標 1 インクルーシブ教育システムの推進

【施策の方針】

障がいの有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けることができる仕組みを構築するとともに、障がいに対する理解を深めるための取り組みを推進します。

また、LD（学習障がい）やADHD（注意欠陥多動性障がい）、広汎性発達障害などの障がいも増えていることから、学校等におけるきめ細やかな対応や支援の充実を図ります。

※インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当部署等
内 容		
1	特別支援教育の推進	学校教育課
	○障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行います。 ○特別支援教育支援員を配置し、通常の学級に在籍するLDやADHD、広汎性発達障害などの発達障がいにより特別な教育的支援が必要な子どもに対する支援を行います。 ○特別支援学級の指導の充実を図り、特別支援諸学校などとの連携のもと、障がいのある子どもの個々の実態に応じた弾力的な教育を実施します。	
2	教職員、保育士の研究・研修機会の拡充、連携体制の構築	福祉課 学校教育課 子ども課
	○学校教育と保育・幼児教育、療育の一貫性を確保するために、情報交流の充実を図り、教職員、保育士の研究・研修機会を拡充し、指導内容の向上と教育・療育相談内容の充実を図ります。 ○教育・保育・療育に携わる教員や職員等の声を日頃から聞ける場を作り、情報交換や交流を深めることにより問題を共有し、連携体制の構築を図ります。	
3	ライフステージに応じた切れ目のない支援	福祉課 健康長寿課 学校教育課 子ども課
	○就学前から卒業後まで切れ目のない支援を受けられるよう、成長記録や指導内容等に関する情報を関係機関で共有・活用するため、保護者の参画を得ながら、関係機関の連携の下、適切な支援を実施します。 ○障がいの早期発見、適切な支援につなげるため、保健・福祉等との連携の下、健康診断等の結果を踏まえ、早期からの教育相談・支援体制の充実を図ります。	
4	学校外の活動場所の確保	福祉課 子ども課 社会福祉協議会
	○学校や教育委員会等との連携を図り、放課後児童クラブ事業における障がい児の受け入れなど、放課後や長期休業時の障がい児の活動の場の確保に努めます。	

施策目標 2 教育環境の整備

【施策の方針】

障がいの有無にかかわらず、一人の人間としてその能力を最大限に伸ばしていくために、一人ひとりの個性や特性など教育的ニーズに応じた教育内容や支援体制の充実に努めるなど教育環境の整備を図ります。

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	担 当 部 署 等
内 容		
1	学校施設の整備	学校教育課
○障がいのある子どもにやさしい環境づくりのため、学校施設において、バリアフリー化を推進するとともに、誰にでも対応するユニバーサルデザインを取り入れ、障がいの有無や体格等にかかわらない施設整備を促進し、就学機会の確保に努めます。		
2	特別支援学校との連携	福祉課 学校教育課
○町内小中学校における特別支援教育の体制強化や障がいのある子どもの支援強化のため、特別支援学校等と連携し、障がいに対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取り組みを推進します。 ○特別支援学校に在籍する児童生徒と町内小中学校の児童生徒との交流及び共同学習を行い、地域とのつながりを持ち、互いに支え合いながら共に学び合い経験を広め、多様性を尊重する心を育みます。		
3	読書環境の整備	学校教育課 文化スポーツ課
○矢巾町立図書センター、学校図書館において、障がいのある子どもにやさしい読書環境の整備に努めます。		

第9章 雇用・就労、経済的自立の支援



施策目標 1 総合的な就労支援

【施策の方針】

障がい者の職業訓練のほか、障がい福祉サービスの就労移行支援や就労継続支援、ジョブコーチなど、必要なサービスや支援制度の利用促進を図り、個々の障がい者の適性にに応じて能力を十分発揮できるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着支援に努めます。

※ジョブコーチ：障がい者の職場への適応を促進するため、直接的・専門的な支援を行う者

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	担 当 部 署 等
	内 容	
1	障がい者への雇用情報の提供	産業観光課 福祉課
	○公共職業安定所や町内事業所等との連携のもと、最新の雇用情報を障がい者に提供できる体制づくりに努めます。	
2	総合的な就労相談体制の確立	福祉課
	○盛岡広域圏障害者自立支援協議会及び矢巾町障害者自立支援協議会を核とした、就労への一貫した支援と総合的な相談支援の体制の確立に努めます。	
3	障がい者の職業能力の開発・育成	福祉課 産業観光課
	○障がい者のための職業訓練に関する情報提供に努め、「障害者訓練校」や「地域障害者職業センター」などへの入校を支援します。 ○事業所と連携しながら、就労移行支援、就労継続支援A・B型の利用を通じた職業訓練により、一般就労へつながる支援を推進します。	
4	障がい福祉サービス等の活用	福祉課
	○関係事業所との連携により、就労移行支援や就労継続支援、職親委託制度などの障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の充実と利用促進を図ります。 ○就労移行事業所等を利用し、一般就労した場合、就労定着支援により職場定着を推進します。	
5	ジョブコーチの活用	福祉課
	○県や関係事業所との連携により、ジョブコーチの活用促進を図り、障がい者の就労の定着を支援します。	

番号	施 策・事 業 名	担 当 部 署 等
内 容		
6	障がい者の働きやすい就労環境づくりの促進	福祉課 産業観光課
○短時間勤務、フレックス制度等に対する企業・雇用主への理解を求め、障がい者に無理のない就労環境の構築に向け啓発していきます。 ○就労先で偏見や差別的対応を受けることなく、安心して働くことができるよう、障がい者の職場の上司、同僚等に対する障がい者理解の啓発に努めます。		
7	農福連携の推進	福祉課 産業観光課
○関係機関との連携による町内の農業者と障がい者就農支援事業所をつなぐ取り組みを通じて、農業分野での障がい者の就労支援を推進します。		

施策目標 2 経済的な自立の支援

【施策の方針】

障がい者の社会生活の安定を図り、自立や社会参加を促進するためには、経済的な基盤づくりが重要です。このため各種年金や手当制度の充実・普及を図ります。

【主要な施策】

番号	施 策 ・ 事 業 名	担 当 部 署 等
内 容		
1	経済支援のための制度等の周知 ○年金制度や福祉制度について、『広報やはば』や、社会福祉協議会の広報紙などを活用し、周知を図ります。 ○各制度を紹介している『障がい者福祉ガイドブック』を発行、配布するとともに町ホームページに掲載し、障がい者等が福祉制度を有効に活用できるよう努めます。 ○住民税の控除や自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免など、バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金などの各種割引、減免制度の周知・普及に努めます。	企画財政課 税務課 福祉課 健康長寿課 社会福祉協議会
2	心身障害者扶養共済制度等の加入支援 ○障がい者の保護者が死亡または重度障がい者になった時に、障がい者が年金を受けられる心身障害者扶養共済制度の周知を図ります。また、民間の制度も含め、障がい者のための年金制度を把握し、当事者が利用しやすいよう情報提供等の支援を行います。	福祉課
3	年金・手当などの充実に向けた働きかけ ○障害基礎年金・障害厚生年金の増額など、制度の充実を国や県に要望していきます。また、各種手当・資金の貸付制度を継続して行い、対象者の利用拡大を促進します。 ○各種租税制度の軽減・免税措置の確立を国や県に要望していきます。	福祉課 関係課
4	生活福祉資金貸付の推進 ○身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人の属する世帯に生活福祉資金の貸付けを行います。	社会福祉協議会

施策目標 3 障がい者雇用の促進

【施策の方針】

障がい者が、その適性や能力に応じて可能な限り希望する就労が実現するように、適切な雇用情報の提供を図るほか、事業所やハローワークなど関係機関との連携により、その人の適性に合った職種の開拓・開発に努め、障がい者の働く機会の拡充を図ります。

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	担 当 部 署 等
内 容		
1	雇用促進のための啓発広報活動	
	○公共職業安定所など関係機関と連携し、障がい者雇用を促進する各種助成制度の周知徹底を図り、企業に障がい者雇用の理解と協力を求めます。 ○「障害者の雇用の促進等に関する法律」に係る法定雇用率を順守するよう、企業へ働きかけます。 ○ハローワークをはじめ雇用関係機関と協力し、障がい者雇用に関わる各種助成制度等の啓発・広報に努めます。 ○在宅就業障害者支援制度（在宅就業障がい者に仕事を発注する事業主に対する特例調整金・特例報奨金の支給）の啓発・広報を行い、障がい者の多様な就業形態の確保を図ります。	福祉課 産業観光課
2	関係機関との連携による就業支援	
	○公共職業安定所、岩手県障害者職業センター、盛岡広域圏障害者就業・生活支援センター、岩手県福祉人材センターなどと連携し、障がい者職業相談事業を行います。 ○特別支援学校卒業後の進路相談の充実を図ります。	福祉課 産業観光課 社会福祉協議会
3	障がい者就業・生活支援センター等との連携強化	
	○盛岡広域圏障害者就業・生活支援センターをはじめ、各関係機関・施設等との連携を強化し、障がい者の雇用につながる情報交換やネットワークの構築に努めます。	福祉課 産業観光課
4	人材バンク制度の活用	
	○公共職業安定所との連携のもとに、障がい者を人材バンク制度に登録し、その能力を活用する機会の創出を図ります。	福祉課 産業観光課

番号	施 策・事 業 名	担 当 部 署 等
内 容		
5	公的職業訓練機関の利用促進	福祉課 産業観光課
○障がい者の適性に応じた職業的訓練の充実を図り、一般の公共職業訓練施設・身体障害者訓練校・身体障害者リハビリテーションセンターなどの紹介等を行います。		
6	民間企業の職業訓練の利用促進	福祉課 産業観光課
○民間企業が行う企業内の職業能力開発、職場適応訓練などを支援するとともに、障がい者の利用促進を図ります。		
7	新たな就業の場の開拓	福祉課 産業観光課
○商工会、関係機関との連携のもと、町内企業等に対し、個別の障がい者の特性に応じた職種・業務の新設と積極的な雇用を働きかけていきます。		

施策目標 4 福祉的就労の底上げ

【施策の方針】

民間企業における就労が困難な障がい者にとって、障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業所、就労継続支援A・B型事業所は、働く場や訓練を受ける場として重要な役割を果たしています。就労継続支援A・B型などのサービス提供を中心に、福祉的就労の場の確保と就労環境の充実に努めます。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当部署等
内 容		
1	障がい福祉サービスの提供体制の充実	福祉課
	○日中活動の場を確保するため、障がい福祉サービスの就労移行支援事業及び就労継続支援事業等のサービス提供基盤の充実に努めます。	
2	地域活動支援センター事業の推進	福祉課
	○近隣市町の地域活動支援センター等と連携して日中活動の場を確保し、障がい者の地域活動支援センター事業の利用を支援します。 ○退院可能な精神障がい者などの地域移行支援サービスの基盤は整備途上であることから、地域活動支援センターⅡ型の設置を検討します。	
3	福祉的就労を担う施設への支援	福祉課
	○障がい福祉サービス事業所だけでなく、体験事業所なども含め、福祉的就労を担う事業所・組織等の活動を支援します。	
4	企業の障がい者理解の促進	福祉課 社会福祉協議会
	○身体障害者協議会、あすなろ会（精神障がい者家族会）、やまゆり（精神保健ボランティア）、デイケアどんぐり（精神障がい者当事者の会）、矢巾町手をつなぐ親の会（知的障がい児（者）、身体障がい児（者）、精神障がい児（者）の親の会）の運営を支援し、活動の拡大を図ります。 ○企業就労に比べると福祉的就労による工賃収入は低いことから、各方面に工賃向上に向けた働きかけを行います。	
5	障がい者施設等の受注機会・販売機会等の拡大	福祉課 関係課
	○町において随意契約可能な物品や役務の受注については、「矢巾町障がい者就労施設等優先調達方針」に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達推進を図ります。 ○障がい者が製作した作品の販売や出店などの計画・活動を支援するとともに、製作商品の販路及び市場の拡大が図られるよう努めます。	

第10章 文化芸術・スポーツ等の振興



施策目標 1 文化芸術活動の支援、余暇・レクリエーション活動等の充実

【施策の方針】

障がい者が地域の中で自己実現を図りながら心豊かな生活を送ることができるよう、仲間づくりや多くの人との交流を通して生活のゆとりやうるおいを高めるため、生涯学習の機会の充実やスポーツ・レクリエーション活動の促進を図ります。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当部署等
	内 容	
1	生涯学習機会の充実	
	○障がい者がいつまでも学習を続けられるよう、関係機関と連携を図り、指導者の育成・確保など、生涯学習環境と機会の充実に努めます。 ○講座や教室の場では、必要に応じ手話通訳や要約筆記を行うなど、障がい者の学習支援に努めます。	福祉課 文化スポーツ課
2	障がい者が参加しやすいスポーツの普及・促進	
	○より多くの障がい者がスポーツに親しめるよう、障がい者が取り組みやすいスポーツを紹介し、その普及を図ります。 ○ボランティア等の協力を求めながら、指導員の確保や障がい者自らの意思で自由に参加できるサークル活動等の在り方を検討していきます。	福祉課 文化スポーツ課
3	各種スポーツ大会への参加促進	
	○国や県、地区で実施する各種スポーツ大会に積極的に参加できるよう情報を提供し、参加を促進します。 ○誰もがスポーツに親しむことができるよう障がいがある人もない人も参加できる体制の充実に努めます。 ○地域生活支援事業の移動支援事業などを通じて、町内外へのスポーツ活動への参加を支援します。	福祉課 社会福祉協議会 文化スポーツ課
4	公共スポーツ・文化施設の整備	
	○障がい者が手軽に公共のスポーツ・文化施設などを利用できるよう、施設・設備のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。	産業観光課 道路住宅課 文化スポーツ課

番号	施策・事業名	担当部署等
内 容		
5	福祉ふれあいレクリエーションなどの推進	
	○障がい者が各種の行事に参加して、楽しむことができるよう、また、障がい者団体や福祉団体、NPO団体の連携や親睦を図るため、福祉ふれあいの場やレクリエーションなどを開催し、障がいのある人のニーズに対応した社会的活動の参加促進を図ります。	福祉課 社会福祉協議会
6	文化活動の推進	
	○障がい者が手芸や絵画、写真などの作品や作業訓練等による製品を通して、自己の個性や存在をアピールできるよう、福祉芸術展やイベント等において展示の場の確保を進めます。 ○各種の地域行事に障がい者の参加を促進するため、要望に応じて手話通訳者を派遣するなど、参加しやすい環境づくりに努めます。 ○各種イベント等について、障がい者自身が企画、立案するなど主体的に参画できるような機会や体制づくりを支援します。 ○小中学校等の子どもたちと障がいのある芸術家等を招き、交流する場を設けるなど文化芸術活動の機会の充実に努めます。	福祉課 健康長寿課 学校教育課 文化スポーツ課

第11章 国際社会での連携の推進



施策目標 1 国際社会に向けた情報発信の推進等

【施策の方針】

国連や地域の国際機関等、国際的な非政府機関における障がい者のための取り組みへの積極的な参加を支援し促します。

【主要な施策】

番号	施策・事業名	担当部署等
	内 容	
1	対外的な情報発信の推進	
	○障がい者に対する国際的な取り組みへの積極的な参加を支援するため、対外的な情報発信の機会を設けます。	福祉課 文化スポーツ課
2	国際機関等による障がい者施策に関する情報収集および提供	
	○国際機関や外国政府等が行っている障がい者施策についての情報収集に努めるとともに、障がい者への情報提供を行います。	福祉課 文化スポーツ課

施策目標2 国際的枠組みとの連携の推進

【施策の方針】

障がい者施策は国際的な協調の下に行われることが必要であるため、国連や地域の国際機関、国際的な非政府組織との連携強化に努めます。

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	担 当 部 署 等
内 容		
1	「誰一人取り残さない」取り組みの推進	福祉課 企画財政課
○平成 27（2015）年に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に基づき、SDG's の達成のため、障がい者を含めた「誰一人取り残さない」取り組みを推進します。		
2	国際協力への取り組み	福祉課 文化スポーツ課
○令和 5 年（2023）年から 10 年間の「アジア太平洋障害者の十年」について、アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）事務局や他加盟国の動向に注視し、域内の障がい分野における国際協力に積極的に取り組みます。		

施策目標3 障がい者の国際交流等の推進

【施策の方針】

障がい者団体等による国際交流の機会を設け、よりグローバルな視点で障がい者施策に取り組めるよう努めます。

【主要な施策】

番号	施 策・事 業 名	担 当 部 署 等
内 容		
1	障がい者の国際交流	福祉課 企画財政課 文化スポーツ課
○障がい者が国際交流の機会を持てるよう支援します。 ○グローバルな視点で障がい者の文化芸術活動の積極的な発信を図ります。		

★ 障がい者プラン成果目標 ★

指 標		令和5年度見込	第7期計画目標値 (令和6～8年度)
①乳幼児健康診査		のびのび baby 教室 75.0% 1歳6か月健診 97.0% 2歳児キッズ教室 90.0% 3歳児健診 97.0%	のびのび baby 教室 80% 1歳6か月健診 100% 2歳児キッズ教室 95% 3歳児健診 100%
所管	健康長寿課		
②乳児委託健康診査		受診率 100%	受診率 100%
所管	健康長寿課		
③育児不安を持つ母親への支援事業		開設数 3か所	開設数 3か所
所管	子ども課		
④新生児・乳児訪問		実施率 100%	実施率 100%
所管	健康長寿課・子ども課		
⑤健康診査と保健師等による訪問指導		特定健診 50.0% 成人訪問 200回/年	特定健診 60% 成人訪問 300回/年
所管	健康長寿課		
⑥必要な医療についての支援及び 心の悩み相談の充実		定例 5回 8人/年間	定例 5回 10人/年間
所管	福祉課		
⑦精神障害者家族等への支援		家族会活動休止 随時相談を実施	随時相談受付数 5名
所管	福祉課		
⑧精神障害者当事者会への支援 (ディケアどんぐり)		会員 12人 活動 9回	会員 15人 活動 15回
所管	福祉課		
⑨精神保健ボランティア育成 (やまゆりの会)		会員 13人 活動 25回	会員 20人 活動 30回
所管	福祉課		
⑩難病対策相談		保健所と連携し、 随時相談を実施	保健所と連携し、 随時相談を実施
所管	福祉課		
⑪重度障がい者等交流事業		0回	1回
所管	社会福祉協議会		
⑫町内保育施設における障がい児保育		町内保育園・認定こども園 での受付数 7名	町内保育園・認定こども園 での受付数 10名
所管	子ども課		

指 標		令和5年度見込	第7期計画目標値 (令和6～8年度)
⑬養育支援訪問事業		150 件	150 件
所管	子ども課		
⑭教育支援委員会（就学指導及び教育相談）		年 3 回	年 3 回
所管	学校教育課		
⑮ことばの教室（言語訓練）		就学児童 1 か所 幼 児 1 か所	就学児童 1 か所 幼 児 1 か所
所管	学校教育課		
⑯福祉施設からの一般就労への移行		1 人	5 人
所管	福祉課		
⑰就労移行支援事業の利用者数		4 人	7 人
所管	福祉課		
⑱関係団体地域交流会 （身体障害者協議会、手をつなぐ親の会等の交流会）		年5回	年5回
所管	社会福祉協議会		
⑲福祉タクシー事業の実施 （地域生活支援事業 ※町単独事業）		190 人	200 人
所管	福祉課		
⑳移動支援事業の実施（地域生活支援事業）		3 人 60 時間	10 人 100 時間
所管	福祉課		
㉑「やはばのふくし」の発行		年 4 回	年 4 回
所管	社会福祉協議会		
㉒視覚障がい者等への「声の広報」		年 12 回 対象者 3 人	年 12 回 対象者 3 人
所管	社会福祉協議会		
㉓「矢巾町障がい福祉ガイドブック」の 発行・配布		新規障害者手帳取得者及び 障がい福祉サービス受給者 へ配布	配布数100部
所管	福祉課		
㉔「ふれあい広場」等における障がい者団体・施設等の活動紹介		年 1 回	年 2 回
所管	社会福祉協議会		
㉕福祉ボランティア団体の育成		12 団体	15 団体
所管	社会福祉協議会		

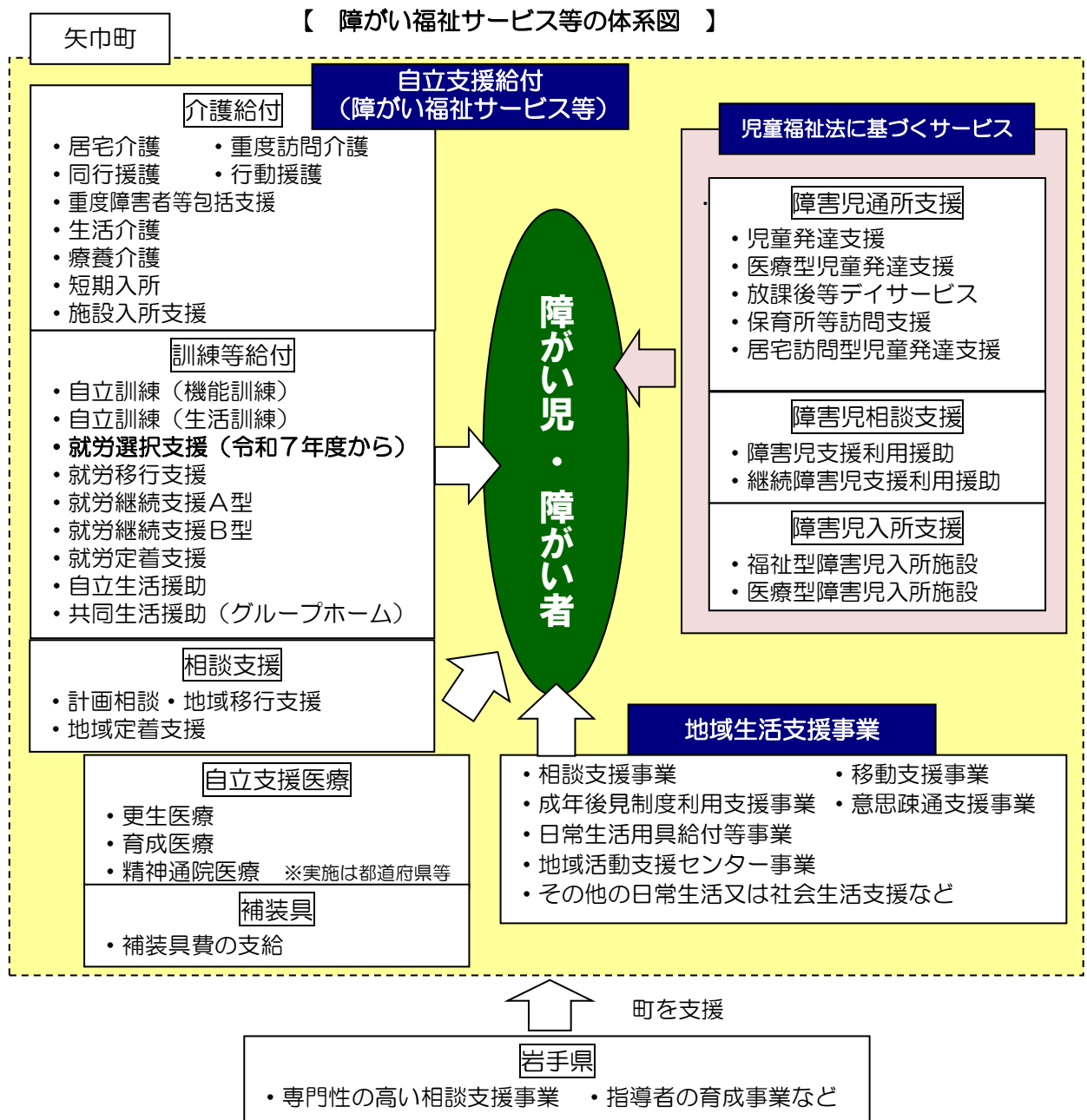
第 3 編

第7期 障がい福祉計画

第1章 障がい福祉計画の策定にあたって

1 サービス等の体系

障がい者及び障がい児を総合的に支援するサービスの全体像は次のとおりです。



障害者総合支援法に基づき、障がい者それぞれに必要な支援の程度や勘案すべき事項を踏まえた「障がい福祉サービス」の提供、市町村の創意工夫により利用者の方々の状況に応じた「地域生活支援事業」の柔軟な実施、「自立支援医療」・「補装具」の支給が行われます。

また、障がい児に対しては、「児童福祉法に基づくサービス」が提供されます。

2 障がい福祉サービス等の提供の考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に向けて、国の基本方針に基づき、次の10の視点に配慮し、目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障がい福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行っていきます。

基本視点1 訪問系サービスの充実

障がい者一人ひとりの自己選択と自己決定を尊重し、本人の障がいの状態やニーズに応じた適切な居宅支援が受けられるよう、訪問系サービスの充実に努めます。また、精神障がい者に対するサービス提供の充実に図ります。

基本視点2 日中活動系サービスの充実

障がい者の自立に向けた就労のための訓練や職場への定着を目指す支援、あるいは介護を受けながら社会とのつながりを持ち、様々な活動ができる日中活動の場の確保に努めます。

基本視点3 グループホーム及び地域生活支援拠点等の充実

障がい者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保を図るとともに、居住支援や保険・医療との連携を進め、地域生活移行の促進に努めます。

基本視点4 福祉施設から一般就労への移行等の推進

障がい者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保を図るとともに、居住支援や保険・医療との連携を進め、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及び定着を進めます。

基本視点5 強度行動障害及び高次脳機能障害に対する支援体制の充実

区分認定調査や関係機関との連携で支援ニーズを把握し、障がい福祉サービスの利用も含む支援体制整備を進めます。

基本視点6 依存症対策の推進

依存症に対する誤解及び偏見を解消するための研修の実施及び普及啓発、関係機関が密に連携して依存症の当事者及びその家族に対する支援に努めます。

基本視点7 相談支援体制の充実・強化

サービスの利用を必要とする人で、自らサービスの利用計画を立てることが困難な方を適切なサービスに結びつけるため、相談支援サービスの充実に努めるとともに、基幹相談支援センターと連携し、総合的な相談支援体制の充実を強化します。

基本視点8 地域生活移行及び地域定着の支援体制の確保

障害者支援施設や精神科病院から地域生活へ移行した後の定着や現に地域で生活している障がい者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

基本視点9 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援には発達障がい者等及びその家族への支援が重要であり、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう支援体制の構築に努めます。

基本視点10 矢巾町障害者自立支援協議会の充実

地域の課題の改善に取り組むとともに障がい福祉計画等を定め、または変更しようとする際には、地域の課題の解決に向けた積極的な提言を行います。また、協議会における個別事例の検討を通じて抽出される課題を踏まえて地域の支援体制の整備の取り組みの充実を図ります。

3 計画の数値目標

第6期までの計画では、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、令和5年度までの数値目標を設定していました。

第7期計画では、第6期の実績を振り返り、国の基本方針及び本町の実情等を踏まえ、令和8年度末までの数値目標を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行（継続）

施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数値目標を設定し、障がい者の地域生活への移行の促進に努めます。

第6期実績値		
	令和5年度（見込）	
	計画値	実績値
地域生活移行者	2人	0人
年度末における施設入所者数	22人	25人

第7期目標値		
【国の基本方針】		
▶ 令和3年度末時点での施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和3年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とする。		
	令和3年度末	令和8年度
地域生活移行者	0人	2人
年度末における施設入所者数	23人	23人

※1 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数とします。

◎国の基本方針を踏まえ、令和3年度末時点の施設入所者のうち、自立訓練などを利用し、令和8年度末までにグループホーム、一般住宅に移行する方の数値目標を2人と設定します。

◎なお、障がい者施設入所者の削減数については、高齢者等の入所者の増加や入所待機している実情を踏まえ、令和3年度末時点の施設入所者数を越えないことを目標とします。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（継続）

第6期実績値		
	令和5年度（見込）	
	計画値	実績値
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置	検討

第7期目標値			
【国の基本方針】 ▶令和8年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。 （市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置も可）			
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	検討	検討	設置

◎協議の場の設置にあたっては、国の指針を踏まえながら、関係機関との協議・検討を経て、令和8年度末までに設置を進めます。

（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実（継続）

地域生活支援拠点等は、障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、居住支援のための必要な機能を提供することを目的として整備を進めます。

第6期実績値			
	令和5年度		
	計画値	実績値	
地域生活支援拠点等の整備	1 か所	設置	
第7期目標値			
【国の基本方針】			
▶市町村又は都道府県が定める障害保健福祉圏域において、令和5年度末までに一か所以上確保し、その機能充実のために、年1回以上運用状況を検証、検討する。			
地域生活支援拠点等の運用 状況の検証、検討の回数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1 回	1 回	1 回

◎国の基本指針のもとに、岩手県においても、各地域で必要とされる地域移行・地域定着に特化した相談支援やサービス利用調整、障がい者の地域での生活を支援する機能を集約する拠点の整備を進めていきます。

◎地域生活支援拠点等に求められる機能として、「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つがあります。これらの機能の整備を進めることにより、障がい児者が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援していきます。

◎年1回以上、地域生活支援拠点の運用状況を検証、検討し、さらなる機能充実を目指します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行（継続）

障がい者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて民間企業等の就労に移行する者の数値目標を設定し、障がい者の一般就労移行の支援に努めます。

第6期実績値		
	令和5年度（見込）	
	計画値	実績値
一般就労への移行者数	6人	1人

第7期目標値		
【国の基本方針】 ▶令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とする。		
	令和3年度末	令和8年度
一般就労への移行者数	0人	5人

◎本町では、第6期計画期間中の令和3年度に一般就労に移行した実績は0人でしたが、国の基本指針を踏まえ、令和8年度は5人が一般就労へ移行することを目標とします。

(5) 就労移行支援事業の利用者数（継続）

福祉施設から一般就労への移行を進めるための手段として、就労移行支援事業の利用者数を増やしていくことを目標とします。

第6期実績値		
	令和5年度（見込）	
	計画値	実績値
就労移行支援事業の利用者数	12人	4人
第7期目標値		
【国の基本方針】 ▶令和8年度末における就労移行支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.31倍以上を基本とする。		
	令和3年度末	令和8年度
就労移行支援事業の利用者数	7人	7人

◎本町では、利用実態等を踏まえ、令和8年度は、第6期計画期間中の令和3年度末の就労移行支援事業利用者数7人から引き続き、同数の7人が利用することを目標とします。

(6) 就労継続支援（A型）の利用者数（継続）

福祉施設から一般就労への移行を進めるための手段として、就労継続支援（A型）の利用者数を増やしていくことを目標とします。

第6期実績値		
	令和5年度（見込）	
	計画値	実績値
就労継続支援（A型）の 利用者数	10人	12人

第7期目標値		
【国の基本方針】 ▶令和8年度末における就労継続支援（A型）の利用者数を令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上を目指す。		
	令和3年度末	令和8年度
就労継続支援（A型）の 利用者数	9人	12人

◎本町では、利用実態等を踏まえ、令和8年度は、第6期計画期間中の令和3年度末の就労継続支援（A型）の利用者数9人から1.33倍増加の12人が利用することを目標とします。

(7) 就労継続支援（B型）の利用者数（継続）

福祉施設から一般就労への移行を進めるための手段として、就労継続支援（B型）の利用者数を増やしていくことを目標とします。

第6期実績値		
	令和5年度（見込）	
	計画値	実績値
就労継続支援（B型）の 利用者数	102人	88人
第7期目標値		
【国の基本方針】 ▶令和8年度末における就労継続支援（B型）の利用者数を令和3年度実績の1.28倍以上を目指す。		
	令和3年度末	令和8年度
就労継続支援（B型）の 利用者数	88人	101人

◎本町では、利用実態等を踏まえ、令和8年度は、第6期計画期間中の令和3年度末の就労継続支援（B型）の利用者数88人から1.14倍増加の101人が利用することを目標とします。

(8) 就労定着支援事業の利用割合（継続）

第6期実績値		
	令和5年度（見込）	
	計画値	実績値
一般就労移行者に占める就労定着支援事業利用者の割合	70%	75%

第7期目標値		
【国の基本方針】 ▶ 令和8年度末における就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上を目指す。		
	令和3年度末	令和8年度
就労定着支援の利用者数	6人	6人

◎本町では、利用実態等を踏まえ、令和8年度は、第6期計画期間中の令和3年度末の就労定着支援の利用者数6人から引き続き、同数の6人が利用することを目標とします。

(9) 就労定着支援事業の就労定着率（継続）

第6期実績値		
	令和8年度（見込）	
	計画値	実績値
就労定着支援率8割以上の事業所が全体に占める割合	70%	75%

第7期目標値		
【国の基本方針】 ▶令和8度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率8割以上の事業所が全体の7割以上とする。		
	令和3年度末	令和8年度
就労定着率8割以上の事業所が全体に占める割合	70%	70%以上

◎本町では、国の基本指針を踏まえ、令和8年度における就労定着支援事業による就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

(10) 相談支援体制の充実・強化等（継続）

第6期実績値			
	令和5年度（見込）		
	計画値	実績値	
相談支援体制の充実・強化等 （町単独・圏域）	町及び圏域で各1か所ずつ	設置	

第7期目標値			
【国の基本方針】 ▶ 令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。			
町単独・圏域での取組	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	町及び圏域で 各2回	町及び圏域で 各2回	町及び圏域で 各2回

◎本町では、町障害者自立支援協議会を中心に、障がい者団体、保健・福祉・医療関係者、学識経験者、民生児童委員・主任児童委員、紫波地域障がい者基幹相談支援センター、関係行政機関及び庁内の関係各課等と連携し相談支援体制の充実・強化に努めていきます。

◎圏域としては、紫波地域障がい者基幹相談支援センターを中心に、紫波郡内の相談支援専門員の質の向上を図るため、各種研修や事例検討等を実施し人材育成やネットワークの強化に努めていきます。

(11) 就労選択支援の利用者数（新規）

第7期目標値			
【国の基本方針】 ▶就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向がある者が利用できるよう、関係機関等と連携し、地域における実施体制の整備等について検討を行った上で、取り組みを進めること。			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援の利用者数	—	2人	3人

◎令和7年度からの新規事業について、本町では、国の基本指針を踏まえ、障がい者等のニーズ、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型を新たに利用する者を勘案して目標を設定します。

第2章 障がい福祉サービス等

1 訪問系サービス

在宅生活を支援するサービスとして、「居宅介護(ホームヘルプ)」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」があります。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

【 サービス一覧 】

サービス名	給付の種類	内容	対象者
居宅介護 (ホームヘルプ)	自立支援給付 (介護給付)	自宅にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、通院などの移動介護を行うサービスです。	障害支援区分1以上の者
重度訪問介護	自立支援給付 (介護給付)	常時介護を必要とする重度の肢体不自由障がい者を対象に、自宅にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、外出時の移動介護などを総合的に行います。	障害支援区分4以上の者
同行援護	自立支援給付 (介護給付)	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者を対象に、外出時において、当該障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護など外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む。)排せつ・食事の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。	重度の視覚障がい者 ※身体介護を伴う場合、 障害支援区分2以上の者
行動援護	自立支援給付 (介護給付)	知的障がいや精神障がいによって常に介助を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行います。	障害支援区分3以上の者
重度障害者等 包括支援	自立支援給付 (介護給付)	介護の必要性が著しく高い人に居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的にを行います。	障害支援区分6の者

第7期計画の見込量と確保方策

(1か月当たり)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
第6期の 計画値 ・ 実績値	・居宅介護	20人 420時間	19人 423時間	20人 420時間	25人 408時間	20人 486時間	26人 410時間
	・重度訪問介護	2人 100時間	3人 195時間	2人 100時間	3人 220時間	2人 154時間	3人 230時間
	・同行援護	1人 10時間	0人 0時間	1人 10時間	0人 0時間	1人 32時間	0人 0時間
	・行動援護	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	1人 1時間	0人 0時間	1人 10時間
	・重度障害者等 包括支援	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
	計	23人 530時間	22人 618時間	23人 530時間	29人 629時間	23人 530時間	30人 650時間
第7期の 見込み		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		30人 650時間		30人 650時間		30人 650時間	

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 訪問系サービスは、障がい者の在宅生活を支える上で重要であることから、今後も、町内及び近隣市町のサービス提供事業者を通じた必要なサービス提供体制の確保を図るとともに、ホームヘルパーの養成などを含め、福祉関係団体とともにサービス内容や提供方法等を検討し、利用者の希望に即した質の高いサービス提供に努めます。
- 重度障害者等包括支援は、現在サービスの利用はありませんが、新規参入を検討する事業者に対しては、サービス必要量等に関する情報提供を積極的に行い、事業者の参入を促します。
- 施設入所者や退院可能な精神障がい者の地域移行により、グループホームや単身での地域生活を始めるにあたり、サービスの利用が円滑にできるよう配慮するとともに、障がいの内容や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、それぞれの障がいの特性を理解したホームヘルパーの養成を事業所に働きかけていきます。
- サービス提供事業者に対しては、3障がい（身体、知的、精神）や難病の個々の障がいの特性等に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。

2 日中活動系サービス

日中活動を支援するサービスとして、「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援(A型)」、「就労継続支援(B型)」、「就労定着支援」、「療養介護」、「短期入所」があります。各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

(1) 生活介護

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (介護給付)	常に介護を必要とする人に、主に日中、障がい者支援施設などで食事や入浴、排泄などの介護や生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	障害支援区分3 (50歳以上は区分2) 以上の者

第7期の見込量と確保方策

(1か月当たり)						
第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	66人 1,260人日	61人 1,212人日	70人 1,335人日	63人 1,203人日	74人 1,415人日	76人 1,451人日
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	77人 1,450人日		78人 1,468人日		80人 1,505人日	

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。

○サービス提供事業者に対しては、3障がい（身体、知的、精神）や難病の個々の障がいの特性等に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。

(2) 自立訓練（機能訓練）

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (訓練等給付)	地域生活を営む上で必要となる身体機能・生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間(18か月以内)行います。	一定の支援が必要な身体障がい者

第7期の見込量と確保方策

第6期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1人	2人	1人	2人	1人	2人
	13人日	22人日	13人日	31人日	13人日	31人日
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	2人		2人		2人	
	30人日		30人日		30人日	

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。
- サービス提供事業者に対しては、個々の障がいの状況等に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の十分な提供に努めます。

(3) 自立訓練（生活訓練）

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (訓練等給付)	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間(18か月以内)行います。	一定の支援が必要な 知的・精神障がい者

第7期の見込量と確保方策

(1か月当たり)

第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	3人 44人日	1人 13人日	2人 39人日	2人 58人日	2人 35人日	3人 58人日
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	3人 60人日		3人 60人日		3人 60人日	

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。
- サービス提供事業者に対しては、個々の障がいの状況等に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の十分な提供に努めます。

(4) 就労移行支援

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (訓練等給付)	一定期間(24か月以内)、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	一般就労を希望し、知識・能力の向上のための必要な訓練や支援により就労が見込まれる65歳未満の者

第7期の見込量と確保方策

(1か月当たり)						
第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	10人 160人日	7人 183人日	11人 176人日	5人 115人日	12人 192人日	6人 120人日
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	6人 120人日		7人 140人日		7人 140人日	

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。
- 福祉施設や相談支援事業所及び就労移行支援事業所と連携を図り、就労移行支援事業の利用促進を図ります。
- サービス利用後の就労先の確保が必要となることから、地域自立支援協議会を核としながら、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、就労に関する総合的な支援を図ります。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の十分な提供に努めます。

(5) 就労継続支援（A型）

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (訓練等給付)	雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。	企業等に就労することが困難な障がいのある者

第7期の見込量と確保方策

(1か月当たり)						
第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	8人 160人日	9人 183人日	9人 180人日	12人 252人日	10人 200人日	12人 252人日
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	12人 260人日		12人 260人日		12人 260人日	

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。
- 相談支援事業者や就労継続支援事業者との連携を図り、必要なサービスの利用につながるよう支援に努めます。
- 福祉施設や企業等の理解を得ながら、賃金(工賃)の向上など就労条件の改善に努めます。
- 地域自立支援協議会を核としながら、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、福祉的な就労に関する総合的な支援を図ります。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の十分な提供に努めます。

(6) 就労継続支援（B型）

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (訓練等給付)	就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	就労移行支援事業などを利用したが就労に結びつかなかった者、就労していて離職した者及び一定の年齢に達しており、就労が困難な者

第7期の見込量と確保方策

第6期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	87人 1,566人日	88人 1,584人日	95人 1,710人日	88人 1,542人日	102人 1,836人日	92人 1,612人日
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	95人 1,665人日		98人 1,718人日		101人 1,770人日	

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。
- 相談支援事業者や就労継続支援事業者との連携を図り、必要なサービスの利用につながるよう努めます。
- 福祉施設や企業等の理解を得ながら、賃金(工賃)の向上など就労条件の改善に努めます。
- 地域自立支援協議会を核としながら、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、福祉的就労に関する総合的な支援を図ります。
- 障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の十分な提供に努めます。

(7) 就労定着支援

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (訓練等給付)	相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

第7期の見込量と確保方策

(1か月当たり)						
第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	4人	6人	4人	5人	5人	5人
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	6人		6人		6人	

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○サービスを安定的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。

(8) 就労選択支援

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (訓練等給付)	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、適性にあった選択の支援を行います。	就労系サービスの利用を希望しており、就労にあたって必要な支援や配慮が必要な者

第7期の見込量と確保方策

第7期の 見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	一人	2人	3人

▶サービスの確保に向けて

- サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。
- 相談支援事業者や就労継続支援事業者との連携を図り、必要なサービスの利用につながるよう努めます。

(9) 療養介護

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (介護給付)	医療と常時介護を必要とする方に、病院などの施設で医学的管理の下に、食事や入浴、排泄などの介護や日常生活上の相談支援、機能訓練などを行います。	①ALS患者などで呼吸管理を行っている障害支援区分6の者 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で障害支援区分5の者

第7期の見込量と確保方策

第6期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	4人 122人日	4人 121人日	4人 122人日	4人 143人日	4人 122人日	5人 150人日
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	5人 150人日		5人 150人日		5人 150人日	

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○サービスを安定的に提供できるよう、利用者ニーズを把握に努め、医療機関との連携を図ります。

(10) 短期入所

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (介護給付)	介護者が病気などの理由で一時的に障がい者（児）の介護ができない場合、施設に宿泊して入浴や排泄、食事の介護など日常生活上の支援を行います。	障害支援区分1以上の者

第7期の見込量と確保方策

(1か月当たり)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
第6期の 計画値・実績値	福祉型	7人 50人日	5人 41人日	7人 50人日	6人 49人日	7人 50人日	12人 98人日
	医療型	2人 10人日	1人 15人日	2人 10人日	2人 0人日	2人 10人日	2人 10人日
第7期の 見込み		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	福祉型	13人 106人日		14人 114人日		15人 122人日	
	医療型	2人 10人日		2人 10人日		2人 10人日	

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○サービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。

3 居住系サービス

居住を支援するサービスとして、「共同生活援助（グループホーム）」、「施設入所」、「自立生活支援」があります。各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

（１）共同生活援助（グループホーム）

サービス名	給付の種類	内容	対象者
共同生活援助 （グループホーム）	自立支援給付 （訓練等給付）	日中は就労又は就労継続支援などの 日中活動サービスを利用している身 体障がいのある人・知的障がいのある 人・精神障がいのある人に共同生活の 場を提供し、相談や日常生活上の援助 を行います。また、利用者のニーズに 応じて食事等の介護等も行います。	・夜間や休日、共同生活を行 う住居で相談や日常 生活上の援助を必要と する者 ・食事や入浴などの介護が 必要な者（障害支援区分 の認定が必要です）

第7期の見込量と確保方策

第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	40人	40人	44人	42人	48人	49人
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	53人		53人		53人	

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○障がい者の地域生活への移行を促進するためには、知的障がいや精神障がいのある人の生活の場としてグループホーム等の整備が必要になります。今後も施設入所者や精神障がいのある人の意向を十分把握した上で、関係機関の協力を得ながら、利用者のニーズに応じた居住系サービスの確保を進めていきます。

(2) 施設入所支援

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (介護給付)	夜間に介護が必要な人や自立訓練・就労移行支援を利用している障がいのある人で単身の生活が困難な方、通所が困難な方に夜間の居住の場を提供し、日常生活上の支援を行います。	障害支援区分4 (50歳以上は区分3) 以上の者

第7期の見込量と確保方策

第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	23人	23人	22人	23人	22人	25人
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	23人		23人		23人	

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○施設入所支援について、多くの利用者は町外施設を利用しています。こうした現状を踏まえ、県や他市町村と連携しながら、広域的な視点から質の高いサービス提供の推進に取り組みます。

(3) 自立生活援助

給付の種類	内容	対象者
自立支援給付 (訓練等給付)	定期的に利用者の居宅を訪問し、状況や課題の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者

第7期の見込量と確保方策

第6期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1人	0人	1人	0人	1人	2人
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	2人		2人		2人	

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○サービスを安定的に提供できるよう、利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、サービス提供基盤の充実に努めます。

4 相談支援

計画的な支援を必要とする人を対象に相談支援を行います。サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

サービス名	給付の種類	内容	対象者
計画相談支援	計画相談支援 給付費	サービス等利用計画案の作成、サービス事業者等との連絡調整を行います。	障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者
地域移行支援	地域相談支援 給付費	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを行います。	障がい者支援施設などに入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者
地域定着支援	地域相談支援 給付費	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に相談などの対処を行います。	居宅において単身などで生活する障がい者

第7期の見込量と確保方策

(1か月当たり)								
第6期の 計画値 ・ 実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
		計画相談支援	47人	48人	52人	52人	57人	64人
		地域移行支援	1人	0人	1人	0人	1人	0人
		地域定着支援	1人	0人	1人	0人	1人	0人
第7期の 見込み		令和6年度		令和7年度		令和8年度		
		計画相談支援	60人	60人	60人			
		地域移行支援	1人	1人	1人			
		地域定着支援	1人	1人	1人			

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 障がい福祉サービス等の利用者に対し、計画的な支援を提供するために、町内や近隣市町の相談支援事業所、紫波地域障がい者基幹相談支援センターと連携し、サービスの提供・充実を図ります。
- 支援を必要とする利用者は今後も需要の増加が見込まれ、サービスの利用調整・モニタリングなどの支援が提供されるよう、利用者のニーズや事業所の動向等を把握しながら、地域で必要とされる相談支援専門員数の確保推進を行います。
- 地域移行支援、地域定着支援は、第6期において実績がない理由として、当該サービスが浸透していないことが考えられ、それぞれのサービス対象となる障がい者の把握とサービス提供体制の確保を図ります。

5 自立支援医療と補装具

（１）自立支援医療制度

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減するための医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

利用者負担は基本的には1割ですが、低所得の方だけでなく、一定の負担能力があっても継続的に相当額の医療費負担が生じる方々にも月額負担に上限を設定するなどの負担軽減策が講じられています。

名称	内容	対象者
精神通院医療	継続的な通院を要する精神疾患の治療等のために必要な医療費の支給を行います。	精神疾患のため、通院による医療を継続的に必要とする者
更生医療	その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる人に対して、その障がいの除去・軽減に必要な医療費の支給を行います。	更生相談所の判定に基づき支給認定を受けた身体障がい者
育成医療		身体に障がいのある児童またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童

▶今後の方策

○制度の周知のほか、障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めます。

（２）補装具費の支給

補装具とは「身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就業に、長時間にわたって継続して使用される装具のこと」で、義肢や車いすなどがあります。補装具を必要とする身体に障がいのある人に購入・修理・借受けにかかる費用の給付を行います。

内容	対象者
身体に障がいのある人に、その障がいを補うための補装具の購入・修理・借受けに要した費用を助成します。原則的には、1割負担ですが、世帯の所得に応じて月額上限額があります。また、それぞれの補装具の交付基準額を超えた額は自己負担となります。	身体障害者手帳所持者（健康保険や労災保険、介護保険で給付を受けることができる人を除きます。）

▶今後の方策

○制度の周知のほか、障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めます。

第3章 地域生活支援事業

障がい者が自らの適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援するために、地域生活支援事業を実施します。

地域生活支援事業には「理解促進研修・啓発事業」、「相談支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」、「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」等の「必須事業」と、市町村が任意に行うことができる「任意事業」があります。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

内容	対象者
障がい者福祉に関する関係法令等の理解促進活動及び障がい者等に対する差別や偏見が生じないよう市民等の意識の高揚を図る啓発活動を行います。	次のいずれかに該当する個人又は団体。 ・町内に住所を有すること ・町内の事業所等に在籍し、勤務していること ・町内の学校等に在学していること

第7期の見込量と確保方策

第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	有	有	有	有	有	有
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	有		有		有	

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○地域の住民等を対象に、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントを開催します。

(2) 自発的活動支援事業

内容	対象者
障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。	町内の障がい者やその家族、地域住民など

第7期の見込量と確保方策

第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	有	無	有	無	有	無
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	有		有		有	

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○障がい者やその家族、地域住民が自発的に行う活動の支援を図ります。

(3) 相談支援事業

内容	対象者
障がいのある人の自立した日常生活、社会生活を営むことを目的に福祉サービスの利用援助、権利擁護のために必要な援助を行います。	サービスを利用するすべての障がい者

第7期の見込量と確保方策

第6期の 計画値 ・ 実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
		基幹相談支援センター	有	有	有	有	有	有
		市町村相談支援機能 強化事業	有	有	有	有	有	有
		住宅入居等支援事業	有	有	有	有	有	有
第7期の 見込み		令和6年度		令和7年度		令和8年度		
		基幹相談支援 センター	有	有	有			
		市町村相談支援機能 強化事業	有	有	有			
		住宅入居等支援事業	有	有	有			

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 平成29年度に設置した基幹相談支援センターを中心に、地域に密着した総合的な相談支援を更に強化していきます。
- 専門的な人材の配置等を図る相談支援機能強化事業については、平成29年度に設置した基幹相談支援センターへの配置を継続していきます。
- 住宅入居等支援事業の対象者である「賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者」への対応が必要な場合は、基幹相談支援センターが窓口となり、不動産業者に対する住宅の斡旋依頼、入居手続きの支援等を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

内容	対象者
成年後見制度の利用が必要と認められる障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障がい者の権利擁護を図ります。	成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で成年後見制度の利用に要する経費について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者

第7期の見込量と確保方策

第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		(1年当たり) 令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	1人	0人	1人	1人	1人	0人
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	1人		1人		1人	

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○第6期においては、1人利用実績があり、引き続き、成年後見制度による保護・援助が必要と認められる知的障がいのある人または精神障がいのある人やその家族に対して、同制度の利用支援に取り組み、権利擁護を図ります。

○成年後見制度の利用について、必要となる経費の全てまたは一部について補助を行います。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

内容	対象者
成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。	成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で、法人等による成年後見等の利用が必要であると認められる者

第7期の見込量と確保方策

第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	有	無	有	無	有	無
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	有		有		有	

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修などを行います。
- 法人後見活動の安定的な実施のための組織体制や専門職による支援体制の構築などを行います。
- 町内の社会福祉法人に対し、事業実施に向けた働きかけを行います。

(6) 意思疎通支援事業

事業名	内容	対象者
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	聴覚及び音声又は言語機能に障がいのある人の依頼に応じて、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。	視覚、聴覚及び音声又は言語機能の障がい者
手話通訳者設置事業		
入院時コミュニケーション事業	病院又は診療所に入院する障がい者等と医療従事者とのコミュニケーションの仲介及びこれに伴う見守り支援を行います。	病院又は診療所に入院している障害支援区分が6の者及びこれに準ずる者

第7期の見込量と確保方策

(1年当たり)									
第6期の 計画値 ・ 実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度			
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値		
		手話通訳者 要約筆記者派遣事業	2 件	4 件	2 件	25 件	2 件	30 件	
		手話通訳設置事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	
入院時コミュニケーション事業		0 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人		
第7期の 見込み		令和6年度		令和7年度		令和8年度			
		手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業		30 件		30 件		30 件	
		手話通訳設置事業		1 人		1 人		1 人	
		入院時コミュニケーション事業		1 人		1 人		1 人	

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 手話通訳者及び要約筆記者の派遣については、引き続き岩手県立視聴覚障がい者情報センターに委託することにより、サービスの確保を図ります。
- 第6期では、手話通訳者派遣の利用者が2人ありましたが、潜在的な利用希望者がいることが考えられます。そのため、対象者の把握と利用促進に努めます。
- 本町においては、手話通訳者等の人材の恒常的な配置は難しいことから、派遣事業を通じた意思疎通のためのサービス確保を図ることとし、計画期間においては他市町村との連携を図りながら、サービスの確保に努めます。
- 入院時コミュニケーション事業は、医療機関及び事業所と連携し、サービスの確保に努めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

用具種別	内容例	対象者
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子	在宅の 身体障がい者 又は 最重度の 知的障がい者
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などを支援する用具	
在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車や電動式たん吸引器、盲人用体温計など在宅療養を支援する用具	
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置など情報収集や情報伝達、意思疎通などを支援する用具	
排泄管理支援用具	ストマ装具など排泄管理を支援する用具	
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	居宅における円滑な生活動作などを図るために小規模な住宅改修を行う際の費用の一部を助成	

第7期の見込量と確保方策

(1年当たり)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
第6期の 計画値 ・ 実績値	介護・訓練支援用具	3件	4件	3件	0件	3件	0件
	自立生活支援用具	2件	3件	2件	3件	2件	1件
	在宅療養等支援用具	7件	7件	7件	5件	7件	5件
	情報・意思疎通支援用具	3件	5件	3件	2件	3件	2件
	排泄管理支援用具	160	794件	165件	832件	170件	857件
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1件	2件	1件	0件	1件	0件
第7期の 見込み		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		3件		3件		3件	
		2件		2件		2件	
		5件		5件		5件	
		3件		3件		3件	
		882件		908件		935件	
		1件		1件		1件	

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○重度の障がい者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与し、日常生活の便宜を図ります。日常生活用具給付の決定、給付品目の選定は、実情に合わせて適正な運用を図ります。

○日常生活用具の必要な障がい者へ事業内容の周知を図るとともに、用具がスムーズに提供できるよう、事業者をはじめ各方面の関係者に働きかけ、サービス提供の確保に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

内容	対象者
意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話言語を習得した者を養成します。	手話言語の習得を希望する町民等

第7期の見込量と確保方策

第6期の 計画値・実績値	(1年当たり)					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	6人 (講習修了者)	3人 (講習修了者)	10人 (講習修了者)	6人 (講習修了者)	10人 (講習修了者)	6人 (講習修了者)
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	10人 (講習修了者)		10人 (講習修了者)		10人 (講習修了者)	

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○県や岩手県聴覚障害者協会、社会福祉協議会などの関係団体等との連携のもと、手話奉仕員養成講座を開催し、本町において意思疎通支援の担い手となる人材の育成に取り組めます。

(9) 移動支援事業

内容	対象者
屋外での移動に困難がある障がいのある人に対し、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。	障がいによって単独での移動が困難である障がい者

第7期の見込量と確保方策

(1年当たり)

第6期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	8人 170時間	7人 138時間	9人 190時間	7人 120時間	10人 210時間	3人 50時間
第7期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	5人 85時間		5人 85時間		5人 85時間	

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 屋外での移動が困難で支援の必要がある障がい者に対して、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的に、外出のための個別支援を行います。
- 今後も引き続き、町内や近隣市町の事業者を通じたサービス提供体制を確保し、社会生活上不可欠な外出の支援を円滑に行うことで、障がい者の地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。

(10) 地域活動支援センター

類型	内容	対象者 規 模
I 型	専門職員(精神保健福祉士など)を配置し、医療・福祉や地域の社会基盤との調整、地域におけるボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る普及啓発などを行います。	・障がい者 ・利用人員20人以上
II 型	地域での就労が困難な在宅の障がいのある人に、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを行います。	・障がい者 ・利用人員20人以上
III 型	創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図り、地域の実情に応じた支援を行います。	・障がい者 ・利用人員10人以上

第7期の見込量と確保方策

第6期の 計画値 ・ 実績値		(1年当たり)					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	町 内	0 か所 0 人	0 か所 0 人	0 か所 0 人	0 か所 0 人	1 か所 2 人	0 所 0 人
	町 外	1 か所 1 人	1 か所 1 人	1 か所 1 人	1 か所 5 人	1 か所 1 人	1 か所 1 人
第7期の 見込み		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		0 か所 0 人		0 か所 0 人		1 か所 1 人	
		1 か所 1 人		1 か所 1 人		1 か所 1 人	

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○矢巾町では、盛岡市にある法人に委託し、創作的活動や生産活動の機会の提供や、社会との交流促進等の便宜を図ることを通じて、障がい者の地域生活を支援する事業として実施しています。

○また、平成24年度からは地域活動支援センターの職員の派遣のもと、町主催で精神障害者向けの講座を開催しています。

2 任意事業

サービス名	内容	対象者
日中一時支援事業	在宅障がい児者を一時的に預かることで、日中活動の場を提供し、家族の一時的な介護負担の軽減を図ります。	日中に監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい児者
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者等への情報提供・社会参加促進を支援するため、点字、声の広報などを発行します。	文字による情報入手が困難な障がい者
自動車免許取得費補助事業	障がいのある人の就労等の社会参加を促進するため、自動車運転免許を取得する場合に補助金を交付します。	障害者手帳の交付を受けている者であって、運転免許の取得により、就労等の社会参加の促進が見込まれる者
自動車改造費等補助事業	障がいのある人の社会復帰の促進を図るため、障がいのある人が自ら運転する自動車又は障害のある方を乗せる介助者の自動車の改造相当部分に補助金を交付します。	身体障害者手帳の交付を受けている者であって、自ら運転する自動車の一部を改造する者又は介助者であって、運転する自動車を改造、購入する者
訪問入浴サービス事業	自宅及び通所先での入浴が困難な重度の障がい児者に対し、入浴車による訪問入浴サービスを提供します。	自宅及び通所先での入浴が困難な重度の障がい児者
医療的ケア児・者等在宅レスパイト事業	在宅の医療的ケア児・者に対し、訪問看護師が自宅に出向き、一定時間家族の代わりに医療的ケアを行うことで家族の一時休息（レスパイト）やリフレッシュを図ります。	在宅の医療的ケア児・者及びその家族等

第7期の見込量と確保方策

(1年当たり)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
第6期の 計画値 ・ 実績値	日中一時支援事業	50人 2,500回	49人 2,503回	55人 2,830回	46人 2,397回	60人 3,160回	52人 2,709回
	点字・声の広報等発行事業	12回	12回	12回	12回	12回	12回
	自動車免許取得費補助事業	1件	0件	1件	0件	1件	1件
	自動車改造費補助事業	2件	2件	2件	1件	2件	1件
	訪問入浴サービス事業	1人	1人	2人	1人	2人	1人
	医療的ケア児・者等在宅レスパイト事業	2件	1件	3件	1件	4件	1件
第7期の 見込み		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	日中一時支援事業	60人 3,126回		60人 3,126回		60人 3,126回	
	点字・声の広報等発行事業	12回		12回		12回	
	自動車免許取得費補助事業	1件		1件		1件	
	自動車改造費補助事業	3件		3件		3件	
	訪問入浴サービス事業	2人		2人		2人	
	医療的ケア児・者等在宅レスパイト事業	2件		2件		2件	

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 日中一時支援を、社会福祉法人等に委託することによりサービス提供を確保します。
- 点字・声の広報等発行事業は、現在、声の広報を町社会福祉協議会がボランティア活動として実施していることから、社会福祉協議会と連携を図り、引き続き事業を実施します。文字による情報入手が困難な障がいがある方等のために、点訳、音訳その他ご本人に分かりやすい方法により、県や町の広報、視覚障がい者等障がい者関係事業の紹介、生活情報、その他地域生活をする上で必要度の高い情報などを選択し、定期的に必要な方に提供します。
- 自動車免許の取得により社会参加が見込まれる障がい者に免許取得に要した費用の一部を補助します。
- 自ら自動車を運転する身体障害者手帳所持者又は介助者で、所有または取得する自動車を改造・購入する場合、費用の一部を補助します。
- 訪問入浴サービス事業は、地域における重度障がいがある方の生活を支援するため、今後も事業所と連携し、サービス提供を確保します。
- 医療的ケア児・者等在宅レスパイト事業は、在宅の医療的ケア児者の看護を行う家族の負担軽減を図るため、訪問看護ステーションと連携し、必要なサービスを提供します。

第 4 編

第 3 期 障がい児福祉計画

第1章 障がい児福祉計画の策定にあたって

1 計画の数値目標

第3期計画では、障がい児及びその家族に対する支援について、国の指針に基づき、本町及び障がい児を取り巻く環境の実情等を踏まえ、令和8年度末までの数値目標を設定します。

(1) 児童発達支援センターの設置

地域の障がい児やその家族の相談支援、障がい児を預かる施設への援助・助言等を行うため、地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制の構築を目指し、中核的な役割を果たす機関として児童発達支援センターの設置を進めます。

第2期実績値		
	令和5年度（見込）	
	計画値	実績値
児童発達支援センターの設置	1 か所	0 か所
第3期目標値		
【国の基本方針】 ▶令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置すること（市町村単独での設置が困難な場合は圏域での設置も可）。		
	令和4年度末	令和8年度
児童発達支援センターの設置	未設置	設置

◎国の基本方針を踏まえ、近隣市町との協議・検討を経て、令和8年度末までに町または圏域による設置を進めます。

(2) 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築

児童発達支援センターの設置・取り組みや、保育所等訪問支援等を活用し保育所等の育ちの場において連携・協力することで、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制構築に努めます。

第2期実績値		
	令和5年度（見込）	
	計画値	実績値
保育所等訪問支援を利用出来る体制の構築	設置	設置

第3期目標値			
【国の基本方針】			
▶令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制を構築すること。			
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	体制強化	体制強化	体制強化

◎国の基本方針を踏まえ、令和8年度末までに体制の強化を進めます。

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児及びその家族を支援するため、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。

第2期実績値			
	令和5年度（見込）		
	計画値	実績値	
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	7か所	5か所	

第3期目標値			
【国の基本方針】 ▶令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保すること（重症心身障がい児の支援において、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域でも可）。			
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	5か所	5か所	5か所

◎国の基本方針を踏まえ、圏域での協議・検討を経ながら、令和8年度末までに町内におけるサービス提供事業所の更なる確保を目指します。

(4) 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置及び医療的ケア児コーディネーターの配置

障がい児やその家族、医療的ケア児等が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置・体制強化を進めるとともに、医療的ケア児等に対応するためコーディネーターの配置に努めます。

第2期実績値			
	令和5年度（見込）		
	計画値	実績値	
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	設置	設置	

第3期目標値			
【国の基本方針】 ▶令和8年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各都道府県、各圏域及び市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。			
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	設置	設置	設置
医療的ケア児コーディネーターの配置	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	配置	配置	配置

◎国の基本指針を踏まえ、町としての協議の場のあり方を検討しながら、その機能強化に努めるとともに、圏域においても協議の場の設置を進めます。

◎医療的ケア児コーディネーターを配置するとともに、行政職員や地域の事業所職員等が中心となって専門的な研修を受講し、知識やスキルの向上を図ることにより医療的ケア児の支援の充実に努めます。

第2章 児童福祉法に基づく障がい児福祉サービス

平成24年4月以降、児童福祉法改正に伴い児童福祉法に根拠規定が一本化され、障がい種別に分かれていた施設体系については、通所・入所の利用形態の別により、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・医療型児童発達支援）と障害児入所支援（福祉型・医療型）に一元化されました。また、平成30年4月からは「居宅訪問型児童発達支援」が新設されました。各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

1 障害児通所支援

サービス名	内容	対象者
児童発達支援	障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。	身体障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神障がいのある児童（発達障がい児を含む） ※手帳の有無は問わず
放課後等 デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中における居場所づくりとともに、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行い、自立を促進します。	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい児
保育所等訪問支援	保育所等を利用する障がい児が、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行います。	保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障がい児
医療型 児童発達支援	総合的な療育機能を担い、継続した集団療育と個別療育を通して、運動障がいのある児童とそのご家族に専門的な支援を行います。	身体障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神障がいのある児童（発達障がい児を含む） ※手帳の有無は問わず
居宅訪問型 児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	重症心身障害児などの重度の障がい児であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児

第3期の見込量と確保方策

(1か月当たり)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
第2期の 計画値 ・ 実績値	児童発達支援	11人 134人日	13人 158人日	12人 135人日	14人 149人日	12人 136人日	15人 165人日
	放課後等 デイサービス	82人 850人日	92人 1041人日	85人 880人日	99人 1068人	88人 910人日	108人 1194人日
	保育所等訪問支援	2人 2人日	0人 0人日	2人 2人日	0.08人 0.08人	2人 2人日	1人 1人日
	医療型 児童発達支援	4人 70人日	2人 40人日	4人 70人日	0.25人 3.9人日	4人 70人日	0.2人 0.4人
	居宅訪問型 児童発達支援	0人 0人日	0人 0人日	1人 2人日	0人 0人日	1人 2人日	0人 0人日
第3期の 見込み		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	児童発達支援	16人 170人日		17人 175人日		18人 180人日	
	放課後等 デイサービス	116人 1240人日		124人 1290人日		132人 1340人日	
	保育所等訪問支援	2人 2人日		3人 3人日		4人 4人日	
	医療型 児童発達支援	2人 40人日		2人 40人日		2人 40人日	
	居宅訪問型 児童発達支援	1人 2人日		1人 2人日		1人 2人日	

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 関係機関との連携を図り、支援を必要とする障がい児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。
- 保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。
- サービス提供事業者に対し、障がいの特性や障がい児支援の知識を有する指導員等の確保・養成を促し、サービスの充実に努めます。
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。

2 障害児入所支援

サービス名	内容	対象者
福祉型児童入所支援	保護、日常生活の指導、知識技能を付与することにより、重度・重複障がいや被虐待児への対応を図るほか、自立（地域生活移行）のための支援を行います。	身体障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神障がいのある児童 ※発達障がい児を含む
医療型児童入所支援	保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことにより、重度・重複障がいや被虐待児への対応を図るほか、自立（地域生活移行）のための支援を行います。	入所等する障がい児のうち知的障がい児、肢体不自由児、重症心身障がい児

第3期の見込量と確保方策

(1か月当たり)

第2期の 計画値 ・ 実績値		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	福祉型児童入所支援	1人	0人	1人	0人	1人	0人
	医療型児童入所支援	1人	0人	1人	0人	1人	0人
第3期の 見込み		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		福祉型児童入所支援		1人		1人	
		医療型児童入所支援		1人		1人	

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 関係機関との連携を図り、支援を必要とする障がい児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。
- 保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。

3 障害児相談支援

内容	対象者
障害児通所支援を申請した障がい児について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行った場合、障害児相談支援給付費を支給します。	障害児通所支援を申請した障がい児であって、町が障害児支援利用計画案の提出を求めた者

第3期の見込量と確保方策

第2期の 計画値・実績値	(1か月当たり)					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	23人	30人	29人	32人	35人	38人
第3期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	42人		46人		50人	

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用にあたり、ケアマネジメントを図ることによりきめ細かく支援するため、障がい児通所支援を利用するすべての障がい児に対し、障がい児支援利用計画を作成します。
- 発達障がい児など支援を必要とする利用者は今後も需要の増加が見込まれ、利用者のニーズや事業所の動向等を把握しながら、地域で必要とされる相談支援専門員数の確保に努めます。

4 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

内容	対象者
医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整するコーディネーターを配置し、医療的ケア児の支援を行います。	医療的ケア児（経管栄養、痰吸引などが必要な児童）

第23期の見込量と確保方策

第2期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	配置	配置	配置	配置	配置	配置
第3期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	配置		配置		配置	

※令和5年度の実績は令和5年9月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

- 医療的ケア児支援のため関連分野の支援を総合的に調整するコーディネーターを配置し、医療的ケア児の支援の充実に努めます。
- 医療的ケア児等が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置・体制強化に努めます。

5 パarentプログラムやParentトレーニング等の支援体制の確保

内容	対象者
ParentプログラムやParentトレーニングを通して、障がいの有無に関わらず、子どもの特性を理解した対応を身につけることにより、子育ての悩みを解消することを目指し保護者の支援を行います。	発達障がい等のある子どもの保護者、育児に不安のある保護者など

第3期の見込量と確保方策

第2期の 計画値・実績値	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	10人	2人	10人	7人	10人	11人
第3期の 見込み	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	10人		10人		10人	

※令和5年度の実績は令和5年10月末時点の見込値

▶サービスの確保に向けて

○ParentプログラムやParentトレーニング講習会を開催し、発達障がいのある子どもの保護者や育児に不安を抱える保護者に対して、子どもの特性を理解した対応方法の相談・助言等の支援の充実に努めます。

資料編

1 矢巾町障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の保健、医療、福祉（以下「障害保健福祉等」という。）に関し、障害者等が安心して生涯を過ごせる地域社会を確立するため、町内での相談支援事業をはじめとする障害保健福祉等に関する仕組みや障害者等の地域での自立・多様な就労等を支援する方策を検討する場として、矢巾町障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 矢巾町における相談支援体制の整備・充実強化に関すること。
- (2) 矢巾町障害者計画、矢巾町障害福祉計画及び矢巾町障害児福祉計画の具体化に向けた協議、評価及び見直しに関すること。
- (3) 障害保健福祉等の専門分野ごとの支援方策に関すること。
- (4) その他協議会において検討が必要とされたこと。

(組織)

第3条 協議会は、委員 17 人以内をもって組織し、委員は別表に掲げる関係団体等から町長が任命する。

- 2 委員の任期は3年とする。ただし、欠員が生じた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(部会の設置)

第6条 第2条に規定する所掌事項の専門的な協議の推進を図るため、別表第2のとお

り部会を設置する。

- 2 部会の構成部会員は、会長が委嘱する。
- 3 部会員の任期は、第3条第2項の規定を準用する。

(部会長及び副部会長)

第7条 部会に、部会長及び副部会長1人を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。
- 3 部会は、部会長が招集し、主宰する。

(庶務)

第8条 協議会及び部会の庶務は、福祉課において処理する。ただし、障害者相談支援事業を委託している相談支援事業者に、事務の一部を委託することができる。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に矢巾町障害者自立支援協議会の委員である者は、この告示の施行の日に、この告示による改正後の矢巾町障害者自立支援協議会設置要綱（以下「新要綱」という。）第3条第1項の規定による矢巾町障害者自立支援協議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委員の任期は、新要綱第3条第2項の規定にかかわらず、同日における従前の矢巾町障害者自立支援協議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。
- 3 この告示の施行の際現に矢巾町障害者自立支援協議会の会長及び副会長である者は、この告示の施行の日に、新要綱第4条第1項の規定による矢巾町障害者自立支援協議会の会長及び副会長に定められたものとみなす。
- 4 この告示の施行に伴い新たに委嘱されることとなる部会員の任期については、新要綱第6条第3項の規定にかかわらず、附則第2項後段の規定による委員の任期と同一の期間とする。

別表（第3関係）

関係団体等
医師代表者
盛岡広域振興局
矢巾町商工会
紫波警察署矢巾交番
盛岡南消防署矢巾分署
矢巾町社会福祉協議会
障害者自立支援相談支援事業所専門員
福祉施設の代表者
知的障害者相談員
身体障害者相談員
精神障害者家族会
知的障害者家族会
身体障害者協議会
知識経験者
児童福祉施設の代表者
教育機関の代表者

別表第2（第6条関係）

部会名	所掌事項
地域生活支援部会	・ 地域資源の整備 ・ 権利擁護及び差別解消に係る地域課題への対応 ・ 就労や余暇に係る資源の開発 ・ 当事者、支援者及び事業所等の研修会 ・ その他障がい者に関する取り組み
子ども支援部会	・ 重症心身障がい児及び知的・精神（発達）障がい児に係る地域課題への対応 ・ 医療、教育及び福祉等の関係者内での協議 ・ 事例検討会

	・その他障がい児に関する取り組み
計画検討部会	・障がい者プラン、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に関すること

2 矢巾町障害者自立支援協議会委員名簿

(委嘱期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日まで)

	関係団体名	氏 名	備 考
1	社会福祉法人新生会 医療型障害児入所施設 みちのく療育園メディカルセンター 名誉園長	伊 東 宗 行	医師代表者 (協議会会長)
2	盛岡広域振興局保健福祉環境部福祉課 課長	前 澤 明 子	盛岡広域振興局保健福祉環 境部福祉課課長
3	矢巾町商工会 事務局長	山 本 良 司	矢巾町商工会
4	紫波警察署矢巾交番 所長	吉 田 優 佑	紫波警察署矢巾交番
5	盛岡南消防署 矢巾分署 分署長	徳 田 覚	盛岡南消防署矢巾分署
6	社会福祉法人 矢巾町社会福祉協議会 事務局長	佐 藤 由 子	矢巾町社会福祉協議会
7	社会福祉法人新生会 紫波地域障がい者基幹相談支援センター 所長	田 代 拓 之	障害者自立支援相談支援事 業所専門員
8	社会福祉法人いちご会 障がい者相談支援事業所「百万石」 所長	門 馬 経 一	障害者自立支援相談支援事 業所専門員 (協議会副会長)
9	社会福祉法人新生会 障害者支援施設 新生園 施設長	稲 邊 宜 彦	福祉施設の代表者
10	矢巾町知的障害者相談員	高 橋 知 子	知的障害者相談員
11	矢巾町身体障害者相談員	佐 藤 峯 徳	身体障害者相談員
12	矢巾町あすなろ会 (活動休止中)	—	精神障害者家族会
13	矢巾町手をつなぐ親の会 会長	寄 内 久 子	知的障害者家族会
14	矢巾町身体障害者協議会 会長	廣 田 直 吉	身体障害者協議会
15	矢巾町民生児童委員協議会 会長	佐々木 順 子	知識経験者
16	社会福祉法人いちご会 放課後等デイサービスセンター「いちご園」 管理者	垣 本 隆 史	児童福祉施設の代表者
17	矢巾町校長会	小 原 賢	教育機関の代表者

3 矢巾町障害者自立支援協議会計画検討部会名簿

(令和6年3月現在)

	関係団体名	氏 名
1	社会福祉法人新生会 障害者地域生活支援センター しんせい	吉 田 清 久
2	社会福祉法人新生会 障害者支援施設 新生園	小 山 拓 郎
3	社会福祉法人いちご会 障がい者相談支援事業所「百万石」	鱒 沢 敬 子
4	社会福祉法人新生会 障害者支援施設 第二新生園	金 本 麻 里
5	社会福祉法人新生会 医療型障害児入所施設 みちのく療育園メディカルセンター	小 舘 千 公
6	社会福祉法人新生会 多機能型事業所 あさあけの園	千 葉 美 香
7	特定非営利活動法人 ふる里福祉会 相談支援事業所ふる里	佐々木 浩子
8	株式会社ニチイ学館 ニチイケアセンター矢巾	千 田 結 香
9	株式会社フォレスト百万石 フォレストファーム	蛙 田 さ と
10	社会福祉法人いちご会 共同生活援助事業所 フォレストハウス矢巾	鷹 薮 和 也
11	特定非営利活動法人ムーヴメント 多機能型事業所 とくたん	藤 村 ゆみ子
12	社会福祉法人 いちご会 放課後等デイサービスセンター「第2いちご園」	土 谷 文 子
13	矢巾町地域包括支援センター	遠 藤 聖 義
14	社会福祉法人 矢巾町社会福祉協議会	小 松 晃
15	矢巾町教育研究所	小野寺 良明
16	矢巾町保育協議会	大 峠 理 香
17		工 藤 綾 乃
18	矢巾町健康長寿課	佐 藤 詩 音

資料編

19	矢巾町教育委員会事務局子ども課	村 上 純 弥
20	矢巾町教育委員会事務局学校教育課	佐々木 奈 緒
	事務局（矢巾町福祉課）	野 中 伸 悦
	事務局（矢巾町福祉課）	立 花 真 記
	事務局（矢巾町福祉課）	上 野 康 隆
	事務局（矢巾町福祉課）	畠 山 亜希子

4 矢巾町障がい者プラン・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定経過

日 程	内 容
令和 5 年 5 月 29 日	第 1 回矢巾町障害者自立支援協議会
	※アンケート調査内容の確認 ※計画の概要説明、スケジュールの提示 ※作業部会設置について
令和 5 年 6 月 21 日	第1回作業部会
	※アンケート調査票について
令和 5 年 7 月 14 日	第2回矢巾町障害者自立支援協議会
	※アンケート調査票について 部会設置について
令和 5 年 7 月 日	アンケート調査実施 ※8月 31 日〆切
	【アンケート対象者】各障害者手帳保持者 1,110 名 障がい児サービス受給者証保持者 80 名 一 般 310 名
令和 5 年 7 月～9 月	アンケート調査結果取りまとめ
	※福祉課で作業
令和 5 年 10 月 24 日	第2回作業部会(第1回計画検討部会)
	※基本理念についてグループワーク
令和 5 年 11 月 21 日	第2回計画検討部会
	※第 7 期障がい者プラン等の骨子案
令和 5 年 12 月 8 日	目標値、サービス見込量等を試算し、中間報告として県に提出
令和 5 年 12 月 22 日	第3回矢巾町障害者自立支援協議会
	※第 7 期障がい者プラン等の最終案協議
令和 6 年 1 月 12 日	【パブリックコメント】 開始 ※ホームページ、福祉係窓口において周知。
令和 6 年 2 月 13 日	【パブリックコメント】 終了
令和 6 年 2 月 29 日	第4回矢巾町障害者自立支援協議会
	※最終案 承認。
令和 6 年 3 月 28 日	第7期障がい者プラン・障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の公表

矢巾町福祉のまち宣言

私たちは、幸せで心豊かな地域社会を築くために、町民一人ひとりが生きがいをもち、互いに手を取りあいながら、健康でやさしさと思いやりに満ちた福祉のまちにすることを誓います。

- 1、^{ふくし}福祉の心をはぐくみ、視野を広げることに努めます。
- 1、^く暮らしの中に、いたわりあうボランティア活動をすすめます。
- 1、^{しょうがい}生涯にわたり、生きる喜びをみんなで分かちあいます。
- 1、^の伸びのびと、健康でぬくもりのある環境をめざします。
- 1、^{まち}町を愛し、人を愛する心を親から子へ伝えていきます。

平成7年11月17日制定

～表紙の作品について～

盛岡となん支援学校に通う工藤このみさんの作品を載せさせていただきました。半面に絵の具を塗った画用紙を半分に折りきれいな「ちょう」をつくってくれました。



第7期矢巾町障がい者プラン・障がい福祉計画 及び第3期障がい児福祉計画

「つなぐ」「つながる」「ともに生きる」

～医療・福祉・教育の充実したまちづくりを目指して～

令和6年3月

発行 矢巾町

編集 矢巾町福祉課

〒028-3692

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地

TEL 019-697-2111（代表）

FAX 019-697-3700

ホームページアドレス

<https://www.town.yahaba.iwate.jp>

